

平成 19 年度政策評価結果の政策への反映状況

平 成 2 1 年 5 月
金 融 庁

表1 金融庁の政策評価に関する計画の策定状況

| | | |
|----------------|---|---|
| 基本計画の名称 | 金融庁における政策評価に関する基本計画（平成14年4月1日策定） 平成14年9月13日改正 平成15年7月1日改正 平成16年7月7日改正 平成17年7月26日改正 平成18年7月10日改正 平成19年7月3日改正 | |
| 基本計画の主な規定内容 | 計画期間 | 平成15年7月1日から20年6月30日まで |
| | 事前評価の対象等 | 事前評価は、事業評価の方式を基本とする。 評価の対象は、次のとおり。 法令に基づき評価が義務付けられている政策に該当するもの 規制の新設など金融庁において新規に開始又は拡充される事業（予算、規制、法令等） |
| | 事後評価の対象等 | 事後評価は、実績評価、総合評価及び事業評価の方式を基本とする。 評価方式別の評価の対象は、次のとおり。 実績評価：金融庁の任務を達成するために重要な政策を対象 総合評価：新規に開始した制度等で一定期間を経過した政策又は社会的状況の急激な変化等により見直しが必要とされる政策を対象 事業評価：法第7条第2項第2号に該当する政策（総合評価の方式を適用するものを除く。）及び事業評価の方式により事前評価を実施した政策のうち途中又は事後の時点での検証が必要と認められたものを対象 |
| | 政策評価の結果の政策への反映 | 政策評価を実施した場合には、政策所管部局は、予算・機構定員、法令審査等を担当する部局とも調整しつつ政策評価の結果を踏まえ検討を行い、新規の政策の立案又は現行の政策の見直しに活用することにより、評価結果を政策へ適切に反映させるものとする。 |
| | 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備 | 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、総務企画局政策課とし、金融庁のホームページ等において意見を受け付ける。 寄せられた意見・要望については、政策評価の質を向上させるため、関係する部局等において適切に活用を図るものとする。 |
| 基本計画の名称 | 金融庁における政策評価に関する基本計画（平成20年7月3日策定） | |
| 基本計画の主な規定内容 | 計画期間 | 平成20年7月1日から24年3月31日まで |
| | 事前評価の対象等 | 事前評価は、事業評価方式を基本とする。 評価の対象は、次のとおり。 法令に基づき評価が義務付けられている政策（要件に該当する個々の研究開発、公共事業、政府開発援助） 規制を新設し、若しくは廃止し、又は規則の内容の変更をすることを目的とする政策 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業（を除外） に準ずるもので、社会的影響の大きい政策 |
| | 事後評価の対象等 | 事後評価は、事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式を基本とする。 評価方式別の評価の対象は、次のとおり。 事業評価：評価法第7条第2項第2号に該当する政策（総合評価の方式を適用するものを除く。）及び事業評価の方式により事前評価を実施した政策のうち途中又は事後の時点での検証が必要と認められたもの 実績評価：金融庁の任務を達成するために重要な政策 総合評価：政策の決定から一定期間を経過した政策 |
| 政策評価の結果の政策への反映 | 政策評価を実施した場合には、政策所管部局は、予算及び機構・定員、法令審査等を担当する部局とも調整しつつ政策評価の結果を踏まえ検討を行い、新規の政策の立案又は現行の政策の見直しに活 | |

| | | |
|-------------|---|---|
| | | 用することにより、評価結果を政策へ適切に反映させるものとする。 |
| | 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備 | 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、総務企画局政策課とし、金融庁のホームページ等において意見を受け付ける。 寄せられた意見・要望については、政策評価の質を向上させるため、関係する部局等において適切に活用を図るものとする。 |
| 実施計画の名称 | 平成 19 年度金融庁政策評価実施計画（平成 19 年 7 月 3 日策定） | |
| 実施計画の主な規定内容 | 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式 | 事業評価：過去に事前評価を実施し平成 19 年度に効果が発現する事業（モデル事業、成果重視事業を含む） 実績評価：25 政策 総合評価：1 つのテーマ |
| | 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの） | 該当する政策なし |
| | その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの） | 該当する政策なし |
| 実施計画の名称 | 平成 20 年度金融庁政策評価実施計画（平成 20 年 7 月 3 日策定） | |
| 実施計画の主な規定内容 | 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式 | 事業評価：過去に事前評価を実施し平成 20 年度に効果が発現する事業（成果重視事業については、効果発現の有無に関わらず事後評価を実施） 実績評価：24 施策 総合評価：1 つのテーマ |
| | 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの） | 該当する政策なし |
| | その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの） | 該当する政策なし |

(注) 金融庁は事務年度により計画期間を定めているため、平成 20 年度（会計年度）に係る計画は複数にわたる。

表2 金融庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

| 政策評価の対象としようとした政策の区分 | | 評価実施件数 | 政策評価の結果の内訳件数 | | 政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数 | |
|---------------------------------------|--------------------------------|--|--|---|-----------------------|--|
| 事前評価 | 事業評価方式：1件 (新規事業)〔表5-3-ア〕 | 実施が妥当 | 1 | 評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定） | 1 | |
| | | | | うち概算要求に反映 | 1 | |
| | | | | うち機構・定員要求に反映 | 1 | |
| | | | | 機構要求に反映 | 0 | |
| | | | | 定員要求に反映 | 1 | |
| | 事業評価方式：23件 (規制)〔表5-3-イ〕 | 規制の新設又は改廃は妥当 | 23 | 評価結果を踏まえて、法案を国会に提出した | 10 | |
| 評価結果を踏まえて、政令等を制定及び改正した | | | | 13 | | |
| 事後評価 | 実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号) | 実績評価方式：25件 (成果重視事業1件含む) 〔表5-3-ウ〕 | 11 | 政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていく必要がある | 18 | |
| | | | | 【引き続き推進】 | | |
| | | | | うち概算要求に反映 | 13 | |
| | | | | うち機構・定員要求に反映 | 10 | |
| | | | | 機構要求に反映 | 7 | |
| | | | | 定員要求に反映 | 9 | |
| | | 政策の達成に向けて成果が上がっているが、取組の充実・改善等を行う必要がある | 14 | 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定）【改善・見直し】 | 7 | |
| | | | | うち概算要求に反映 | 1 | |
| | | | | うち機構・定員要求に反映 | 3 | |
| | | | | 機構要求に反映 | 0 | |
| | | | | 定員要求に反映 | 3 | |
| | | | | 政策の重点化等 | 0 | |
| 政策の一部廃止・休止・中止 | 0 | | | | | |
| 事業評価方式：6件 (成果重視事業3件含む) 〔表5-3-エ〕 | そのまま継続が妥当 | 3 | 現時点では成果の発現は予定されていないが、引き続きこれまでの取組を進めていく必要がある | 0 | | |
| | | | 評価結果を踏まえ、当該政策を廃止、休止又は中止した（廃止、休止又は中止する予定）【廃止・休止・中止】 | | | |
| | | | 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めることとした【引き続き推進】 | 3 | | |
| 総合評価方式：1件 〔表5-3-オ〕 | そのまま継続が妥当 | 1 | 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った【改善・見直し】 | 3 | | |
| | | | 評価結果を踏まえ、当該政策を廃止、休止又は中止した【廃止・休止・中止】 | 0 | | |
| | | | 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた。（進める予定）【引き続き推進】 | 1 | | |
| | | | | うち概算要求に反映 | 0 | |
| | | | | うち機構・定員要求に反映 | 0 | |

| 政策評価の対象 としようとした 政策の区分 | | 評価実施件数 | 政策評価の結果 の内訳別件数 | | 政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数 | |
|--------------------------------|----------|--------|-------------------|--|----------------------------|--|
| 未着手 (法第7条第2 項第2号イ) | 該当する政策なし | | | | | |
| 未了 (法第7条第2 項第2号ロ) | 該当する政策なし | | | | | |
| その他の 政策 (法第7条第2 項第3号) | 該当する政策なし | | | | | |

(注) 「実績評価：25件」の「政策評価の結果の内訳別件数」については、1つの評価対象政策に対し、2つの達成目標ごとに評価の結論を導いているものがあるため、実施件数とは一致しない。

表3 金融庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 事業評価方式を用いて、「平成20年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、平成21年度概算要求に係る1新規・拡充事業を対象として評価を実施し、その結果を平成20年8月29日に「平成20年度事業評価書」として公表。

表3 - ア 事業評価方式により事前評価した政策

| 評価対象政策 | |
|--------|--------------------|
| 1 | 「金融庁業務支援統合システム」の開発 |

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html) の表5 - 4 - 参照。

- (2) 規制の新設又は改廃に係る23政策について評価を実施し、その結果を平成20年4月25日、5月9日、6月23日、8月28日、9月19日、11月14日、11月18日、21年1月19日、3月5日及び3月27日に「規制の事前評価書」として公表。

表3 - イ 規制を対象として事前評価した政策

| 評価対象政策 | |
|--------|---------------------------------------|
| 1 | 信託契約代理店の届出事項等の緩和 |
| 2 | ETF(上場投資信託)の多様化 |
| 3 | 電子債権記録機関の指定に関する規定 |
| 4 | 15歳未満の者又は同意のない者を被保険者とする死亡保険の引受けに関する規定 |
| 5 | いわゆるプロ向け市場の創設 |
| 6 | ETF(上場投資信託)の多様化 |
| 7 | 金融商品取引法上の開示規制の適用対象外とされるみなし有価証券の追加 |
| 8 | 開示用電子情報処理組織(EDINET)使用時の届出手続の見直し |
| 9 | 銀行の出張所の設置等に関する事前届出制度の見直し |
| 10 | 銀行・証券・保険間のファイアーウォール規制の見直し |
| 11 | 空売り規制の強化 |
| 12 | 企業結合、セグメント情報等及び賃貸等不動産に関する注記規定の新設、改正等 |
| 13 | 信用格付業者に対する公的規制の導入 |
| 14 | 金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)の創設 |
| 15 | 特定投資家(プロ)と一般投資家(アマ)の移行手続きの見直し |
| 16 | 有価証券店頭デリバティブ取引への分別管理義務の導入 |
| 17 | 金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ |
| 18 | 「有価証券の売出し」定義の見直し |
| 19 | 前払式支払手段に係る制度整備 |
| 20 | 資金移動(為替取引)に係る制度整備 |
| 21 | 銀行間の資金決済(資金清算)に係る制度整備 |
| 22 | 事業者団体(認定資金決済事業者協会)に係る制度整備 |
| 23 | 継続企業の前提に関する注記規定の改正 |

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html) の表5 - 4 - 参照。

2 事後評価

- (1) 実績評価方式を用いて、「平成19年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、25政策についての目標等を対象として評価を実施し、その結果を平成20年8月29日に「平成19年度実績評価書」として公表。

表3 - ウ 実績評価方式により事後評価した政策

| | 評価対象政策 | 評価結果の反映状況 |
|----|---|-----------|
| 1 | 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施 | 引き続き推進 |
| 2 | 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施 | 引き続き推進 |
| 3 | システミックリスクの未然防止及びペイオフ解禁後の円滑な破綻処理のための態勢整備 | 引き続き推進 |
| 4 | 国際的な金融監督のルール策定等への貢献 | 引き続き推進 |
| 5 | 新興市場国の金融当局への技術支援 | 引き続き推進 |
| 6 | 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底 | 改善・見直し |
| 7 | 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実 | 引き続き推進 |
| 8 | 金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実 | 改善・見直し |
| 9 | 会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化 | 引き続き推進 |
| 10 | 公認会計士監査の充実・強化 | 引き続き推進 |
| 11 | 金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応 | 引き続き推進 |
| 12 | 取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視 | 引き続き推進 |
| 13 | 取引の公正の確保等に向けた市場関係者の取組みの強化 | 改善・見直し |
| 14 | 個人投資家の参加拡大 | 引き続き推進 |
| 15 | 金融・資本市場等の機能拡充 | 引き続き推進 |
| 16 | ITの戦略的活用 | 引き続き推進 |
| 17 | 我が国金融・資本市場の国際化への対応 | 改善・見直し |
| 18 | 地域の再生・活性化及び中小企業金融の円滑化 | 引き続き推進 |
| 19 | 「官から民へ」の改革に対する適切な対応 | 引き続き推進 |
| 20 | 多様で良質な金融商品・サービスの提供に向けた制度設計 | 改善・見直し |
| 21 | 金融行政の透明性・予測可能性の向上 | 引き続き推進 |
| 22 | 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応 | 引き続き推進 |
| 23 | 人材の育成・強化のための諸施策の実施 | 改善・見直し |
| 24 | 行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進 | 引き続き推進 |
| 25 | 専門性の高い調査研究の実施 | 改善・見直し |

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html) の表5-4 - 参照。

- (2) 所掌するすべての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

事業評価方式を用いて、「平成20年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、過去に事業評価(事前評価)を実施し、平成20年度に効果が発現する事業のうち、以下の6事業を対象として評価を実施し、その結果を平成20年8月29日に「平成20年度事業評価書」として公表。

表3 - エ 事業評価方式により事後評価した政策

| | 評価対象政策 | 評価結果の反映状況 |
|---|---|-----------|
| 1 | 少額短期保険募集人管理業務システム開発 | 引き続き推進 |
| 2 | パーゼルの国内実施に伴う審査・承認業務等に対応したシステムの整備 | 改善・見直し |
| 3 | オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化 | 改善・見直し |
| 4 | 有価証券報告書等に関する電子開示システム(EDINET)の更なる基盤整備等 | 引き続き推進 |
| 5 | 最適化計画の実施に伴う有価証券報告書等に関する電子開示システム(EDINET)の再構築 | 引き続き推進 |

| | | |
|---|--------------------------|--------|
| 6 | 公認会計士試験に係るコンピュータ・システムの構築 | 改善・見直し |
|---|--------------------------|--------|

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html) の表5 - 4 - 参照。

- (3) 総合評価方式を用いて、「平成16年度金融庁政策評価実施計画」等に基づき、以下の1政策を対象として評価を実施し、その結果を平成20年8月29日に「平成20年度総合評価書(金融システム改革(日本版ビッグバン))」として公表。

表3 - オ 総合評価方式により事後評価した政策

| | 評価対象政策 | 評価結果の反映状況 |
|---|--------------------|-----------|
| 1 | 金融システム改革(日本版ビッグバン) | 引き続き推進 |

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090522_1_2.html) の表5 - 4 - 参照。

表4 金融庁における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況（個表）

事前評価

表4 - 事業評価方式により事前評価した政策

| 施策名 | 「金融庁業務支援統合システム」の開発 |
|-------------------------------|---|
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】</p> <p>（総合的評価） 政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。</p> <p>（必要性） 当事業により構築されるシステムは、銀行法や金融商品取引法等に基づき行われる金融機関等の検査・監督業務及び証券取引等監視等業務の適切な実施を支援するものである。</p> <p>（効率性） ・ 当事業は最適化計画に掲げられたものであり、経費の削減や業務処理時間の短縮が期待できることから、適正な手段である。 ・ 金融検査監督データシステム、モニタリングシステム、証券総合システムを統合して再構築することにより、統合後のシステムの調達、開発及び運用の合理化が期待できる。 また、最適化計画において、統合後のシステムが基盤となって業務上必要な情報をデータベースに蓄積し検索性を高めることにより、金融庁及び財務局等の担当職員が、適切なアクセス管理の下で業務上必要な情報に適時に利用できる仕組みを構築することなどから、業務の効率性の向上が期待できる。</p> <p>（有効性） ・ 新規施策のため、これまでに達成された効果はないが、最適化計画全体の効果として、単年度で約2.1億円の経費削減及び約9,450日の業務処理時間の短縮を見込まれる。</p> <p>（事後的な検証時期等） ・ システム開発（機能追加及び修正等）完了予定時期：平成23年度 ・ 目標の達成時期：平成24年度 ・ 事後的な検証を行う時期：平成25年度</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 達成目標 平成24年度から単年度で約2.1億円の経費の削減及び約9,450日の業務処理時間の短縮（いずれも試算値） ・ 測定指標 削減経費金額、短縮業務処理時間 |
| <p>政策評価の結果の政策への反映状況</p> | <p>予算要求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計・開発事業者の調達のため、21年度予算要求を行い、予算措置(337百万円)された。なお、当事業の設計・開発事業者の調達について、平成21年2月に入札公告を行った。 |

表 4 - 規制を対象として事前評価した政策

| | | |
|------------------|---|--|
| 政策の名称 | 信託契約代理店の届出事項等の緩和 | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>【内容】 現状、信託契約代理店は、営業所等の設置・所在地の変更・廃止等、登録事項に変更があった際には、その日から2週間以内に主たる営業所等を管轄する財務局長に登録事項変更届出書を提出しなければならない。また、届出書の添付書類として、営業所等の設置時には「法人の登記事項証明書」及び「設置した営業所等の組織及び人員配置を記載した書面」が必要であり、営業所等の所在地の変更・廃止時には「法人の登記事項証明書」が必要である。(信託業法第71条第1項、信託業法施行規則第74条第1項) 今般、信託契約代理店の営業所等の設置・所在地の変更・廃止に関する変更届出の際に、「法人の登記事項証明書」の添付を不要とするよう、規制の変更を行う。また、これと併せて信託会社の登録事項変更届出についても同様に、規制の変更を行う。</p> <p>【目的及び必要性】 信託契約代理店の営業所等の設置・所在地の変更・廃止に関する登記事項証明書を手に入れるためには、当該信託契約代理店は管轄法務局・地方方法務局に対し変更登記申請を行い、変更登記を了する必要がある。しかし、変更登記の標準処理期間は約10日間とされており、その後登記事項証明書を手に入れるため、2週間以内に登録事項変更届出書を提出できない場合がある。</p> <p>さらに、当該届出書の提出が遅延した場合、所属信託兼営金融機関・所属信託会社は、不祥事件報告書を提出しなければならない(信託業法施行規則第48条)。</p> <p>このように、登録事項変更届出に関する事務負担が、登記事項証明書の入手に一定の期間を要することにより発生していることを踏まえ、信託契約代理店の営業所等の設置・所在地の変更・廃止に関する変更届出の際の添付書類について見直しを行う。</p> | |
| 法令の名称・関連条項とその内容 | 信託業法施行規則第23条第1項、第74条第1項、別表第一、第十 | |
| 想定される代替案 | 信託契約代理店の営業所等の設置・所在地の変更・廃止に関する登録事項変更届出について、全ての添付書類(「法人の登記事項証明書」、「設置した営業所等の組織及び人員配置を記載した書面」)を不要とする。 | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案 |
| (遵守費用) | 登記事項証明書の取得に係る費用が不要となる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 登記事項証明書の取得に係る費用が不要となる。 ・ 「設置した営業所等の組織及び人員配置を記載した書面」の作成に係る費用が不要となる。 |
| (行政費用) | 営業所の確認のための事務コストが増加。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業所の確認のための事務コストが増加。 ・ 「設置した営業所等の組織及び人員配置を記載した書面」の添付が不要となることから、当局において新しい営業所の営業体制を別途確認する必要が生じる。 |
| (その他の社会的費用) | 特になし。 | 信託契約代理店の営業所において適切な営業体制が確保されないまま信託契約代理業が行われる可能性があるため、利用者保護に支障が生じるおそれがある。 |
| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 信託契約代理店の届出事務の簡素・合理化。 ・ 所属信託兼営金融機関・所属信託会社における信託契約代理店の管理コストが低下。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 信託契約代理店の届出事務の簡素・合理化 ・ 所属信託兼営金融機関・所属信託会社における信託契約代理店の管理コストが低下。 |
| 政策評価の結果(費用と便益の関) | <p>本案を現状と比較すると、営業所の確認のための事務コストの増加が考えられるものの、信託契約代理店の届出事務の簡素・合理化等の便益が発生することから、全体として便益が増加すると考えられる。</p> <p>また、本案と代替案を比較すると、いずれにおいても同様の便益が発生する一方、代替</p> | |

| | |
|----------------------|--|
| 係の分析等) | 案においては、当局が営業所等の体制を確認できず、適切な営業体制が確保されないまま信託契約代理業が行われ利用者保護に支障が生じるおそれがあるため、本案による改正が適当である。 |
| 政策評価の結果の 政策への反映状況 | 規制の事前評価の結果を踏まえ、信託業法施行規則の一部を改正した(施行:平成 20 年6月)。 |

| | | |
|----------------|---|---|
| 政策の名称 | ETF(上場投資信託)の多様化 | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>【内容】 現在、現物拋出型ETFが連動対象とする指標は、金融庁長官が個別に告示による指定を行う株価指数に限定されており、投資対象についても指数を構成する株式に限定されている。今般、投資信託及び投資法人に関する法律施行令等を改正し、現物拋出型ETFについて、株価指数一般及び株価指数以外の指標を連動対象とすることを可能とし、投資対象についても、株式以外の有価証券を対象に加えることとする。この際、指標連動型ETFについて、満たすべき要件を設けることとする。</p> <p>【目的及び必要性】 諸外国では、ETFの多様化が急速に進展しており、我が国においても、投資者保護に留意しつつ、利用者利便の向上の観点から、ETFについて時機に応じた迅速な商品設計を可能とし、その多様化を一層推進する必要がある。</p> | |
| | 法令の名称・関連条項とその内容 | 投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第19条 投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第2号イの規定に基づき株価指数を定める件(平成13年金融庁告示第55号) 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第10条、第11条、第14条 |
| 想定される代替案 | 現物拋出型ETFについて、株価指数一般及び株価指数以外の指標を連動対象とすることを可能とするとともに、投資対象についても、株式以外の有価証券を対象に加えることとするが、指標連動型ETFについて満たすべき要件を設けないこととする。 | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案 |
| (遵守費用) | 指標連動型ETFについて、その受益証券の市場価格が指標の変動を適切に反映して形成されるための措置が必要となる場合に、当該措置を講じるための費用が必要となる。 | 指標連動型ETFについて、その受益証券の市場価格が指標の変動を適切に反映して形成されるための措置が求められていないため、こうした措置を講じるかどうかは任意となり、規制による費用は生じない。 |
| (行政費用) | 現物拋出型ETFについて、株価指数の告示指定が廃止されることから、連動対象を追加するための新たな告示指定を行う費用が削減される。 | 左記と同様に告示指定を行う費用が削減されるが、恣意性の強い指標に連動したETFや指標の動きと大幅に乖離した市場価格となりうるETFが組成されるおそれがあり、このようなETFが組成された場合には、所要の行政上の対応を行う費用が生じる。 |
| (その他の社会的費用) | 指標連動型ETFについて、その受益証券の市場価格が指標の変動を適切に反映して形成されるために必要な措置が講じられ、また指標算出の恣意性等が排除された指標が連動対象とされることによって、適正な品質が確保される。 このため、投資者保護に支障が生じるといった社会的費用が発生するおそれが少ない。 | 指標連動型ETFについて、恣意的な指標が利用される可能性や適切な価格形成が確保されない可能性があり、投資者保護に支障が生じるといった社会的費用が発生するおそれがある。 |
| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案 |
| | 現物拋出型ETFについて、時機に応じた柔軟かつ迅速な商品設計が可能となるため、ETFの多様化が促進され、利用者利便の向上に資すると考える。 | (本案と同様) |
| | 指標連動型ETFについて、その受益証券の市場価格が指標の変動を適切に反映して形成されるために必要な措置が講じられ、また、指標算出の恣意性等が排除された指標が連動対象とされることによって、適正な品質が確保されることから、投資者の保護が適切に図られると考える。 | 指標連動型ETFについて、連動対象とする指標に市場価格が適切に連動しないこと等が生じるおそれがあり、このようなETFが取引される場合には、ETF市場全体の信頼性が損なわれ、結果的に利用者利便が減殺されると考える。 |

| | |
|--|---|
| <p>政策評価の結果 (費用と便益の関 係の分析等)</p> | <p>費用と便益の関係 現物拋出型ETFについて、株価指数一般及び株価指数以外の指標を連動対象とすることを可能とし、その投資対象を株式以外の有価証券を対象に加える点については、費用が生じることはない。一方、指標連動型ETFについては、その受益証券の市場価格が指標の変動を適切に反映して形成されるために必要な措置を講じる遵守費用が新たに生じることとなるが、適正な品質の確保が図られることは、市場の公正性や投資者保護の観点から不可欠であり、このために要する費用よりも便益が上回ると考える。</p> <p>代替案との比較 代替案では、指標連動型ETFについて、その受益証券の市場価格が指標の変動を適切に反映して形成されるための措置が求められていないため、こうした措置を講じるかどうかは任意に委ねられており、遵守費用の削減の面においては、本案を上回ると考える。</p> <p>しかしながら、その受益証券の市場価格が指標の変動を適切に反映して形成されるために必要な措置が講じられない場合、恣意的な指標が利用される可能性や適切な価格形成が確保されない可能性がある。こうした事態が顕在化した際の便益の縮減並びに社会的費用及び事後的対応に伴う行政費用の増加により、遵守費用の削減を上回る費用が発生するおそれがあるため、投資者保護を図る上で不十分と考える。</p> <p>したがって、投資者保護を図りつつ、多様なETFの柔軟かつ迅速な組成を可能とする観点からは、本案による改正が適当と考える。</p> <p>(注) 現物拋出型ETFについて、連動対象とする指標の個別指定を外すことは、指標等について適切な要件を設けなければ困難ということになり得る。</p> |
| <p>政策評価の結果の 政策への反映状況</p> | <p>規制の事前評価の結果を踏まえ、投資信託及び投資法人に関する法律施行令等の一部を改正した(施行:平成20年6月)。</p> |

| | | |
|---------------------------|--|---|
| 政策の名称 | 電子債権記録機関の指定に関する規定 | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>【内容】</p> <p>電子記録債権法は、第51条、52条、53条において、記録機関の申請事項に関する事項を規定しており、本法施行のため政省令により、指定申請書の添付書類(金融庁において監督している他の機関に係る添付書類に準じたもの)や記録機関の資本金について必要な事項を定める。資本金及び純資産については、記録機関に対して十分な財産的基盤を求めため、電子記録債権法においてその額を5億円以上の政令で定める金額以上とすることが規定されたところであるが、政令において当該金額を「5億円」と規定することとする。</p> <p>【目的及び必要性】</p> <p>記録機関には、記録機関の参入を阻害することなく、電子記録債権の多様な利用も可能となるように考慮しながら、安定的・継続的に電子債権記録業が営めるよう、破綻を回避し、システム投資などができる十分な財産的基盤を有することを求める必要がある。</p> | |
| | 法令の名称・関連条項と その内容 | 電子記録債権法第51条、52条、53条、電子記録債権法施行令(案)第12条について |
| 想定される代替案 | 資本金及び純資産について、政令で定める金額を10億円とする(その他については、本案と同じ)。 | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案 |
| (遵守費用) | 政令に定める資本金額を調達するためのコスト。 | 本案と同様。ただし、本案に比べ金額が高いことから資金調達コストも増大する。 |
| (行政費用) | 記録機関の指定を受けようとする者等から申請を受けた際に、資本金等の審査に伴う費用。 | 本案と同様。 |
| (その他の社会的費用) | 5億円という金額は電子記録債権法で求めている資本金及び純資産の最低額であることから、社会的費用が発生するおそれは最も少ない。 | 参入企業の事業内容や規模によって参入規制となり、競争可能性を奪い、業務運営の効率化や多様な電子記録債権の出現の妨げとなるおそれがある。 |
| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案 |
| | 5億円以上とすることで、会社法上の「大会社」となり会計監査人の設置や内部統制システムの構築が求められることから、経営の透明性の向上が図られる。 | 本案と同様。 |
| | <p>一定の財産的基盤を有することで、破綻の回避、システム投資等が可能となり、安定的・継続的な電子債権記録業の運営が可能となる。</p> <p>なお、5億円という金額は、電子記録債権法で求めている資本金及び純資産の最低額であることから、最も参入が容易となり、競争可能性を高め、多様な電子記録債権の出現に資すると考える。</p> | 一定の財産的基盤を有することで、破綻の回避、システム投資等が可能となり、安定的・継続的な電子債権記録業の運営が可能となる。 |
| 政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等) | <p>本案については、資金調達費用等が発生する一方で、一定の財産的基盤を求めるとは、電子記録債権を利用者が安心して利用できる制度とするために必要であることから、本案の採用は適当である。</p> <p>また、本案と代替案を比較すると、両案ともに会社法上の大会社への規制が適用されることで、経営の透明性は高められ、かつ安定的・継続的な電子債権記録業を営むのに必要な一定の財産的基盤を有していると考えられるものの、代替案を採用した場合には、参入企業の事業内容や規模によっては参入規制ともなりかねず、競争可能性を確保し業務運営の効率化を図ることが難しくなることも懸念され、かつ多様な電子記録債権の利用の阻害要因ともなりかねないことから、本案を採用することが適当である。</p> | |
| 政策評価の結果の 政策への反映状況 | 規制の事前評価の結果を踏まえ、電子記録債権法施行令を制定した(施行:平成20年12月)。 | |

| | | |
|---------------------------|---|--|
| 政策の名称 | 15歳未満の者又は同意のない者を被保険者とする死亡保険の引受けに関する規定 | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>【目的及び必要性】</p> <p>保険法(平成20年法律第56号)第67条第1項ただし書においては、傷害疾病定額保険契約について保険金受取人が被保険者の相続人である場合、被保険者の同意がなくても契約の効力を生ずるものとされ、現行商法(明治32年法律第48号)の下でもこれと同様に解されている。また、人の死亡に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を収受する保険(以下「死亡保険」という。)において、被保険者が15歳未満である場合、未だ遺言能力がないことを考慮すると、被保険者本人の同意を得ることは困難である。</p> <p>上記の場合に、保険金額が高額となり得る保険については、その不正な利用の防止を図るため、保険会社が、保険金の限度額その他保険の引受けに関する社内規則等を定め、それに基づき業務が運営されるための十分な体制を整備する必要がある。</p> <p>【内容】</p> <p>死亡保険のうち、被保険者が15歳未満であるもの又は被保険者本人の同意がないものを保険会社が引き受ける際には、保険の不正な利用の防止を図るため、保険金の限度額(各保険会社が設定可能な任意の額とする。)その他引受けに関する社内規則等を定めるとともに、当該社内規則等に基づいて業務を運営する体制の整備を保険会社に義務付ける。</p> | |
| | 法令の名称・関連条項と その内容 | 保険業法第100条の2、保険業法施行規則第53条の7 |
| 想定される代替案 | 15歳未満の者又は自ら同意のない者を被保険者とするすべての死亡保険に係る保険金の限度額について、内閣府令において被保険者保護の目的に即した一定の額を一律に定め、その遵守を義務付ける。 | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案 |
| (遵守費用) | 社内規則等の策定及びそれに基づく体制整備のための費用が発生する。 | 本案と同種の費用が発生する。ただし、全商品を対象にシステム開発が行われることから、費用が増大すると考えられる。 |
| (行政費用) | 策定された社内規則等及び整備された体制に対する監督・検査費用が発生する。 | 本案と同種の費用が発生する。ただし、策定された社内規則等及び整備された体制に対する監督・検査の対象が死亡保障に係る全商品に及び、本案の場合に比して広範囲となることから、費用が増大すると考えられる。 |
| (その他の社会的費用) | 保険商品の性質やニーズに応じてきめ細かな保険金限度額の設定が各保険会社において可能となるため、保険契約者のニーズが制約されるといった社会的損失が生ずるおそれが小さい。 | 対象の死亡保険に係る保険金の上限額を一律・一定の額と定めることにより、保険の効用が減殺され、社会的損失が発生するおそれが大きい。 |
| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案 |
| | 上記死亡保険について、保険の不正な利用により被保険者の生命が危険にさらされるおそれが減少するため、被保険者保護が促進する。 | (本案と同様。) |
| 政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等) | <p>(1) 費用と便益の関係の分析</p> <p>本案においては、費用は行政費用を除けばいずれも規制導入初期にのみ顕著なものに限られており、被保険者保護による便益は規制導入後も増大が継続してもたらされると予想されることから、便益が費用を上回ると見込まれる。</p> <p>(2) 代替案との比較</p> <p>保険の不正な利用の防止を図り被保険者を保護することにより得られる社会全体の便益は本案及び代替案で共通であるが、代替案に従い保険金限度額を法令で一律に規制した場合には、その規制の程度等において国民全体のコンセンサスを得ることが難しい上に、遵守費用、行政費用とも一層の増大が考えられることから、代替案は採用し難い。</p> | |
| 政策評価の結果の 政策への反映状況 | 規制の事前評価の結果を踏まえ、保険業法施行規則の一部を改正した(公布:平成20年12月、施行:平成21年4月予定)。 | |

| | | |
|----------------|--|---|
| 政策の名称 | いわゆるプロ向け市場の創設 | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>【内容】 現在、一般投資家が直接参加する市場においては、法定の情報開示等による厳格な投資者保護の枠組みが設けられている。今回、金融商品取引法等を改正し、市場参加者をプロ(特定投資家等)に限定した自由度の高い取引の場を設け、このような取引の場のみを上場される「特定投資家向け有価証券」等について、特定投資家等以外の者への転売制限等を要件とした法定開示規制の免除等の制度整備を行う。</p> <p>【目的及び必要性】 内外企業等の我が国における資金調達を拡大し、プロ投資家に、投資運用先として新たな収益機会を与えることにより、我が国金融・資本市場の魅力を高めるとともに、プロ投資家間の競争を通じた金融イノベーションの促進を図る等の観点から、市場参加者をプロに限定した自由度の高い取引の場を設けるための制度整備が必要である。</p> | |
| 想定される代替案 | <p>市場参加者をプロ(特定投資家等)に限定した自由度の高い取引の場を設けるための制度整備を行う。その際に、特定投資家等以外の者に譲渡を行わない旨の契約締結を勧誘の要件としないことにより、一般投資家から取得の申込みがあった場合には、当該一般投資家に対して転売譲渡が行えるものとする。</p> | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案 |
| (遵守費用) | <p>プロ投資家のみを相手方とする有価証券の取得勧誘・売付け勧誘等に係る有価証券の発行者や、プロ向け市場の上場有価証券の発行者において、法定開示書類を作成・提出する費用に代えて、金融商品取引所の規則等で定める様式・基準等に従った情報の提供又は公表を行う費用が発生する。</p> <p>金融商品取引所の定める様式・基準等が策定されていない段階において、当該費用と法定開示の下での費用とを比較することは困難であるが、法定開示よりも簡素な情報の提供又は公表であることに鑑みると、プロ向け市場における遵守費用は、現行の法定開示に係る費用に比べ、減少すると考えられる。</p> | (本案と同様) |
| (行政費用) | <p>プロ向け市場において提供又は公表される情報の虚偽等につき、行政処分や刑事罰が規定されており、国において、当該虚偽等に係る調査等の費用が発生すると考えられる。</p> | (本案と同様) |
| (その他の社会的費用) | <p>法定開示を免除されたプロ向け市場の上場有価証券等について、当該有価証券の種類に応じ、特定投資家等以外の者に譲渡を行わない旨の契約を締結することを取り得・買付けの条件として勧誘が行われること等の要件により、プロ投資家等以外に転売される可能性がないことから、情報収集能力・分析能力が十分に備わっていない一般投資家の保護が損なわれるといった社会的費用が発生するおそれはない。</p> | <p>法定開示を免除されたプロ向け市場の上場有価証券等が一般投資家間で流通し、情報収集能力・分析能力が十分に備わっていない一般投資家の保護が損なわれるといった社会的費用が発生するおそれがあるものとする。</p> |

| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案 |
|-------------------------------|--|---------|
| | 内外企業等が、より円滑に長期資金の調達を行うことが可能となる | (本案と同様) |
| | プロ投資家が、投資運用先として新たな収益機会を得ることが可能となるとともに、プロ投資家間の競争促進による我が国の金融イノベーションの促進が期待される。 | (本案と同様) |
| | 一般投資家が、投資信託の購入等を通じて、プロ投資家の専門的な資産運用の利益を享受することが可能となり得るため、資産運用の幅が広がる。 | (本案と同様) |
| 政策評価の結果 (費用と便益の 関係の分析等) | <p>費用と便益の関係の分析</p> <p>プロ向け市場の枠組みを整備することは、内外企業等の我が国における資金調達の機会を拡大し、資金調達先や投資運用先としての我が国金融・資本市場の魅力を高めるという便益につながると考える。その場合、これら便益の増加というプラスの効果は、費用の発生というマイナスの効果を中長期的に上回るものと見込まれる。</p> <p>代替案との比較</p> <p>代替案では、法定開示を免除されたプロ向け市場の上場有価証券等が一般投資家間で流通することが可能となり、情報収集能力・分析能力が十分に備わっていない一般投資家の保護が損なわれるおそれがあり、本案に比べて、代替案の社会的費用が増加すると考えられる。従って、代替案の費用は本案の費用を上回るものと考えられることから、本案による改正が適当である。</p> | |
| 政策評価の結果の 政策への反映状況 | 規制の事前評価の結果を踏まえ、金融商品取引法施行令等の一部を改正した(施行:平成 20 年 12 月)。 | |

| | | |
|----------------|--|---|
| 政策の名称 | ETF(上場投資信託)の多様化 | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>【内容】 投資信託の主たる投資対象となる特定資産は、有価証券、デリバティブ取引に係る権利、不動産、不動産の賃借権、地上権、約束手形、金銭債権及び匿名組合出資持分に限定されている。また、現物交換型ETFの投資対象は、上場有価証券等に限定されている。 今般の改正により、特定資産の範囲に、商品現物及び商品投資等取引(商品・商品指数に係る先物取引、スワップ取引、これらのオプション取引等)に係る権利を追加する。これに伴い、すでに特定資産に指定されている有価証券等と同様に、利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面交付義務等を課す。 また、現物交換型ETFの投資対象の範囲に、商品市場又は外国商品市場において上場されている商品(当該商品市場又は外国商品市場において当該商品及びその対価の授受を約する売買取引を行うことが出来るものに限る。)を追加する。</p> <p>【目的及び必要性】 諸外国のETFの多様化が急速に進展していることを踏まえ、我が国においても多様化を一層推進する必要がある。また、多様化を一層推進することにより、厚みのある市場を形成し、我が国金融・資本市場の国際的な魅力を高める必要がある。</p> | |
| | 法令の名称・関連条項と その内容 | 投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条、第12条、第19条 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第19条 |
| 想定される代替案 | 現物交換型ETFの投資対象の範囲に、商品市場又は外国商品市場において上場されている商品に加え、商品市場又は外国商品市場に上場されていない商品も追加する。 | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案 |
| (遵守費用) | 特定資産の範囲に商品現物及び商品投資等取引(商品・商品指数に係る先物取引、スワップ取引、これらのオプション取引等)に係る権利が追加されたことにより、商品の取引及び商品投資等取引に関し利益相反のおそれがある取引が行われた場合に、受益者等に対して書面を交付するための費用が必要となる。 | 本案と同様の費用が必要となる。 |
| (行政費用) | 現物交換型ETFの投資対象は、商品市場又は外国商品市場において上場されている商品に限定されるため、価格の透明性及び換価の容易性が確保されることから、投資者保護に支障が生じるおそれは少ない。そのため、特定資産の範囲の拡大に伴う事務量の増大以外の新たな費用は特に生じない。 | 現物交換型ETFの投資対象として商品市場又は外国商品市場に上場されていない商品が含まれる場合、このような商品は必ずしも価格の透明性や換価の容易性が確保されないことから、価格の透明性を欠き、又は、容易に換価できない商品が現物交換されることによって、投資者保護に支障が生じるおそれがある。こうした場合には、特定資産の範囲の拡大に伴う事務量の増大以外にも、必要な是正措置その他の行政対応を行うための費用が生じる。 |
| (その他の社会的費用) | 現物交換型ETFの投資対象は、商品市場又は外国商品市場において上場されている商品に限定されるため、価格の透明性及び換価の容易性が確保されることから、投資者保護に支障が生じるといった社会的費用が発生するおそれは少ない。 | 現物交換型ETFの投資対象として商品市場又は外国商品市場に上場されていない商品が含まれる場合、このような商品は必ずしも価格の透明性や換価の容易性が確保されないことから、価格の透明性を欠き、又は、容易に換価できない商品が現物交換されることによって、投資者保護に支障が生じるといった社会的費用が発生するおそれがある。 また、このようなETFが取引される場合には、ETF市場全体の信頼性が損なわれ、結果的に利用者利便も損なわれるといった社会的費用が発生するおそれがある。 |
| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案 |

| | | |
|--|--|---|
| | <p>特定資産の範囲及び現物交換型ETFの投資対象の範囲の拡大による投資信託の多様化は、厚みのある市場を形成し、我が国金融・資本市場の国際的な魅力を高めるものであるとともに、利用者利便の向上に資するものである。</p> <p>また、商品市場又は外国商品市場において上場されている商品は、流動性が高く現物交換により取得した場合に換価を容易に行うことができ、また、参照可能な公正な取引価格のあるものであることから、投資者保護が適切に図られると考えられる。</p> | <p>本案と比べ、ETFの多様化がさらに促進される可能性がある。</p> <p>しかし、現物交換型ETFの投資対象として商品市場又は外国商品市場に上場されていない商品が含まれる場合、このような商品は必ずしも価格の透明性や換価の容易性が確保されないことから、価格の透明性を欠き、又は、容易に換価できない商品が現物交換されることによって、投資者保護に支障が生じるおそれがある。また、このようなETFが取引される場合には、ETF市場全体の信頼性が損なわれ、結果的に利用者利便も損なわれるおそれがあることから、その便益は、大きく減殺され得ると考えられる。</p> |
| <p>政策評価の結果 (費用と便益の 関係の分析等)</p> | <p>(1) 費用と便益の関係の分析 本案については、今般の改正により遵守費用が新たに発生することとなる。 一方、利用者保護が適切に図られた上で、特定資産の範囲及び現物交換型ETFの投資対象の範囲が拡大されることは、多様な投資信託の組成やETFの上場につながり、我が国金融・資本市場の国際的な魅力の向上や利用者利便の向上に資するものと考えられる。また、これら便益の増加というプラスの効果は、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回ると考える。 したがって、本案の改正は適当と考える。</p> <p>(2) 代替案との比較 特定資産の範囲及び現物交換型ETFの投資対象の範囲の拡大については、遵守費用の観点からは、本案と代替案は同様であると考えられる。 しかしながら、代替案については、社会的費用の発生やそれに伴う便益の減殺、及び潜在的な行政費用(投資者保護に支障が生じた場合の必要な是正措置その他の行政対応を行うための費用)の存在を看過しがたく、不適当と考えられる。 したがって、本案による改正が適当と考える。</p> | |
| <p>政策評価の結果の 政策への反映状況</p> | <p>規制の事前評価の結果を踏まえ、投資信託及び投資法人に関する法律施行令等の一部を改正した(施行:平成20年12月)。</p> | |

| | | |
|---------------------------|---|--|
| 政策の名称 | 金融商品取引法上の開示規制の適用対象外とされるみなし有価証券の追加 | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>【内容】 金商法第2条第2項に規定するみなし有価証券は、原則として、法第2章(開示規制)の適用除外となっているが、信託財産に属する資産の価額の総額の100分の50を超える額を有価証券に対する投資に充てて運用を行う信託の受益権等については、法定開示の適用除外の範囲から除外されている(法定開示の適用対象となっている。) 但し、財形信託(勤労者財産形成給付金契約又は勤労者財産形成基金契約に基づく信託)の受益権については、法定開示の適用除外とする。</p> <p>【目的及び必要性】 法定開示の適用対象外とされるみなし有価証券に、財形信託の受益権を追加する。</p> | |
| | 法令の名称・関連条項と その内容 | 金融商品取引法施行令第2条の10 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第9号様式、第12号様式 |
| 想定される代替案 | 金商法第2条第2項に規定するみなし有価証券は、原則として、法第2章(開示規制)の適用除外となっているが、信託財産に属する資産の価額の総額の100分の50を超える額を有価証券に対する投資に充てて運用を行う信託の受益権等については、法定開示の適用除外の範囲から除外されている(法定開示の適用対象となっている。) 但し、元本補填の付された信託の受益権については、一律に法定開示の適用除外とする。 | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案 |
| (遵守費用) | 現行の規定に比べ、財形信託の受益権が法定開示の適用除外となることから、現状の制度と比較して、当該法定開示の規制を遵守するための費用が減少する。 | 現行の規定に比べ、元本補填の付された信託の受益権が法定開示の適用除外となることから、本案と同様の遵守費用が発生する。 |
| (行政費用) | 法定開示の適用除外となる財形信託の受益権に係る開示書類の受理業務に係る行政費用が減少する。 | 法定開示の適用除外となる元本補填の付された信託の受益権に係る開示書類の受理業務に係る行政費用が減少する。 |
| (その他の社会的費用) | 信託財産に属する資産の価額の総額の100分の50を超える額を有価証券に対する投資に充てて運用を行う信託の受益権については、流通性が低いもの等が開示規制の適用除外とされている。当該財形信託の受益権については、譲渡が禁止されているため、流通性が低く、開示規制の適用除外としても、一般投資家の保護が損なわれるといった社会的費用が発生するおそれはない。 | 元本補填の付された信託の受益権の中には、流通性が高いものも含まれている。従って、元本補填の付された信託の受益権を一律に法定開示の適用除外とした場合に、当該受益権に含まれる流通性の高い受益権について、法定開示の適用除外となり、情報が投資家に提供されなくなってしまうため、一般投資家の保護が損なわれるといった社会的費用が発生するおそれが生じる。 |
| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案 |
| | 法定開示に係る過度な負担がなくなるため、財形信託に係る財産の投資収益が増加されることとなる。 | 本案と同様に規制の便益が増加されることとなる。 |
| 政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等) | (1) 費用と便益の関係の分析 財形信託の受益権については、法定開示規定の適用除外となることで、遵守費用の削減につながる。 また、財形信託の受益権については譲渡制限等の規制がかかることで流通性が低いものと考えられるため、当該規制緩和によって一般投資家の保護が損なわれるといった社会的費用が発生するおそれもない。 従って、法定開示規制の主たる目的である投資者の保護を実現しつつ、コスト削減が図れるものと考えられる。 (2) 代替案との比較 本案、代替案ともに、遵守費用・行政費用は減少するものと考えられる。 一方で、代替案については、元本補填が付されている信託の受益権であれば流通性の高いものであっても、法定開示義務がかからないため、法定開示規制の主たる目的である投資者の保護を実現できなくなるおそれがある。 従って、代替案における社会的費用の増加というマイナスの効果は、本案に比べ大きいいため、本案による改正が適当である。 | |

政策評価の結果の
政策への反映状況

規制の事前評価の結果を踏まえ、金融商品取引法施行令等の一部を改正した(施行:
平成 20 年 12 月)。

| | | |
|----------------|--|--|
| 政策の名称 | 開示用電子情報処理組織(EDINET)使用時の届出手続の見直し | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>【内容】</p> <p>開示書類に係る提出者が、EDINETを使用して開示書類の提出等(電子開示手続・任意電子開示手続)を行うための届出において、当該届出者の定款その他の書類(登記事項証明書等)の添付を義務付ける。</p> <p>また、当該届出者が定款その他の書類(登記事項証明書等)を定期的(3年毎)に提出している場合には、電子開示手続・任意電子開示手続の毎に行わなければならない届出を不要とする。</p> <p>【目的及び必要性】</p> <p>提出者情報の一層の把握のためには、提出者情報を把握するための書類(登記事項証明書等)を通じて、最新の提出者情報を把握する制度整備を行う。</p> | |
| | 法令の名称・関連条項と その内容 | 金融商品取引法施行令第14条の10第2項 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第2条 |
| 想定される代替案 | <p>EDINETを使用して開示書類の提出等(電子開示手続・任意電子開示手続)を行うための届出において、当該届出者の定款その他の書類(登記事項証明書等)の添付を義務付ける。</p> <p>また、当該届出者は、電子開示手続・任意電子開示手続を行うたびに届出を行わなければならないこととする。(定款その他の書類の定期的(3年毎)な提出をしている場合には、届出を不要とする規定は設けないこととする。)</p> | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案 |
| (遵守費用) | <p>現状では、既に電子開示手続・任意電子開示手続の届出を行った者は、再度、電子開示手続・任意電子開示手続を行う際に届出が不要となっているものの、本案では提出者情報の把握という観点から、定款その他の書類(登記事項証明書等)の定期的(3年毎)な提出という規制をかけているため、本案における遵守費用は、現行の規制に比べて、増加するものと考えられる。</p> | <p>代替案では、電子開示手続・任意電子開示手続のたびに届出を行うことを義務付けることとしており、現行の規制に比べて、遵守費用は増加するものと考えられる。</p> |
| (行政費用) | <p>定款その他の書類(登記事項証明書等)の定期的な提出を求めることとなるため、当該書類による提出者情報の確認に係る行政費用は増加するものと考えられる。</p> <p>一方で、当該提出者情報をより一層把握することが可能となり、提出者の類型等に応じた調査対象書類の検出に係るシステムの有効活用が図れ、審査の迅速・効率化につながるため、現行の規制に比べ、審査に係る行政費用は減少するものと考えられる。</p> | <p>電子開示手続・任意電子開示手続のたびに届出を求めることとなるため、当該書類による提出者情報の確認に係る費用は大きく増加するものと考えられる。</p> <p>一方で、本案と同様に、提出書類の審査の迅速・効率化につながるため、現行の規制と比べ、審査に係る行政費用は減少するものと考えられる。</p> |
| (その他の社会的費用) | <p>今般のEDINET使用時の届出手続見直しは、投資者や発行会社等にとって重要な情報の迅速な開示を可能とするとともに、EDINETの運用を改善することによって投資者保護を図ることが可能とするものである。このため、投資者保護に支障が生じるといった社会的費用は発生しない。</p> | <p>本案と同様に投資者保護を図ることが可能である。このため、投資者保護に支障が生じるといった社会的費用は発生しない。</p> |
| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案 |
| | <p>提出者情報の一層の把握に努めることで、提出者の類型等に応じて、虚偽記載の疑いがある書類を審査対象として迅速に検出することが可能となる。これにより、財務局等での開示書類に係る調査・必要な場合における行政対応等の一層の迅速・効率化につながり、市場の公正性・透明性の向上、投資者保護につながるものと考えられる。</p> | <p>本案と同様に、財務局等での開示書類に係る調査・必要な場合における行政対応等の一層の迅速・効率化につながるため、市場の公正性・透明性の向上、投資者保護につながるものと考えられる。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>政策評価の結果 (費用と便益の関 係の分析等)</p> | <p>(1) 費用と便益の関係の分析 本案は、電子開示手続・任意電子開示手続の届出において、定款の他、その他の書類(登記事項証明書等)の提出を求めるものであり、事業者の遵守費用及び当該書類の確認に係る行政費用が増加する。一方で、調査対象書類の検出のシステム化による行政費用は減少する。 また、財務局等での開示書類に係る審査の一層の迅速・効率化につながる今般のEDINET使用時の届出手続の見直しは、先般、虚偽記載のある開示書類がEDINETに掲載されるというような事態に対応する再発防止策・危機管理策の策定という観点から、優先度の高い課題であるとともに、金融資本市場の重要なインフラであるEDINETの運用改善は、市場の公正性・透明性の向上、投資者保護という大きな便益をもたらすものである。この便益の増加というプラスの効果は、費用の増加というマイナスの効果を上回ると考える。</p> <p>(2) 代替案との比較 本案、代替案ともに、EDINETにおける開示書類の虚偽記載に係る再発防止・危機管理等の運用改善が図られることにより、市場の公正性・透明性の向上、投資者保護という大きな便益をもたらすものである。 但し、費用について、代替案では、電子開示手続・任意電子開示手続の度に届出を行うことを義務付けていることから、本案に比べて規制の遵守費用及び当該書類の確認のための行政費用が上回るものと考えられる。 従って、本案による改正が適当である。</p> |
| <p>政策評価の結果の 政策への反映状況</p> | <p>規制の事前評価の結果を踏まえ、金融商品取引法施行令等の一部を改正した(施行:平成20年12月)。</p> |

| | | |
|-------------------------------|--|---|
| 政策の名称 | 銀行の出張所の設置等に関する事前届出制度の見直し | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>【内容】 本店又は支店に従属して業務を行う施設である有人の出張所の設置、位置の変更又は廃止に係る内閣総理大臣への事前届出については、半期ごとの事後届出とする。</p> <p>【目的及び必要性】 監督の実効性を確保しつつ、銀行の効率的な店舗の設置・廃止等を可能にする必要がある。</p> | |
| | 法令の名称・関連条項と その内容 | 銀行法第8条、銀行法施行規則第9条、第35条第1項第4号、第35条第6項第2号 |
| 想定される代替案 | 支店及び有人の出張所の設置、位置の変更又は廃止に係る届出制度の廃止 | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案 |
| (遵守費用) | 銀行において、出張所の設置、位置の変更又は廃止に係る内閣総理大臣への届出に伴う費用が発生するものの、その費用は、現行の費用に比べて軽減される。 | 遵守費用は発生しない。 |
| (行政費用) | 国において、出張所の設置、位置の変更又は廃止に係る内閣総理大臣への届出に係る受付業務に伴う費用が発生するものの、その費用は、現行の費用に比べて軽減される。 | 銀行からの届出に係る受付業務に伴う費用は発生しないものの、例えば、災害等の危機発生時に、国は銀行に対して速やかに適切な対応を求める必要があるため、被災地に店舗を有する銀行を把握するための費用が発生する。 |
| (その他の社会的費用) | 有人の出張所は本店又は支店に従属して業務を行う施設であり、母店である支店の状況は常時把握しているため、直ちに監督の実効性を損われることはなく、預金者等の保護に著しい支障は生じない。 | 母店である支店の状況を常時把握できないことから、例えば、災害等の危機発生時に、国は銀行に対して速やかに適切な対応を求めることが困難となる可能性があり、監督の実効性を確保することができず、預金者等の保護に支障を来たす懸念がある。 |
| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案 |
| | 有人の出張所の設置、位置の変更又は廃止の都度要していた届出を半期に一度の届出とすることにより、銀行及び国において、届出に係る遵守・行政費用を軽減することができる。また、母店である本店及び支店の状況は常時把握しているため、直ちに監督の実効性を損われることはなく、預金者等の保護に著しい支障は生じない。 | 支店及び有人の出張所の設置、位置の変更又は廃止届出の必要が無くなることから、銀行及び国において届出に係る遵守・行政費用が無くなる。しかしながら、国は銀行が営業を行っている場所を把握していないことから、例えば、災害等の危機発生時に、国は銀行に対して速やかに適切な対応を求めることが困難となる可能性があり、監督の実効性を確保することができず、預金者等の保護に支障を来たす懸念がある。 |
| 政策評価の結果 (費用と便益の 関係の分析等) | <p>(1) 費用と便益の関係の分析 有人の出張所の設置、位置の変更又は廃止の都度要していた届出を半期に一度の届出とすることにより、銀行及び国において、届出に係る遵守・行政費用を軽減することができる。また、母店である本店及び支店の状況は常時把握しているため、直ちに監督の実効性を損われることはなく、預金者等の保護に著しい支障は生じない。この場合、これら便益の減少というマイナスの効果は、費用の軽減というプラスの効果を下回ると考える。</p> <p>(2) 代替案との比較 代替案では、支店及び有人の出張所の設置、位置の変更又は廃止届出の必要が無くなることから、銀行及び国において届出に係る遵守・行政費用が無くなる。しかしながら、国は銀行が営業を行っている場所を把握していないことから、例えば、災害等の危機発生時に、国は銀行に対して速やかに適切な対応を求めることが困難となる可能性があり、監督の実効性を確保することができず、預金者等の保護に支障を来たす懸念がある。この場合、これら便益の減少というマイナスの効果は、費用の軽減というプラスの効果を上回ると考える。 以上を踏まえると、本案を選択することが適当であると考えます。</p> | |
| 政策評価の結果の 政策への反映状況 | 規制の事前評価の結果を踏まえ、銀行法施行規則の一部を改正した(施行:平成20年12月)。 | |

| | | |
|-----------------|--|--|
| 政策の名称 | 銀行・証券・保険間のファイアーウォール規制の見直し | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>【内容】 従来、利益相反による弊害や銀行等の優越的地位の濫用等を防止する観点から、金融商品取引業者・銀行等・保険会社間の役職員の兼職規制等の弊害防止措置が設けられている。</p> <p>先般の金融商品取引法等の改正において、金融商品取引業者・銀行・保険会社等に対して利益相反管理体制の整備が義務付けられるとともに、それらの間の役職員の兼職規制が撤廃されたことに伴い、今般の改正は、利益相反管理体制の整備義務を課す主体の範囲、対象となるグループ会社の範囲及び利益相反管理体制の内容等を規定する。また、金融商品取引業者が親・子銀行等の優越的地位を不当に利用して金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為、及び 保険会社が特定関係者に該当する金融機関の優越的地位を不当に利用して保険契約の申込み等をさせる行為を禁止する等の措置を講じる。</p> <p>【目的及び必要性】 利益相反による弊害や銀行等の優越的地位の濫用の防止等につき、一層の実効性の確保を図るとともに、利用者利便の向上や金融グループの統合的内部管理等の要請に応えるため、新たな規制の枠組みを構築する必要がある。</p> | |
| 法令の名称・関連条項とその内容 | 金融商品取引法施行令第 15 条の 27、第 15 条の 28;金融商品取引業等に関する内閣府令第 8 条、第 45 条、第 70 条の 2、第 70 条の 3、第 153 条、第 157 条、第 184 条;中小企業等協同組合法施行令第 27 条の 2;中小企業等協同組合法施行規則第 158 条の 2～第 158 条の 4;農業協同組合法施行令第 1 条の 10 の 2、第 1 条の 14 の 2;農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する令第 23 条、第 24 条;信用金庫法施行令第 11 条の 3;信用金庫法施行規則第 126 条の 2、第 126 条の 3;銀行法施行令第 4 条の 2 の 2、第 16 条の 2 の 2;銀行法施行規則第 14 条の 11 の 3 の 2、第 14 条の 11 の 3 の 3、第 34 条の 14 の 2、第 34 条の 14 の 3;長期信用銀行法施行令第 6 条第 1 項;長期信用銀行法施行規則第 13 条の 11 の 4、第 13 条の 11 の 5、第 25 条の 2 の 20、第 25 条の 2 の 21;協同組合による金融事業に関する法律施行令第 3 条の 3;協同組合による金融事業に関する法律施行規則第 63 条の 2、第 63 条の 3;労働金庫法施行令第 5 条の 3;労働金庫法施行規則第 108 条の 2、第 108 条の 3;水産業協同組合法施行令第 10 条の 2、第 10 条の 7;漁業協同組合等の信用事業に関する令第 25 条の 2、第 25 条の 23;保険業法施行令第 13 条の 8、第 28 条の 2、第 37 条の 9;保険業法施行規則第 53 条の 13、第 53 条の 14、第 133 条の 4、第 133 条の 5、第 210 条の 6 の 2、第 210 条の 6 の 3、第 234 条;農林中央金庫法施行令第 8 条の 2;農林中央金庫法施行規則第 84 条、第 85 条;経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行令第 7 条の 2;株式会社商工組合中央金庫法施行規則第 37 条の 2、第 37 条の 3 | |
| 想定される代替案 | 整備すべき利益相反管理体制の内容を、()利益相反のおそれのある取引の適切な方法による特定のための体制整備、()顧客の保護の適正な確保のための体制整備、及び()記録の保存として、利益相反管理方針の策定・概要の公表を求めないこととし、他の内容は本案と同じとする。 | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案 |
| (遵守費用) | 金融機関において、()利益相反のおそれのある取引の適切な方法による特定のための体制整備、()顧客の保護の適正な確保のための体制整備、()利益相反管理方針の策定・公表、及び()記録の保存に伴う費用が発生する。 また、優越的地位の濫用防止を遵守するための体制整備等の費用が必要となる。 | 本案と比べ、利益相反管理方針の策定・概要公表に伴う費用が軽減される。 |
| (行政費用) | 国において、金融機関における利益相反管理体制の整備状況、及び銀行等の優越的地位の濫用防止の遵守状況の検査・監督に伴う費用等が発生する。 | 本案と比べ、金融機関による利益相反管理方針の策定・概要の公表がなされないことにより、利益相反管理体制の整備状況について、国においてより入念な検査・監督を行う必要が高まり、そのための費用が増加する。 |
| (その他の社 | 利益相反管理方針の策定・概要の公表がなされることにより、実効性のある利益相反管 | 本案と比べ、利益相反管理方針の策定・概要の公表がなされないことにより、実 |

| | | | |
|----------------------|---|---|--|
| | 会的費用) | 理体制が実現される。そのため顧客の利益が不当に害されるなどの社会的費用が発生する蓋然性は低い。 | 効性のある利益相反管理体制の整備は期待できず、顧客の利益が不当に害されるなどの社会的費用が発生する蓋然性が高い。 |
| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案 | |
| | 実効性のある利益相反管理体制が構築されるとともに銀行等の優越的地位の濫用が禁止されることにより、顧客保護が期待される。 | 本案と比べ、実効的な利益相反管理体制が構築されず、顧客保護に支障をきたすおそれがある。 | <p>政策評価の結果 (費用と便益の 関係の分析等)</p> <p>(1) 費用と便益の関係の分析 本案については、今般の改正により遵守費用及び行政費用が新たに発生することとなる。 一方、実効性のある利益相反管理体制が構築されるとともに銀行等の優越的地位の濫用が禁止されることにより、顧客の保護が期待される。また、これら便益の増加というプラスの効果は、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられる。 したがって、本案による改正は適当と考えられる。</p> <p>(2) 代替案との比較 代替案については、本案に比べ、遵守費用は下回るが、行政費用が上回るとともに、顧客の利益が不当に害される蓋然性が高まることから社会的費用も上回ることとなり、顧客保護の徹底の観点からは看過しがたいものとする。 したがって、利益相反管理体制の整備等を求めることにより、顧客保護の徹底を図る観点からは、本案による改正が適当と考える。</p> |
| 政策評価の結果の 政策への反映状況 | 規制の事前評価の結果を踏まえ、金融商品取引法施行令等の一部を改正した(公布:平成21年1月、施行:6月予定)。 | | |

| | | |
|----------------|---|--|
| 政策の名称 | 空売り規制の強化 | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>【内容】 空売りに係る有価証券の受渡しに支障を生じさせるおそれがあるものとして金融庁長官が指定する有価証券について、売付けの際に株の手当てがなされていない空売りを行ってはならないこととする。 また、公正な価格形成に支障を及ぼすおそれがあるものとして金融庁長官が指定する有価証券について、一定規模以上の空売りポジションの保有者は、証券会社を通じて金融商品取引所へ空売りに係るポジション情報を報告しなければならないこととし、金融商品取引所は当該情報を公表しなければならないこととする。</p> <p>【目的及び必要性】 現下の株式市場の状況及び諸外国における空売り規制強化の動き等を踏まえ、我が国においても受渡し不履行の防止や市場の透明性の確保等の観点から、空売り規制強化の枠組みを整備する必要がある。</p> | |
| 想定される代替案 | <p>空売りに係る有価証券の受渡しに支障を生じさせるおそれがあるものとして金融庁長官が指定する有価証券について、売付けの際に手当てがなされていない空売りを行ってはならないこととする。 また、公正な価格形成に支障を及ぼすおそれがあるものとして金融庁長官が指定する有価証券について一定規模以上の空売りポジションの保有者は、証券会社を通じて空売りに係るポジション情報を金融商品取引所へ報告しなければならないこととしつつ、金融商品取引所が当該情報を公表しなくてもよいこととする。</p> | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案 |
| (遵守費用) | 借入契約の締結その他の当該有価証券の受渡しを確実にする措置を講じていることの明示・確認が求められるため、これに伴い、売付者や証券会社の事務負担が生じる。空売りに係る情報について証券会社を通じて、金融商品取引所に対し提供することが求められるため、これに伴う売付者や証券会社の事務負担が生じる。金融商品取引所においては、提供された情報の公表が求められるため、これに伴う事務負担が生じる。 | 本案と比べ、金融商品取引所の公表に伴う事務負担がなくなる。 |
| (行政費用) | 空売りポジションに係る情報が提供・公表されることにより、市場による自律的な監視機能が働き、不公正取引の監視に資することから、行政における検査・監督業務に伴う事務負担が軽減する。一方で、行政において、借入れ措置が具体的に行われているかどうかの明示・確認義務の遵守についての検査・監督業務に伴う事務負担が発生する。 | 本案と比べ、空売りポジションに係る情報が対外的に明らかにならず、市場の自律的な監視機能の向上の度合いが弱まる。 |
| (その他の社会的費用) | 本措置は、受渡し不履行の防止等の観点から空売り規制を強化する枠組みを整備するものであり、一般投資家の保護が損なわれるといった社会的費用が発生するおそれは小さい。 | 本案と同様。 |
| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案 |
| | 現下の株式市場の状況及び諸外国における空売り規制強化の動きに対応した枠組みを整備することにより、受渡し不履行の防止や市場の透明性の確保等が図られる。 | 空売りは、基本的にやがて反対売買によって、買いが入るといった性質のものであることをかんがみると、代替案は本案と比べ、他の投資家に対して、空売りポジションに係る情報が明らかにならないことにより、市場の透明性及び投資者の適切な投資判断への寄与の度合いが弱まる。 |

| | |
|--|---|
| <p>政策評価の結果 (費用と便益の関 係の分析等)</p> | <p>費用と便益の関係の分析 本案については、今般の改正により遵守費用が生じることになる。一方、行政費用については、軽減されることになる。 一方、現下の株式市場の状況及び諸外国における空売り規制強化の動きに対応した枠組みを整備することにより、受渡し不履行の防止や透明性の確保等が図られる。こうした便益の増加というプラスの効果は、公正な市場の確保や市場の安定化につながり、新たな費用の発生等マイナスの効果を上回ると考えられる。 したがって、本案による改正は適当と考えられる。 代替案との比較 代替案について、本案に比べ、遵守費用は下回る。一方、空売りポジションに係る情報の対外的な公表がされないことにより、市場の自律的な監視機能の向上の度合いが弱まり、行政費用については、増加すると考えられる。また、空売りは、基本的にやがて反対売買によって、買いが入るといった性質のものであることをかんがみると、代替案は本案と比べ、他の投資家に対し、空売りポジションに係る情報が明らかにならないことにより、市場の透明性及び投資者の適切な投資判断への寄与の度合いが弱まると考えられる。 代替案を採用することにより低下する規制の便益は、軽減される遵守費用及び行政費用を上回るものとする。 したがって、本案による改正が適当と考えられる。</p> |
| <p>政策評価の結果の 政策への反映状況</p> | <p>規制の事前評価の結果を踏まえ、金融商品取引法施行令の一部を改正した(施行:平成 20 年 12 月)。</p> |

| | | |
|----------------|--|--|
| 政策の名称 | 企業結合、セグメント情報等及び賃貸等不動産に関する注記規定の新設、改正等 | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>【目的及び必要性】 国際的な会計基準における動向等を受けて、企業会計基準委員会(ASBJ)より「企業結合に関する会計基準」、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」等(以下「会計基準等」という。)が公表されたことを踏まえ、財務諸表等規則等の一部改正を行う必要がある。</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 「企業結合に関する会計基準」等の公表を踏まえた改正 持分プーリング法の廃止、株式を取得の対価とする場合の当該対価の時価の測定日の変更、負ののれんの会計処理の変更、連結子会社の資産及び負債の評価方法の変更、段階取得における会計処理の変更に伴い、関連する注記規定の整理等を行うほか、連結損益計算書に少数株主損益調整前当期純損益の表示科目を追加するための改正を行う。 「セグメント情報等の開示に関する会計基準」等の公表を踏まえた改正 連結ベースのセグメント情報の注記規定及び様式の全面的な改正を行う。また、連結財務諸表を作成していない場合でもセグメント情報の注記を求めることとし、この場合の単体ベースのセグメント情報の注記規定及び様式を新設する。 「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」等の公表を踏まえた改正 賃貸等不動産に関する注記規定を新設する。 その他 上記改正に伴い、企業内容等の開示に関する内閣府令等の所要の改正を行う。 <p>法令の名称・関連条項とその内容 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「財務諸表等規則等」という。)第8条(定義)、第8条の17(パーチェス法を適用した場合の注記)、第8条の18(持分プーリング法を適用した場合の注記)、改正案第8条の19(段階取得となる企業結合が行われた場合の注記)、改正案第8条の29(セグメント情報等の注記)、改正案第8条の30(賃貸等不動産に関する注記)、第52条(固定負債の区分表示)、第95条の2(特別利益の表示方法)、改正案様式第2号~第4号(セグメント情報等の注記に係る様式)、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第13条(連結の範囲等に関する記載)、第65条(当期純利益又は当期純損失)外</p> | |
| 想定される代替案 | 上記の各項目について、公表された会計基準等とは別の会計基準を新たに設定し、当該会計基準を踏まえて財務諸表等規則等の一部改正を行う。 | |
| 規制の費用 | <p>費用の要素</p> <p>(遵守費用) 公表された会計基準等を踏まえて改正される財務諸表等規則等に基づいて財務諸表等を作成(注記を含む。)するために必要な事務コストが発生することが見込まれる。</p> <p>(行政費用)</p> <p>(その他の社会的費用)</p> | <p>代替案</p> <p>金融商品取引法上の開示規制対象会社等では、既に公表済の会計基準等とは別の会計基準に対応するための体制整備に係る費用が発生すると考えられる。</p> <p>公表された会計基準等とは別の会計基準を設定するために必要な調査・検討費用その他の行政コストが発生する。</p> <p>公表された会計基準等とは別の会計基準を設定した結果、無用の社会的混乱を招くおそれがある。</p> |
| 規制の便益 | <p>便益の要素</p> <p>国際的な会計基準との整合性等を図るための会計基準等を反映することとなり、国際社会からの我が国資本市場への信頼性の向上、企業の国際的競争力の強化、国際的な会計基準による財務書類との比較可能性の向上等に資すると考えられる。</p> <p>会計基準等との整合性のとれた規定となるため、(代替案を採用した場合のような)無用の社会的混乱を招くおそれがないと考えられる。</p> | <p>代替案</p> |

| | |
|--|--|
| <p>政策評価の結果 (費用と便益の関 係の分析等)</p> | <p>(1) 費用と便益の関 係の分析 本案では、公表された会計基準等を踏まえて改正される財務諸表等規則等に基づいて財務諸表等を作成(注記を含む。)するために必要な事務コストの発生が見込まれるものの、国際的な会計基準との整合性等を図るための会計基準等を反映することとなり、国際社会からの我が国資本市場への信頼性の向上、企業の国際的競争力の強化、国際的な会計基準による財務書類との比較可能性の向上等に資することとなるため、便益が費用を上回ると見込まれる。</p> <p>(2) 代替案との比較 代替案によると、追加的な遵守費用及び行政費用の発生や無用の社会的混乱を招くおそれがあることから、本案の方が優ると考えられる。</p> |
| <p>政策評価の結果の 政策への反映状況</p> | <p>規制の事前評価の結果を踏まえ、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正した(施行:平成 21 年3月)。</p> |

| | | |
|----------------|---|--|
| 政策の名称 | 信用格付業者に対する公的規制の導入 | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>【目的及び必要性】 金融・資本市場における情報インフラとしての役割の重要性、指摘されている様々な問題への対応、国際的な規制の導入・強化の動向を踏まえ、我が国においても、資本市場の機能の十全な発揮や投資者保護の観点から、格付会社に対する国際的に整合的な公的規制の枠組みを導入することが必要である。</p> <p>【内容】 格付対象商品の発行者等からの格付会社の独立性確保・利益相反回避、格付プロセスの品質と公正性の確保、投資者等の市場参加者に対する透明性の確保の観点から、一定の体制が整備された信用格付業者は登録を受けることができるとし、登録を受けた信用格付業者について、誠実義務、格付方針等の公表等の情報開示、利益相反防止等の体制整備、格付対象の証券を保有している場合の格付の禁止等の規制を整備する。また、金融商品取引業者等が、一定の事項を告げることなく無登録業者による格付を利用して勧誘を行うことを制限する規制(説明義務)を課す。</p> | |
| 想定される代替案 | 格付会社による自主規制機関を設立し、自主規制機関が、各社におけるIOSCOの基本行動規範の遵守状況のモニタリングを行い、必要に応じ各社に自主的な改善策を講じるよう働きかける。 | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案 |
| (遵守費用) | 登録を受ける信用格付業者において、登録に係る書類の作成費用、体制整備・情報開示などの義務履行費用等が発生する。ただし、例えば現行の指定格付機関は、すでに改訂されたIOSCOの基本行動規範の遵守に努めていることから、このような格付会社においては、同規範と整合的な公的規制の導入に伴う追加的な費用は限定的であると考えられる。 金融商品取引業者等に対し、無登録業者による格付を利用して勧誘を行う場合には説明義務が課されるため、該当する金融商品取引業者等において、追加的な対応費用が発生すると考えられる。 | 現在、自主規制機関となり得る組織が存在しないことから、自主規制機関を新設し、運営していくための追加的な費用が発生すると考えられる。 |
| (行政費用) | 国において、登録を受けようとする信用格付業者に係る登録拒否事由の該当の有無に関する審査、登録を受けた信用格付業者に対する検査・監督の実施に伴う追加的な費用が発生する。さらに、格付会社の国際的な監視、各国制度の整合性確保の観点から、今後継続的にIOSCO等の国際会議に参加する必要があるため、国において人件費を中心とした追加的な費用が発生する。 | 特になし。 |
| (その他の社会的費用) | 公的規制の枠組みとしては、個々の格付の実質的内容そのものを規制対象とするのではなく、投資者による信用リスク分析をサポートする、という格付の本来の機能・役割が適切に発揮されることを基本に据えること、また信用格付業への新規参入への大きな障壁とならないようにする観点から、登録制度を採用するため、社会的費用が発生する見込みは少ないと考えられる。 | 業界の自主的な取り組みだけでは、信用格付業者の独立性確保・利益相反の防止、格付プロセスの品質と公正性の確保、投資者等の市場参加者に対する透明性の確保が適切に図られるかどうかは不確実である。指摘されている様々な問題への取り組みがなされず、信用格付業者が本来果たすべき情報提供機能の適切な発揮がなされないと、投資者が投資判断をするためのコスト、金融商品取引業者等が金融商品の勧誘を行うためのコストが増大し、投資者等が金融・資本市場に参加することを抑制させるような社会的費用が発生するおそれがある。 |

| | | | |
|-----------------------------------|--|--|--|
| | | | <p>また、欧米において公的規制の導入・強化が進展する中、我が国のみ公的規制を導入することなく、業界の自主的な取組みに委ねることとすると、我が国における信用格付業者の誠実性・公正性・独立性等に対する投資者の信頼が相対的に低下するという社会的費用が発生するおそれがある。</p> |
| <p>規制の便益</p> | <p style="text-align: center;">便益の要素</p> <p>信用格付業者に対する登録制を導入し、登録を受けた信用格付業者に対する規制・監督を通じて、信用格付業者の独立性確保・利益相反防止、格付プロセスの品質と公正性の確保、投資者等の市場参加者に対する透明性の確保を図ることが可能となる。</p> <p>具体的には、第一に、信用格付業者の独立性確保・利益相反防止のための規制（誠実義務、体制整備義務、禁止行為）を導入することにより、信用格付業者による誠実性等に対する信頼性回復のための取組みが推進され、投資者の金融・資本市場への参加を促進できるものと考えられる。第二に、信用格付業者の格付プロセスの品質と公正性を確保するための規制（誠実義務、体制整備義務等）を導入することにより、信用格付業者において、投資者に対する情報提供機能という本来果たすべき役割を適切に発揮するための取組みが推進されることを通じ、金融・資本市場において投資者が利用する格付の有用性が高まるものと考えられる。第三に、信用格付業者の市場参加者に対する透明性を確保するための規制（格付方針等の公表、説明書類の縦覧等）を導入することにより、投資者に対する情報提供機能を高めることが可能となるとともに、格付の利用者による信用格付業者の比較・検証が可能となるため、市場の規律の下において信用格付業者の自律的な取組みを促進することも可能となると考えられる。</p> <p>以上のように、信用格付業者に対する公的規制を導入し、信用格付業者の適正な機能の発揮を図るための措置を講じることにより、資本市場の機能の十全な発揮や、投資者保護が図られ、その結果、投資者の金融・資本市場への参加が促進され、市場の活性化にも資するものと考えられる。</p> | <p style="text-align: center;">代替案</p> <p>自主規制機関によるモニタリングとその結果を公表することを通じて、格付会社による情報開示など、市場参加者の透明性の確保については、一定の強制力を働かせることを期待することはできる。</p> <p>しかしながら、法令に基づかない業界の自主的な取組だけでは、信用格付業者の体制整備義務や禁止行為の遵守状況の実態について、必要かつ十分なモニタリングを実施し、その結果を踏まえた実効性のある適切な措置を講じていくことが困難なケースも想定されるため、信用格付業者の独立性確保・利益相反の防止、格付プロセスの品質と公正性の確保、投資者等の市場参加者に対する透明性の確保が適切に図られるかは不確定であり、格付会社について指摘されているような様々な問題への対応が、引き続き行われないおそれがある。</p> | |
| <p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p> | <p>(費用と便益の関係の分析)</p> <p>信用格付業者に対する公的規制を導入することで、登録を受ける信用格付業者において、義務履行費用等が発生し、無登録業者による格付を利用して勧誘を行う金融商品取引業者等においては、追加的な対応費用が発生する。さらに、国においても、登録審査、検査・監督等の追加的な行政費用が発生する。</p> <p>しかしながら、信用格付業者の適正な機能の発揮を図るための措置を講じることにより、資本市場の機能の十全な発揮や、投資者保護が図られ、その結果、投資者の金融・資本市場への参加が促進され、市場の活性化にも資するものと考えられる。さらに、格付会社について指摘される様々な問題に対応していくため、国際的に整合的な公的規制を導入し、国際的な協調を図りながら監督を行っていくことは不可欠であることが首脳会合においても合意されている。こうした中、EUや米国においてはすでに公的規制の導入が決定さ</p> | | |

| | |
|------------------------------|---|
| | <p>れ、信用格付業者の機能の適正化に向けた取組みが実施されている。このため、国際的な枠組みを利用することによって、行政及び信用格付業者は最小限のコストで規制を導入・対応することが可能である。他方、国際的に整合的な規制を導入して国際協調の枠組みの下で監督しなければ、グローバルに事業を行う格付会社について我が国が適切な措置を講じることが出来ないおそれがあり、資本市場の機能の十全な発揮や投資者保護の観点から問題が生じかねない。</p> <p>したがって、信用格付業者に対する公的規制の導入に伴う便益の増加というプラスの効果は、規制の遵守費用及び行政費用の増加というマイナスの効果を上回るものと考えられる。</p> <p>(代替案との比較)</p> <p>本案と代替案を比較すると、両案とも、国際的に共有されているIOSCOの基本行動規範の遵守を確保していくという点においては共通しているが、代替案においては、法令に基づかない業界の自主的な取組に委ねることから、信用格付業者の体制整備義務や禁止行為等の遵守が実効性のある形で確保されず、資本市場の機能の十全な発揮や投資者保護が適切に図られるかは不確実であり、格付会社について指摘されているような様々な問題への対応が、引き続き行われぬおそれがある。</p> |
| <p>政策評価の結果の 政策への反映状況</p> | <p>規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した(平成 21 年3月)。</p> |

| | | |
|---------------------------|---|--|
| 政策の名称 | 金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)の創設 | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>【内容】</p> <p>金融ADRの実施主体の中立性・公正性及び実効性の確保を図るため、金融商品・サービスに係る苦情処理・紛争解決手続を実施する法人等について主務大臣による指定制度を設けることとする。</p> <p>銀行等の金融機関(以下、銀行等)は、指定紛争解決機関が存在する場合には苦情処理・紛争解決に係る手続実施基本契約を締結し、指定紛争解決機関を通じて苦情処理・紛争解決を行うこととし、指定紛争解決機関が存在しない場合には、苦情処理・紛争解決措置を講じなければならないこととする。</p> <p>なお、当該手続実施基本契約により、銀行等は指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決手続を、正当な理由なく拒んではならないこと等の対応が求められるものとする。</p> <p>【目的及び必要性】</p> <p>利用者保護の充実・利用者利便の向上等の観点から、金融ADRを改善・充実させるとともに、金融商品・サービスに対する利用者の信頼性の向上により、信頼と活力のある金融・資本市場を構築する必要がある。</p> | |
| | 法令の名称・関連条項と その内容 | 金融商品取引法第37条の7、第156条の31の2、第156条の39、第156条の40、第156条の44、第156条の54、第156条の58等 |
| 想定される代替案 | 指定紛争解決機関が存在する場合においても、銀行等に銀行業務等に係る手続実施基本契約の締結を義務付けることはせず、指定紛争解決機関との間で手続実施基本契約を締結しない場合には、銀行等において苦情処理・紛争解決措置を講じなければならないこととする。 | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案 |
| (遵守費用) | <p>指定紛争解決機関が存在する場合、銀行等においては、当該指定紛争解決機関と銀行業務等に係る手続実施基本契約を締結しなければならず、指定紛争解決機関を通じた苦情処理・紛争解決手続に対応するための費用が発生する。</p> <p>指定紛争解決機関が存在しない場合、銀行等においては、苦情処理・紛争解決措置を講ずるための態勢整備等の費用が発生する。</p> | <p>指定紛争解決機関が存在する場合で、銀行等において当該指定紛争解決機関と手続実施基本契約を締結する場合には、指定紛争解決機関を通じた苦情処理・紛争解決に対応するための費用が発生する。</p> <p>それ以外の場合には、銀行等においては、苦情処理・紛争解決措置を講ずるための態勢整備等の費用が発生する。</p> |
| (行政費用) | <p>指定紛争解決機関が存在する場合、当該指定紛争解決機関に対する検査・監督に伴う費用が発生する。</p> <p>指定紛争解決機関が存在しない場合、銀行等において苦情処理・紛争解決措置を講じているかについての検査・監督に伴う費用が発生する。</p> | <p>指定紛争解決機関が存在する場合、当該指定紛争解決機関に対する検査・監督に伴う費用が発生する。</p> <p>また、指定紛争解決機関と手続実施基本契約を締結していない銀行等において苦情処理・紛争解決措置を講じているかについての検査・監督に伴う費用が発生する。</p> |
| (その他の社会的費用) | その他の社会的費用は発生しない。 | その他の社会的費用は発生しない。 |
| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案 |
| | 指定紛争解決機関を通じた中立・公正かつ実効性のある苦情処理・紛争解決等や銀行等による苦情処理・紛争解決等を通じて利用者保護の充実・利用者利便が向上することが期待される。 | 本案と同様に、利用者保護の充実・利用者利便が向上することが期待される。ただし、代替案においては、指定紛争解決機関との手続実施基本契約の締結について、銀行等の自主的な判断に委ねられるため、苦情処理・紛争解決の中立性・公正性及び実効性の観点から、本案と比較して、その効果は限定的となる。 |
| 政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等) | <p>(費用と便益の関係の分析)</p> <p>本案については、今般の改正により遵守費用及び行政費用が新たに発生することとなる。</p> <p>一方、利用者保護の充実・利用者利便の向上が期待される。これらの便益の増加というプラス効果は、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられる。</p> | |

| | |
|----------------------|---|
| | <p>(代替案との比較)</p> <p>遵守費用や行政費用については、本案と代替案の間に大きな違いはない。</p> <p>他方、代替案においては、指定紛争解決機関が存在する場合であっても、銀行等に当該指定紛争解決機関と手続実施基本契約の締結を義務付けないことから、指定紛争解決機関を通じた中立・公正かつ実効性のある苦情処理・紛争解決ではなく、銀行等による苦情処理・紛争解決措置を実施することとなるため、本案と比較して、便益の増加が小さくなる。</p> |
| 政策評価の結果の 政策への反映状況 | <p>規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した(平成 21 年 3 月)。</p> |

| | | |
|----------------|--|---|
| 政策の名称 | 特定投資家(プロ)と一般投資家(アマ)の移行手続きの見直し | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>【内容】</p> <p>特定投資家(プロ)から一般投資家(アマ)へ移行した顧客が、アマ扱いの継続を希望したとしても、期限日(移行から原則1年)経過後に、再び申出を行わなかった場合には、自動的にプロに戻ることとなる。また、プロからアマ、アマからプロへの変更をいったん選択した場合、期限日までの原則1年間、元の属性への変更はできない。</p> <p>プロに戻った後の最初の取引の際に、金融商品取引業者が顧客にプロとして扱う旨を告知することとされており、その際、顧客が金融商品取引業者に対してアマへ移行する意思を表明すればアマへの移行が認められるが、取引の際にこうした手続きをとることは、顧客への意思の確認の徹底や迅速な取引の妨げになりかねないとの指摘がある。</p> <p>期限日の経過を待つことなく、元の属性への変更を望む顧客も増加することが想定されるが、期限日までは、元の属性への変更はできない。</p> <p>このため、投資家保護の充実の観点から、上記の問題点を解決するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プロからアマに移行した場合には、顧客からの申出があるまで、アマへの移行の効果が持続することとする。 ・ アマからプロに移行した顧客は、期限日前であっても、随時、アマに戻れることとする。 <p>などの措置を講じる必要がある。</p> <p>【目的及び必要性】</p> <p>投資家保護や手続きの円滑化の観点からは、特定投資家移行制度の見直しを行う必要がある。</p> | |
| 想定される代替案 | アマからプロに移行した場合に、プロがアマに移行した場合と同様、顧客からの申出があるまで、プロへの移行の効果が持続することとし、他の内容は本案と同じとする。 | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案 |
| (遵守費用) | <p>現行の特定投資家移行制度と比較し、プロからアマへ移行した顧客に関して、金融商品取引業者等が毎年、顧客に対して承諾する旨の書面を交付するための費用が減少する。また、プロに戻った後の最初の取引の際に、金融商品取引業者等が当該顧客に対しプロとして扱う旨の告知が不要となるため、当該告知を行うための費用が減少する。</p> | <p>本案と比較し、金融商品取引業者等が毎年、プロを継続する顧客から同意書を得るための費用が減少する。</p> |
| (行政費用) | <p>現行の特定投資家移行制度とほぼ同様の費用であると考えられる。</p> | (本案と同様) |
| (その他の社会的費用) | <p>投資家保護の充実の観点から、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プロからアマに移行した場合には、顧客からの申出があるまで、アマへの移行の効果が持続することとする。 ・ アマからプロに移行した顧客は、期限日前であっても、随時、アマに戻れることとする。 <p>などの措置を講じるものであり、投資家の保護が損なわれるといった社会的費用が発生するおそれはない。</p> | <p>顧客からの申出があるまでプロへの移行の効果が持続するため、金融商品取引業者等は、顧客の意思確認が不十分なままプロとして取引を行うおそれがあり、投資家の保護が損なわれるおそれがある。</p> |
| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案 |
| | <p>期限日の経過を待つことなく、元の属性への変更が可能となることに加え、プロからアマへの移行の効果が持続することにより、顧客の意思確認の徹底や迅速な取引が行われることから、投資家の保護が図られると考えられる。</p> | <p>本案と比較して、1年を超えてプロの継続を希望する顧客があらためて、申出をする必要がなくなる。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>政策評価の結果 (費用と便益の 関係の分析等)</p> | <p>(費用と便益の関係の分析) 本案については、今般の改正により、プロからアマになった者がアマを継続する場合の費用が減少する。 さらに、特定投資家移行制度の見直しにより、顧客の意思の確認の徹底や迅速な取引を通じ、投資家保護の徹底や利用者利便の向上、我が国金融・資本市場における円滑な取引の促進に資するものと考えられる。 (代替案との比較) 代替案については、本案と比較し、申出をすることなくプロの継続ができる顧客がいる一方、顧客の意思確認が不十分なままプロとして取引を行うため、投資家保護が損なわれるおそれがあり、その社会的費用は上記の便益を上回るものと考えられる。</p> |
| <p>政策評価の結果の 政策への反映状況</p> | <p>規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した(平成 21 年 3 月)。</p> |

| | | |
|---------------------------|--|--|
| 政策の名称 | 有価証券店頭デリバティブ取引への分別管理義務の導入 | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>【現状】 現物の有価証券取引について、顧客から預託を受けた金銭等の分別管理が義務付けられているが、有価証券店頭デリバティブ取引については、分別管理が義務付けられていない。</p> <p>【問題点】 近年、個人の顧客を相手とした有価証券店頭デリバティブ取引もみられるようになっていくところ、有価証券店頭デリバティブを扱う業者の経営破綻時等において顧客が金融商品取引業者に預託した金銭等について分別管理がなされない結果、顧客資産の適切かつ円滑な返還が確保されない可能性がある。</p> <p>【目的及び必要性】 上記の問題に対応するため、有価証券店頭デリバティブ取引に関して、金融機関間の取引など投資家保護に支障がないと認められるものを除き、顧客から預託を受けた金銭等について分別管理を義務付けることが必要である。</p> | |
| | 法令の名称・関連条項と その内容 | 金融商品取引法第 43 条の 2 |
| 想定される代替案 | 有価証券店頭デリバティブを扱う金融商品取引業者への分別管理義務の導入について、法律ではなく、自主的な取組みに委ねる。 | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案 |
| (遵守費用) | 有価証券店頭デリバティブ取引を扱う業者にとっては、顧客から預託を受けた金銭等の分別管理をするための費用が発生する。 | 自主的な取組みが行われている限度においてのみ、有価証券店頭デリバティブ取引を扱う業者は、顧客から預託を受けた金銭等の分別管理をするための費用が発生する。 |
| (行政費用) | 有価証券店頭デリバティブ取引について、分別管理義務を適切に履行しているかについての検査・監督業務に伴う費用が発生する。 | 有価証券店頭デリバティブ取引について、顧客からの預託を受けた金銭等の管理方法等についての検査・監督業務に伴う費用が発生する。 |
| (その他の社会的費用) | 分別管理義務を通じて、有価証券店頭デリバティブ取引を扱う業者の経営破綻時において、顧客から預託を受けた金銭等の適切かつ円滑な返還が確保され、投資家保護が損なわれるといった社会的費用が発生するおそれはない。 | 有価証券店頭デリバティブ取引に関して、自主的な取組みが行われない場合、業者の経営破綻時等において顧客から預託を受けた金銭等の適切かつ円滑な返還が確保されず、投資家保護に支障が生じる等の社会的費用が生じるおそれがある。 |
| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案 |
| | 法令上の分別管理義務を通じて、業者の経営破綻時等において、有価証券店頭デリバティブ取引に関して顧客から預託を受けた金銭等の適切かつ円滑な返還が確保され、投資家保護の充実が図られる。 | 自主的な取組みが行われている限度において、有価証券店頭デリバティブ取引を扱う業者の経営破綻時等において、顧客から預託を受けた金銭等の適切かつ円滑な返還が一定程度確保され、この限度において投資家保護の充実が図られる。 |
| 政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等) | <p>(費用と便益の関係の分析) 本案については、今般の改正により、遵守費用及び行政費用が新たに発生することとなる。 一方、法令より、その扱う有価証券店頭デリバティブ取引について分別管理を義務付けることにより、有価証券店頭デリバティブ取引を扱う業者の経営破綻時等において、顧客から預託を受けた金銭等の適切かつ円滑な返還が確保される。これにより、投資家保護の充実、ひいては、信頼と活力ある金融・資本市場の構築に資するものである。 これら便益の増加というプラスの効果は、新たな費用の発生等マイナスの効果を上回るものと考えられる。 したがって、本案による改正は適当と考えられる。</p> <p>(代替案との比較) 代替案については、法令上、顧客資産の分別管理が義務付けられないため、自主的な取組みが行われない場合に、業者の経営破綻時等において顧客から預託を受けた金銭等の適切かつ円滑な返還が確保されず、投資家保護に支障が生じる等の社会的費用が生じるおそれがある。</p> | |

| | |
|----------------------|---|
| 政策評価の結果の 政策への反映状況 | 一方で、本案については、かかる社会的費用が発生するおそれは少ない。 規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した(平成 21 年 3 月)。 |
|----------------------|---|

| | | |
|-----------------------|---|--|
| 政策の名称 | 金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>【内容】 現在、金融商品取引所においては有価証券及び証券・金融先物等が取り扱われ、商品取引所においては商品先物等が取り扱われている。国際的な市場間競争が進展する中で、我が国取引所の国際的な魅力を高めるため、今回の改正により、金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ(取引所本体・子会社形態・持株会社形態での相互参入)を容認するための制度整備等を行うこととする。</p> <p>【目的及び必要性】 我が国取引所の経営基盤を強化し、国際競争力の強化を図るとともに、利用者の利便性を向上させるためには、我が国の取引所についても、取引所間の資本提携等を通じたグループ化等によって、株式、債券や金融デリバティブからコモディティ・デリバティブまでのフルラインの品揃えを可能とする制度整備を行う必要がある。</p> | |
| | 法令の名称・関連条項とその内容 | 金融商品取引法第87条の2、第87条の3、第103条の2、第106条の6、第106条の7、第106条の14、第106条の20、第106条の21、第106条の24、第106条の28、第109条、第122条、第123条、第124条、第152条、第156条の19 |
| 想定される代替案 | 金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れに係る形態について、資本提携等を通じたグループ化(親子会社形態や持株会社を通じた兄弟会社形態によるもの)を可能とするが、同一取引所による金融商品市場と商品市場の両市場の開設は認めないこととする。(金融商品取引所による商品市場開設等業務及び商品取引所による金融商品市場開設等業務は行えない。) | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案 |
| (遵守費用) | 商品市場の開設を行おうとする金融商品取引所において、兼業市場の開設又は子会社保有の認可申請を行う費用が発生する。 | 本案に比べ、同一取引所による相互乗入れは行えないことから、商品市場の開設を行おうとする金融商品取引所は、必ず別会社を設立等する必要があり、そのための費用が増加する。 |
| (行政費用) | 商品市場の運営により、取引所金融商品市場の健全かつ適正な運営に支障が生じるおそれがないかについて検査・監督するための費用が発生する。 | (本案と同様) |
| (その他の社会的費用) | 特段の社会的費用は発生しないものと考えられる。 | (本案と同様) |
| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案 |
| | 同一取引所又は取引所グループのいずれの形態による相互乗入れも可能であるため、取引所は、効率的・効果的な参入形態を柔軟に選択することが可能になると考えられる。 | 本案に比べ、相互乗入れの参入形態に制約があるため、相互乗入れを可能とすることによる効果は限定的なものになると考えられる。 |
| 政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等) | <p>(費用と便益の関係の分析) 今般の改正により、新たに遵守費用及び行政費用が発生するが、取引所の相互乗入れが可能となることは、我が国取引所の競争力強化につながるるとともに、投資者にとっても多様な品揃えが実現することによって、幅広い分散投資やリスクヘッジを効率的に行うことができるなど、その利便性向上が期待できる。よって、これら便益の増加というプラスの効果は、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられる。</p> <p>(代替案との比較) 代替案では、相互乗入れの形態がグループ化によるものに限定されることで、取引所は効率的・効果的な参入形態を柔軟に選択することに制約が課されることとなる。このため、同一取引所においてフルラインの品揃えを確保できないことで、本案と比較して、新たな費用が発生するとともに利用者利便が減殺されるおそれがあると考えられる。このため、代替案では、相互乗入れを可能とすることによる効果は限定的なものとなる。</p> | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した(平成21年3月)。 | |

| | | |
|----------------|--|--|
| 政策の名称 | 「有価証券の売出し」定義の見直し | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>【内容】 現在、「有価証券の売出し」に係る法定開示規制は、「多数の者(50名以上)」と「均一の条件」の2つの要件に依拠している。 今回の改正により、「有価証券の売出し」の要件のうち「均一の条件」を削除するとともに、適格機関投資家のみを相手方とし、又は少数の者を相手方とする売付け勧誘等を「有価証券の売出し」に該当しないこと(以下「私売出し」という。)とすること及び金融商品取引業者等が行う既発行の外国有価証券又はこれに準ずる有価証券の売出しのうち、本邦における当該有価証券に係る売買価格に関する情報を容易に取得することができること、その他の要件を満たすもの(以下「外国証券売出し」という。)について有価証券届出書の提出を不要とする一方で、金融商品取引業者等に当該有価証券及び発行者に関する情報(以下「外国証券情報」という。)の提供又は公表を義務付けること等(以下「規制の柔構造化」という。)を規定する。</p> <p>【目的及び必要性】 投資家が投資判断に当たり必要とする情報を適正に開示とする法定開示制度の趣旨に照らし、本来開示が必要と思われる取引については、法定開示義務を課す一方で、有価証券のクロスボーダー取引や複雑な取引が日常的に行われている有価証券取引の実務の現状を踏まえた「有価証券の売出し」定義及びこれに伴う規制の見直しを行う必要がある。</p> | |
| | 法令の名称・関連条項と その内容 | 金融商品取引法第2条第4項、第4条、第23条の13、第27条の32の2、第27条の34の2 |
| 想定される代替案 | 「有価証券の売出し」の要件から「均一の条件」を削除することとする(規制の柔構造化を規定しない。) | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案 |
| (遵守費用) | <p>「有価証券の売出し」の定義から「均一の条件」を削除することにより、これまで「有価証券の売出し」に該当しなかった有価証券の売付け勧誘等が、新たに「有価証券の売出し」に該当することとなる場合には、新たに法定開示書類の作成、提出及び当該書類の監査費用とともに目論見書の作成、交付に関する費用等が発生するものと考えられる。</p> <p>また、金融商品取引業者等が外国証券売出しを行う場合には、有価証券届出書の提出等の法定開示に代えて、法定開示よりも簡易な外国証券情報の提供又は公表が義務付けられ、当該外国証券情報の作成及び公表等に関する費用が発生するものと考えられる。但し、外国証券情報については、法令上、財務諸表についての監査が義務付けられないことから監査費用は発生しない。また、いわゆる「私売出し」は、「有価証券の売出し」に該当しないことから、有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、提出及び目論見書の作成、交付等の費用は発生しない。</p> | <p>「有価証券の売出し」の定義から「均一の条件」を削除することにより、これまで「有価証券の売出し」に該当しなかった有価証券の売付け勧誘等が、新たに「有価証券の売出し」に該当することとなる場合には、法定開示書類の作成、提出に関する費用(当該法定開示書類に記載する財務諸表についての監査費用等を含む。)とともに目論見書の作成、交付に関する費用が発生すると考えられる。</p> <p>代替案では、有価証券取引の実務を踏まえた規制の柔構造化を行わないことから、外国証券売出しについても法定開示が義務付けられることにより、当該法定開示書類の作成、提出に関する費用が発生する。当該費用は、外国証券情報の作成及び公表等の費用と比較し、増加すると考えられる。また、本案では、「有価証券の売出し」に該当しない「私売出し」についても、法定開示が義務付けられることにより、当該法定開示書類の作成、提出に関する費用が発生すると考えられる。</p> |
| (行政費用) | 有価証券の売出しに係る有価証券届出書、その後継続的に提出される有価証券報告書等の法定開示書類に虚偽記載等がある場合については、行政処分や刑事罰の、外国証券売出しに係る外国証券情報に虚偽記載等がある場合については刑事罰の対象とさ | 代替案では、有価証券の売出しに係る有価証券届出書、その後継続的に提出される有価証券報告書等の法定開示書類に虚偽記載等がある場合については、行政処分や刑事罰の対象とされており、国において当該法定開示書類の虚偽記載等に係る調査等の費用が発生すると考えられる。また、有価証券取引の実務を踏まえた規制 |

| | | |
|---------------------------|---|---|
| | <p>れており、国において、これらの法定開示書類等の虚偽記載等に係る調査等の費用が発生するものと考えられる。</p> | <p>の柔構造化を行わないことから、本案と比較し、より多くの法定開示書類が提出されることとなるため、その調査対象は多くなり費用が増加すると考えられる。</p> |
| (その他の社会的費用) | <p>有価証券の売付け勧誘等のうち、本来、法定開示が必要と思われる取引について法定開示義務を課すとともに、有価証券取引の実務を踏まえた規制の柔構造化を行うことにより、法定開示が必要ないと思われる取引については法定開示義務を課さないこととするものであるから、特段社会的費用は発生しない。</p> | <p>本案と同様に、本来、法定開示が必要と思われる取引について法定開示義務を課すこととする。しかし、代替案では、有価証券取引の実務を踏まえた規制の柔構造化を行わないことから、海外企業や国内の新興企業にとって法定開示等のコストが負担となるなど、法定開示に過大なコストがかかることにより、投資家が取得すべき配当、収益等が減少することとなる。さらに、法定開示のための過大なコスト負担により、外国で既に発行された有価証券の我が国への流入が制約を受けることから、我が国市場の発展を阻害するとともに、我が国の投資家にとって投資商品の選択肢が減少するといった社会的費用が発生することが考えられる。</p> |
| 規制の便益 | <p style="text-align: center;">便益の要素</p> <p>投資家が投資判断に当たり必要な情報を適正に開示とする法定開示制度の趣旨に照らし、本来法定開示の必要があると思われる取引については法定開示義務を課すとともに、有価証券取引の実務を踏まえた規制の柔構造化を行うことにより、法定開示が必要ないと思われる取引については法定開示義務を課さないこととすることから、適切に投資家保護が図られるとともに、有価証券取引の活発化につながると考える。</p> | <p style="text-align: center;">代替案</p> <p>本案に比べ、幅広い有価証券の売付け勧誘等について、法定開示義務を課すことにより、より多くの投資家に投資情報が提供されることになり適切に投資家保護が図られると考える。</p> |
| 政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等) | <p>(費用と便益の関係の分析)</p> <p>本案は、これまで「有価証券の売出し」に該当しなかった有価証券の売付け勧誘等が、新たに「有価証券の売出し」に該当する場合には、法定開示書類の作成、提出及び当該書類の監査費用とともに目論見書の作成、交付に関する費用等が発生することから、規制の遵守費用及び行政費用が増加すると考えられる。</p> <p>一方で、本来法定開示が必要であると考えられる取引について法定開示義務を課すとともに、有価証券取引の実務を踏まえた規制の柔構造化を行うことにより、法定開示が必要ないと思われる取引は法定開示義務を課さないこととし、投資家保護及び有価証券取引の活発化が図られるという大きな便益をもたらすものである。このような便益の増加というプラスの効果は、規制の遵守費用及び行政費用の増加というマイナスの効果を上回るものと考えられる。</p> <p>(代替案との比較)</p> <p>代替案においても、これまで「有価証券の売出し」に該当しなかった有価証券の売付け勧誘等が、新たに「有価証券の売出し」に該当する場合には、法定開示書類の作成、提出及び当該書類の監査費用とともに目論見書の作成、交付に関する費用等が発生することにより、規制の遵守費用及び行政費用が増加すると考えられる。但し、代替案における遵守費用、行政費用及び社会的費用は、外国証券売出しについても法定開示が義務付けられ当該法定開示書類の監査費用が発生すること、本案においては「私売出し」として「有価証券の売出し」から除外されている取引が「有価証券の売出し」に該当し、法定開示が義務付けられることから、本案と比較し増加すると考えられる。</p> <p>一方、代替案の便益については、本案に比べ、幅広い取引について法定開示義務を課すことにより、法定開示が必要ないと思われる取引についても法定開示を義務付けることから、有価証券取引の活発化が阻害され、その便益の効果は本案と比べ、減少すると考える。</p> <p>したがって、代替案は、本案に比べ、便益が減少するとともに、遵守費用、行政費用及び社会的費用の増加というマイナスの効果が大きくなると考える。</p> | |

政策評価の結果の
政策への反映状況

規制の事前評価の結果を踏まえ、「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した(平成 21 年3月)。

| | | | |
|----------------|--|---|--|
| 政策の名称 | 前払式支払手段に係る制度整備 | | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>【目的・必要性】 現行の前払式証券規制法においては、紙・IC型前払式支払手段については適用が及び、サーバ型前払式支払手段については適用が及ばない。同様の機能を有するにもかかわらず、金額の記録(価値の保存)の仕方の違いにより規制が異なることは、利用者保護の観点から問題があるとともに、事業者間のイコール・フットイングが図られず、経済活動にバイアスが生じるおそれがある。このほか、自家型前払式証券の発行者(自家型発行者)については、第三者型前払式証券の発行者(第三者型発行者)に比べて、業務改善命令を行うことができないなど監督規定が十分に整備されておらず、発行者の破綻時の還付率が低い事例がある等の問題が生じており、制度整備が必要である。</p> <p>【内容】 現行の前払式証券規制法の適用対象である紙型・IC型の前払式支払手段に加え、サーバ型前払式支払手段を法の適用対象とし、紙型・IC型前払式支払手段と同様の規制を課すほか、前払式支払手段について現行の枠組みを維持しつつ、自家型発行者に対する監督規定の整備等、所要の制度整備を行う。</p> | | |
| | 法令の名称・関連条項と その内容 | 資金決済に関する法律第2章 | |
| 想定される代替案 | サーバ型前払式支払手段の発行者を含め、第三者型発行者について届出制とする。なお、その他の事項は原則として本案と同様とする。 | | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案 | |
| (遵守費用) | <p>【現行の前払式証券規制法の前払式証券発行者】 原則として新たな費用は発生しない。ただし、自家型発行者に対して立入検査、業務改善命令等が行われた場合、その対応費用が発生する。</p> <p>【サーバ型前払式支払手段の発行者】 登録申請・届出に係る事務費用、表示義務に係る費用、発行保証金の供託等に係る費用(資金調達に要する費用や資金使用が制限されることによる機会費用を含む)、行政機関への報告に係る費用等の費用が発生する。</p> | <p>【現行の前払式証券規制法の前払式証券発行者】 本案と同様。</p> <p>【サーバ型前払式支払手段の発行者】 届出に係る事務費用、表示義務に係る費用、発行保証金の供託等に係る費用(資金調達に要する費用や資金使用が制限されることによる機会費用を含む)、行政機関への報告に係る費用等の費用が発生する。</p> | |
| | (行政費用) | 新たに規制対象となるサーバ型前払式支払手段の発行者の登録・届出に係る事務費用、検査・監督費用が発生する。 | 新たに規制対象となるサーバ型前払式支払手段の発行者の届出に係る事務費用、検査・監督費用が発生する。 |
| | (その他の社会的費用) | 新たな費用は発生しない。 | 第三者型前払式支払手段は多数者間の資金決済に係るものであり、決済手段としての確実性・信用の維持が強く要請されるものであるため、自家型前払式支払手段に比して不適格な事業者を排除できない場合に発生する社会的費用がより大きくなると考えられるが、登録制に比して届出制とした場合、行政機関が事前に審査を行うことができず、業務を適切に行うための要件を満たさない不適格な発行者を排除できない可能性が高まる。 |
| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案 | |
| | <p>現行の前払式証券規制法の適用を受けないサーバ型前払式支払手段を適用対象とすることにより、サーバ型前払式支払手段に係る発行保証金の供託等による利用者の資産保全など、利用者保護が図られる。</p> | <p>原則として本案と同様。ただし、届出制とした場合、発行者は直ちに発行業務を開始できる一方、行政機関が事前に審査を行うことができず、不適格な発行者を排除できないため、その効果が減殺される可能性がある。</p> | |

| | | |
|--|---|---------------|
| | <p>また、現行の前払式証票規制法では立入検査や業務改善命令等の対象とならない自家型発行者について、行政機関がこれらの権限を行使して発行保証金の供託等が適切に行われているか確認可能となることにより、発行者破綻時に供託不足による利用者への払戻しがなされない可能性が減じられる。</p> | <p>本案と同様。</p> |
| <p>政策評価の結果 (費用と便益の 関係の分析等)</p> | <p>(1) 費用と便益の関係 本案の場合、サーバ型前払式支払手段の発行者における登録申請等の遵守費用及び検査・監督等の行政費用が発生する一方で、サーバ型前払式支払手段に係る発行保証金の供託等による利用者の資産保全など利用者保護等が図られる。この便益の増加というプラスの効果は、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられることから、本案は適当と考える。</p> <p>(2) 代替案との比較 第三者型発行者にとっては、届出制の場合、届出を行えば直ちに発行業務を開始することができる点が、登録制と比べて増加する便益である。 一方、利用者にとっては、情報の非対称性により、発行者が適格であるかどうか判断することは困難であると考えられるところ、届出制の場合、行政機関が事前に審査を行うことができず、業務を適切に行うための要件を満たさない不適格な発行者を排除できないため、破綻時等に予想されざる被害が及ぶ可能性が高まることとなる。第三者型前払式支払手段については、利用者以外にも加盟店など関係者も多く、不適格な発行者による社会的影響は自家型前払式支払手段よりもはるかに大きいと考えられる。</p> | |
| <p>政策評価の結果の 政策への反映状況</p> | <p>規制の事前評価の結果を踏まえ、「資金決済に関する法律案」を国会に提出した(平成21年3月)。</p> | |

| | | |
|---------------------------|--|---|
| 政策の名称 | 資金移動(為替取引)に係る制度整備 | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>【目的・必要性】 現在、わが国では、銀行法等により為替取引は銀行(預金取扱金融機関)以外の者は行うことができないとされている。利用者の利便性の向上や決済サービスに係る国際競争力の強化の観点から踏まえれば、預金の受入れや融資等の運用を行わない為替取引については、銀行以外の者が行うこと(為替取引に関する制度整備)を認めることとし、イノベーションと競争を促進し、多様な担い手による資金移動サービスの提供を可能とすることが適当である。</p> <p>【内容】 銀行以外の者について、登録を受けて為替取引を営むことを認めるなど、資金移動業に関する所要の制度整備を行う。</p> | |
| | 法令の名称・関連条項と その内容 | 資金決済に関する法律第3章及び関係附則 |
| 想定される代替案 | 資金移動業者について届出制とする。なお、その他の事項は原則として本案と同様とする。 | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案 |
| (遵守費用) | 登録申請に係る事務費用、履行保証金の供託等に要する費用(資金調達に要する費用や資金使途が制限されることによる機会費用を含む)、各行為規制に係る費用、行政機関への報告に係る費用等に係る費用等の費用が発生する。 | 届出に係る事務費用、履行保証金の供託等に要する費用(資金調達に要する費用や資金使途が制限されることによる機会費用を含む)、各行為規制に係る費用、行政機関への報告に係る費用等に係る費用等の費用が発生する。 |
| (行政費用) | 登録に係る事務費用、検査・監督費用が発生する。 | 届出に係る事務費用、検査・監督費用が発生する。 |
| (その他の社会的費用) | 新たな費用は発生しない。 | 新たな費用は発生しない。ただし、登録制に比して届出制とした場合、行政機関が事前に審査を行うことができず、業務を適切に行うための要件を満たさない不適格な事業者を排除できない可能性が高まる。 |
| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案 |
| | 現在、銀行のみに認められている為替取引について、資金移動途上にある資金と同額以上の資産保全を義務付けるとともに、資金移動業を適正かつ確実に遂行するために必要となる財産的基礎や体制の整備を求めることにより、登録制の下、銀行以外の事業者が行うことができることとすることにより、イノベーションと競争を促進し、多様な担い手による資金移動サービスの提供が可能となり、利用者の利便性の向上等に資することとなる。 | 原則として本案と同様。ただし、届出制とした場合、上記のとおり、行政機関が事前に審査を行うことができず、不適格な事業者を排除できないため、その効果が減殺される可能性がある。 |
| | また、資金移動途上にある資金の全額保全を義務付けることにより、利用者は資金移動業者の信用リスクを考慮せずに資金移動を行うことができる。 | 本案と同様。 |
| 政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等) | <p>(1) 費用と便益の関係 本案の場合、資金移動業者における登録申請等の遵守費用及び検査・監督等の行政費用が発生する一方で、為替取引について制度整備を行うことにより、イノベーションと競争を促進し、多様な担い手による資金移動サービスの提供が可能となり、利用者の利便性の向上等に資することとなる。この便益の増加というプラスの効果は、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられることから、本案は適当と考える。</p> <p>(2) 代替案との比較 資金移動業を行おうとする者にとっては、届出制の場合、届出を行えば直ちに資金移動業を開始することができる点が、登録制と比べて増加する便益である。 一方、為替取引は、経済活動の基礎をなす社会インフラであり、資金の送り手・受</p> | |

| | |
|------------------------------|---|
| | <p>け手双方の利用者の保護が必要であるとともに、資産保全を適切に行うことができない事業者が破綻した場合の社会的・経済的影響が大きいと考えられるが、資金の送り手・受け手双方の利用者にとっては、情報の非対称性により、資金移動業者が適格であるかどうか判断することが困難である場合も多く、届出制の場合、行政機関が事前に審査を行うことができず、業務を適切に行うための要件を満たさない不適格な事業者を排除できないため、資金移動業者が破綻した場合や為替取引が適切に履行されない場合に利用者保護に欠ける事態や資金決済システムの安全性等が損なわれる事態が生じる可能性が高まることとなる。</p> |
| <p>政策評価の結果の 政策への反映状況</p> | <p>規制の事前評価の結果を踏まえ、「資金決済に関する法律案」を国会に提出した(平成21年3月)。</p> |

| | | |
|------------------|---|--|
| 政策の名称 | 銀行間の資金決済(資金清算)に係る制度整備 | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>【目的・必要性】</p> <p>リテールの資金決済に伴う銀行間の資金決済については、全国銀行内国為替制度(内国為替制度)がその中核を担っている。昭和48年の全国銀行データ通信システム(全銀システム)の稼働開始によりオンライン化を実現して以来、利用規模の拡大を続けており、我が国の経済社会において極めて重要な役割を果たしている。</p> <p>内国為替制度は、現在、公益法人(銀行を構成員とする特例民法法人である東京銀行協会)により運営されている。その実質的な運営は、主要行による輪番制により行われているが、こうした運営では継続的・戦略的な意思決定を行いつづらぬ、利用者ニーズに応じた迅速な対応を行いつづらぬ等の指摘がある。このため、安全性・効率性を維持しつつ、利用者ニーズに対応した利便性の高いシステムを実現すべく、より公正性・透明性の高いガバナンス体制を構築することが望まれている。</p> <p>また、内国為替制度の運営主体は、リテールの資金決済に係る債権債務の清算のため、複数の銀行間の為替取引に係る債務の引受けを行う清算機関としての役割を果たしている。清算機関は、各清算参加者(銀行)に分散している決済リスクを集中的に引き受ける存在であるため、その規則や手続が法的有効性を有し、その効果が予見可能であることが重要である。内国為替制度において行われる清算の効果を一段と確実なものとするため、法的安定性の更なる向上を図ることが求められている。</p> <p>さらに、米国サブプライム・ローン問題に端を発した国際金融・資本市場の動揺が続いている状況の下、国内外の決済システムに関しても相互依存関係が一段と強まっている。国際的にも、決済システムに関する制度整備の検討が行われており、我が国でも、銀行間の資金決済の清算機関について、適切な監督等を行うため、諸外国や証券決済における制度を参考に所要の制度整備を図ることが適当である。</p> <p>上記の問題点を改善するため、複数の銀行間の為替取引に係る債務の引受けを行う清算機関について、免許制を導入するとともに、会計監査人等の必置、検査・監督規定の整備等、所要の制度整備を図ることが必要である。</p> <p>【内容】</p> <p>銀行間の資金決済において債務引受等により資金清算を行う主体(資金清算機関)について、免許制を設ける等、所要の制度整備を行う。</p> | |
| 法定される代替案 | 資金清算機関について登録制とする。なお、その他の事項は原則として本案と同様とする。 | |
| 規制の費用 | <p>費用の要素</p> <p>(遵守費用) 免許申請に係る事務費用、業務方法書作成等の費用、行政機関への報告に係る費用等の費用が発生する。</p> <p>(行政費用) 免許に係る事務費用、検査・監督費用が発生する。</p> <p>(その他の社会的費用) 新たな費用は発生しない。</p> | <p>代替案</p> <p>登録申請に係る事務費用、業務方法書作成等の費用、行政機関への報告に係る費用等の費用が発生する。</p> <p>登録に係る事務費用、検査・監督費用が発生する。</p> <p>新たな費用は発生しない。ただし、資金清算機関は銀行間の資金決済という極めて公共性の高い業務を担う社会インフラであるところ、一定要件を満たせば参入可能な登録制では、資金清算業の適正かつ確実な遂行を確保することができず、資金決済の円滑を損なうおそれがある。</p> |
| 規制の便益 | <p>便益の要素</p> <p>資金清算機関について、公正性・透明性の高いガバナンス体制が確保されるとともに資金清算の法的効果をより明確化する措置を講じることにより、銀行間の資金決済システムの安定性が向上する。</p> | <p>代替案</p> <p>原則として本案と同様に、資金清算機関について、公正性・透明性の高いガバナンス体制等が確保される。ただし、登録制とした場合、上記のとおり、資金決済の円滑を損なうこととなり、その効果が減殺されるおそれがある。</p> |
| 政策評価の結果(費用と便益の関) | <p>(1) 費用と便益の関係</p> <p>本案の場合、資金清算機関における免許申請等の遵守費用及び検査・監督等の行政費用が発生する一方で、資金清算機関について公正性・透明性の高いガバナンス体制が確保されるとともに、資金清算の法的効果をより明確化する措置を講じることにより、銀行間の資金決済システムの安定性が向上する。</p> | |

| | |
|-------------------------|---|
| <p>係の分析等)</p> | <p>とにより、銀行間の資金決済システムの安定性が向上する。これら資金決済システムの安定性の向上等という便益の効果は広く国民経済全般に及ぶものであり、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられることから、本案は適当と考える。</p> <p>(2) 代替案との比較</p> <p>資金清算機関について免許制とした場合も登録制とした場合も、行政機関が事前に法令で定められた基準に基づいて審査を行い、適格性が認められた者に免許付与又は登録が行われることとなるという点では同様である。しかし、登録制は原則として具体的な一定要件を満たせば登録を受けられる性質のものであるのに対し、免許制は人的構成など具体的な一定要件を定めるのが困難な基準に基づいて審査する必要があり、そういった基準を満たして初めて免許が付与されるべき性質のものである点異なる。例えば銀行については、銀行法において免許制を採用しており、銀行経営の基礎的条件とともに、銀行経営が公共性に反しないように人的構成についても審査が必要であるとされている。</p> <p>資金清算機関は、銀行間の資金決済という極めて公共性の高い業務を担う社会インフラである。銀行間の資金決済に係るリスクを集中的に負担することとなるため、その業務が適正に遂行されない事態が生じた場合には、資金決済に多大な支障を及ぼし、ひいてはシステミック・リスクの顕在化に発展するおそれがある。こうした金融システムにおける資金清算業の役割の重要性にかんがみれば、銀行と同様に免許制とすることが適当であり、一定要件を満たせば直ちに参入可能な登録制では資格として不十分である。また、登録制とした場合に発生が想定される社会的費用は看過できないと考えられる。</p> |
| <p>政策評価の結果の政策への反映状況</p> | <p>規制の事前評価の結果を踏まえ、「資金決済に関する法律」を国会に提出した(平成21年3月)。</p> |

| | | | |
|---------------------------|---|--|--|
| 政策の名称 | 事業者団体(認定資金決済事業者協会)に係る制度整備 | | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>【目的・必要性】 現行の前払式証票の規制等に関する法律(前払式証票規制法)においては、前払式証票の発行者を会員とする事業者団体として、「前払式証票発行協会」に関する定めを設けており、前払式証票の利用者等の保護や業務の健全な発展に向けた自主的な取組みを推進している。</p> <p>今般、前払式証票規制法を廃止し、新たに資金決済に関する法律案を提出することが予定されているところ、同法案が成立するとして、前払式証票(前払式支払手段)の発行者に加え、資金移動業が創設されることに伴い、前払式証票発行協会の枠組みと同様に、事業者による自主的な取組みを推進するための枠組みを設け、事業者団体の適正な業務運営の確保を通じた資金決済サービスの適切な実施及び利用者保護の実現を図ることが必要である。</p> <p>【内容】 現行の前払式証票規制法における「前払式証票発行協会」の枠組みをベースとしつつ、前払式支払手段発行者及び資金移動業者を会員とする事業者団体として、利用者等の保護や業務の健全な発展に向けた事業者による自主的な取組みを推進するため、事業者団体の認定制度等、所要の制度整備を行うこととする。</p> | | |
| | 法令の名称・関連条項と その内容 | 資金決済に関する法律案第5章 | |
| 想定される代替案 | 事業者団体に関する認定制度を設けないこととする。ただし、認定を受けない事業者団体が、認定制度のもとに行われる業務と同等の業務を行うものとして分析を行うものとする。 | | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案 | |
| | (遵守費用) | 認定業務や体制整備の費用のほか、認定申請に係る事務費用、行政機関への報告に係る費用等の費用が発生する。 | 認定業務と同等の業務や体制整備の費用が発生する。 |
| | (行政費用) | 認定に係る事務費用、検査・監督費用が発生する。 | 新たな費用は発生しない。ただし、適格な事業者団体が存在しない場合、利用者からの苦情の申出や相談が行政機関に寄せられ、その対応費用が発生する可能性がある。 |
| (その他の社会的費用) | 新たな費用は発生しない。 | 前払式支払手段又は資金移動業者の利用者にとって、認定を受けた事業者団体であれば、法令で定められた要件を満たす適格な事業者団体であることが直ちに確認できるが、行政機関による認定という基準がなければ、情報の非対称性から、適格な事業者団体なのか判断が困難となる可能性がある。結果、利用者にとって、苦情の申出や相談を行うべき窓口を探し、確認するための費用が増大することとなる。 | |
| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案 | |
| | 前払式支払手段又は資金移動業者が業界として行う利用者保護等に関する自主的な取組みについて、一定要件を満たす団体を認定する枠組みを法律に設けることにより、事業者の自主的な取組みが推進される。 | 事業者団体としての活動の自由が制限されない。 | |
| | 前払式支払手段又は資金移動業者の利用者が苦情の申出や相談を行うべき窓口が明らかとなり、事業者団体を通じてトラブルの解決が促される。 | | |
| 政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等) | (1) 費用と便益の関係 本案の場合、認定を受ける事業者団体における認定申請等の遵守費用及び検査・監督等の行政費用が発生する一方で、事業者団体に対する認定制度を設けることにより、利用者保護等に関する事業者の自主的な取組みの推進や、苦情・相談の窓口が明らかになることによる事業者を通じたトラブル解決の促進が図られる。この便益の増加というプラスの効果は、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えら | | |

| | |
|------------------------------|---|
| | <p>れることから、本案は適当と考える。</p> <p>(2) 代替案との比較</p> <p>費用面については、事業者団体における認定申請等の遵守費用や検査・監督等の行政費用が発生する点で、代替案が本案より優れているものの、認定の申請自体は自由であり、認定を受ける便益が費用を下回ると判断した事業者は、認定を申請しなければよいと考えられる。</p> <p>一方、便益面については、利用者保護等に関する事業者の自主的な取組みの推進や、苦情・相談の窓口が明らかになることによる事業者を通じたトラブル解決の促進といった点で、本案が代替案より優れていると考えられる。</p> |
| <p>政策評価の結果の 政策への反映状況</p> | <p>規制の事前評価の結果を踏まえ、「資金決済に関する法律案」を国会に提出した(平成21年3月)。</p> |

| | | |
|----------------|---|---|
| 政策の名称 | 継続企業の前提に関する注記規定の改正 | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>【目的及び必要性】 国際会計基準(国際監査基準)における開示との整合性を高めるため、財務諸表等規則等の一部改正を行う必要がある。</p> <p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(財務諸表等規則)の改正 従来は、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合は、財務諸表において「継続企業の前提に関する注記」を行うことを求めているが、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に重要な不確実性が認められるときに、財務諸表において「継続企業の前提に関する注記」を行うことを求めることとするための改正を行う。 企業内容等の開示に関する内閣府令(企業内容等開示府令)の改正 有価証券届出書及び有価証券報告書(開示書類)の「事業等のリスク」及び「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において、重要事象等(将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象)が存在する場合には、その旨、その内容、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策に係る記載を求めることとするための改正を行う。(従来「継続企業の前提に関する注記」がなされてきたケースの一部について、経営者による対応策等を考慮し、「継続企業の前提に関する注記」に至らないケースが生じるようなときにも、これらの記載が求められることになる。) その他内閣府令等の改正 上記改正を踏まえ、銀行法施行規則その他の内閣府令等について、所要の改正を行う。 | |
| 想定される代替案 | <p>金融商品取引法における開示について、従来「継続企業の前提に関する注記」がなされてきたケースについて、経営者による対応策等を考慮し、「継続企業の前提に関する注記」に至らないケースも含め、開示書類の「事業等のリスク」等において特に重要事象等に係る記載を求めない(継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であっても、継続企業の前提に重要な不確実性が認められないときは、開示は行われぬ)。</p> | |
| 規制の費用 | <p>費用の要素</p> <p>(遵守費用) 制度導入当初、提出会社が改正後の財務諸表等規則及び企業内容等開示府令に基づいて開示書類を作成する際に事務コストが発生するおそれがある。</p> <p>(行政費用)</p> <p>(その他の社会的費用)</p> | <p>代替案</p> <p>制度導入当初、提出会社が改正後の財務諸表等規則に基づいて開示書類を作成する際に事務コストが発生するおそれがある。</p> <p>従来「継続企業の前提に関する注記」がなされてきたケースの一部について、経営者による対応策等を考慮し、「継続企業の前提に関する注記」に至らないケースが生じることが考えられるため、投資家にとって有用な情報が開示書類において開示されないこととなるおそれがある。</p> |
| 規制の便益 | <p>便益の要素</p> <p>国際会計基準(国際監査基準)における開示との整合性が高まり、国際会計基準により作成された財務書類等との比較可能性が向上することから、投資家の利便性に資すると考えられる。</p> | <p>代替案</p> <p>「継続企業の前提に関する注記」については、国際会計基準(国際監査基準)との整合性が高まると考えられる。</p> |

| | | |
|-----------------------------------|--|--|
| | <p>「事業等のリスク」及び「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」における開示が充実することとなり、「継続企業の前提に関する注記」における開示と併せてメリハリのある情報開示が行われることとなるため、投資家の利便性に資すると考えられる。</p> | |
| | <p>企業にとっても、「事業等のリスク」等として、重要事象等がある場合にその内容や対応策等を開示することは、アカウントビリティーの観点から望ましいと考えられる。</p> | |
| <p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p> | <p>(1) 費用と便益の関係の分析 本案では、制度導入当初、改正後の財務諸表等規則等に基づいて開示書類を作成するために必要な事務コストが発生するおそれがあるものの、国際会計基準(国際監査基準)における開示との整合性が高まることにより、財務書類等の比較可能性が向上し、かつ、「事業等のリスク」等における開示が充実することとなり、「継続企業の前提に関する注記」における開示と併せてメリハリのある情報開示が行われることとなるため、投資家の利便性に資すると考えられることなどから、便益が費用を上回ると見込まれる。</p> <p>(2) 代替案との比較 代替案によると、従来「継続企業の前提に関する注記」がなされてきたケースの一部について、経営者による対応策等を考慮し、「継続企業の前提に関する注記」に至らないケースが生じることが考えられるため、投資家にとって有用な情報が開示書類において開示されないこととなるおそれがあることから、本案の方が優ると考えられる。</p> | |
| <p>政策評価の結果の 政策への反映状況</p> | <p>規制の事前評価の結果を踏まえ、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する予定。</p> | |

表4 - 実績評価方式により事後評価した政策

| 施策名 | 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|--|----|-------------|----------------------------|------------------------------|------------------------------|-------------|---|-----|----|-------------|----------------------|--|--|-------------|----------------------|------------|------------|------------|--------------------------|--------|---|--|--|--|--|--|---|------------------------------|--|--|----------------------------|------------------------------|------------------------------|--|--------|-----|---|--|-----|-----|-----|--|--|------|--|--|-----|-----|-----|--|------|--|--|-----|-----|-----|--|------|--|--|------|------|------|--|------|--|--|-----|-----|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|
| <p>施策の概要</p> | <p>金融を巡る状況の変化に対応する監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。そこで、監督態勢の強化、金融機関を巡る状況の変化を踏まえたヒアリング等のオフサイト・モニタリングの実施、早期健全化法及び金融機能強化法の適切な運用等を図ることとする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性)</p> <p>サブプライムローン問題に端を発するグローバルな金融市場の混乱など、金融機関を取り巻く様々なリスクが高まる中、金融機関の経営の健全性の状況を継続的・定量的に把握する重要性が高まっていることから、金融機関の各種リスクの状況等についてのモニタリングが必要である。</p> <p>また、金融機関を巡る状況の変化を踏まえたリスク管理に関するルールの整備、我が国の金融を巡るコングロマリット化への対応、早期健全化法及び金融機能強化法の適切な運用を行うことが必要である。</p> <p>(効率性)</p> <p>検査・監督連携会議の開催などにより、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることで、効率的なモニタリングの実施に資した。また、報告・分析の対象となる情報の処理をコンピュータ・システムで迅速かつ効率的に行うことで、監督部局及び金融機関において事務の効率化や利便性の向上が図られた。</p> <p>(有効性)</p> <p>効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを行い、業務の健全性・適切性に係る問題を早期に発見し、必要に応じ監督上の対応を行うことや、サブプライムローン問題に対する迅速かつ適切な対応を行うなどの施策は、金融機関等のリスク管理を高度化し、健全かつ適切な運営の確保に資するとともに、優先課題の早期認識と効果的な対応の観点からも有効であった。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融機関のリスク管理にかかる教訓を盛り込んだ主要行等向けの総合的な監督指針等の改正を踏まえた各金融機関のリスク管理の高度化の取組みの状況について注視 金融機関のリスク管理実務等の進展を踏まえ、リスク管理に関するルールの必要に応じた見直し 保険会社のソルベンシー・マージン比率の算出基準等の見直し 必要に応じて金融コングロマリット監督指針の内容の見直し 早期健全化法及び金融機能強化法の適切な運用 金融機関に対して有効なオフサイト・モニタリングを行うためのコンピュータ・システムの機能強化 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="331 1429 1230 2002"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18年 3月末</th> <th>19年 3月末</th> <th>20年 3月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること</td> <td>自己資本比率</td> <td>%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">金融を巡る状況の変化に対応する監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。</td> </tr> <tr> <td>主要行等 地域銀行 信用金庫 信用組合</td> <td></td> <td></td> <td>12.5 9.8 11.3 9.6</td> <td>13.3 10.4 12.0 10.2</td> <td>12.3 10.3 11.7 10.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">不良債権比率</td> <td>主要行</td> <td>%</td> <td></td> <td>1.8</td> <td>1.5</td> <td>1.4</td> <td></td> <td rowspan="6"></td> </tr> <tr> <td>地域銀行</td> <td></td> <td></td> <td>4.5</td> <td>4.0</td> <td>3.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>信用金庫</td> <td></td> <td></td> <td>7.1</td> <td>6.5</td> <td>6.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>信用組合</td> <td></td> <td></td> <td>10.7</td> <td>10.3</td> <td>10.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>全国銀行</td> <td></td> <td></td> <td>2.9</td> <td>2.5</td> <td>2.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | | 達成目標 | 指標名 | 単位 | 基準値 (年度) | 実績値 | | | 目標値 (年度) | 達成目標・指標の 設定根拠・考え方 | 18年 3月末 | 19年 3月末 | 20年 3月末 | 金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること | 自己資本比率 | % | | | | | | 金融を巡る状況の変化に対応する監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。 | 主要行等 地域銀行 信用金庫 信用組合 | | | 12.5 9.8 11.3 9.6 | 13.3 10.4 12.0 10.2 | 12.3 10.3 11.7 10.0 | | 不良債権比率 | 主要行 | % | | 1.8 | 1.5 | 1.4 | | | 地域銀行 | | | 4.5 | 4.0 | 3.7 | | 信用金庫 | | | 7.1 | 6.5 | 6.4 | | 信用組合 | | | 10.7 | 10.3 | 10.3 | | 全国銀行 | | | 2.9 | 2.5 | 2.4 | | | | | | | | |
| 達成目標 | 指標名 | 単位 | 基準値 (年度) | 実績値 | | | 目標値 (年度) | | | | | 達成目標・指標の 設定根拠・考え方 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 18年 3月末 | 19年 3月末 | 20年 3月末 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること | 自己資本比率 | % | | | | | | 金融を巡る状況の変化に対応する監督体制を整備し、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングを実施することにより、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する必要がある。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 主要行等 地域銀行 信用金庫 信用組合 | | | 12.5 9.8 11.3 9.6 | 13.3 10.4 12.0 10.2 | 12.3 10.3 11.7 10.0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 不良債権比率 | 主要行 | % | | 1.8 | 1.5 | 1.4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 地域銀行 | | | 4.5 | 4.0 | 3.7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 信用金庫 | | | 7.1 | 6.5 | 6.4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 信用組合 | | | 10.7 | 10.3 | 10.3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 全国銀行 | | | 2.9 | 2.5 | 2.4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>政策評価の結果の政策への反映</p> | <p>金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> グローバルな株式、為替、債券、クレジット、コモディティ、証券化商品等の各市場の状況やマクロ経済の情勢等について、金融システム、金融・資本市場の動向把握の観点から、情報の集積・調査・分析を実施するとともに、日本銀行と連携しつつ、短期金融市場、社債・CP市場等の情勢の把握に取り組ん | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|---------------------------------|---|-------------------------|--|
| <p>状況</p> | <p>でいる。また、集積した情報及び分析結果については、庁内で共有し、金融行政への反映を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グローバルに活動するわが国の大手金融機関等に関して、従来から行っている監督当局間における連携の枠組みを更に発展させて、監督当局間グループ(監督カレッジ)を設置した。 ・ 平成 16 事務年度より開催している検査・監督連携会議を始め、両部局間において金融機関の決算状況や検査計画等について意見交換を行い、オンサイトとオフサイトの効率的なモニタリングを実施するための問題意識の共有等を図った。 <p>リスク管理の高度化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サブプライムローン問題の教訓を踏まえたりスク管理について、「主要行等向けの総合的な監督指針」等の市場リスク・信用リスク管理部分を改正し、「平成 20 事務年度主要行等向け監督方針」において監督上の重点事項として明確化しつつ、金融機関の取組状況について、ヒアリングを適時実施した。 ・ 預金取扱金融機関のサブプライム関連商品や証券化商品等の保有額等について把握し、公表を行った(平成 20 年 9 月、11 月、21 年 3 月)。 ・ 投資損失引当金や偶発債務引当金等の取扱いについて及び海外特別目的会社(SPC)の発行する優先出資証券の基本的項目(ティア1)への算入方法についての告示改正を行い、追加 Q & A を公表した(20 年 12 月)。 <p>金融コングロマリット監督指針の内容の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品取引法等の一部を改正する法律(20 年 6 月公布)及び関連政令、内閣府令によるファイアーウォール規制の見直しを受けて、金融コングロマリット監督指針を改正し、利益相反管理体制の整備に関する監督上の着眼点等を定めた(21 年 1 月公表、21 年 6 月より適用)。 <p>改正金融機能強化法の迅速な施行等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 20 年 12 月 12 日に成立した改正金融機能強化法については、政令・内閣府令等を整備のうえ同月 17 日に施行した。施行後速やかに、金融機関向け説明会を開催し本制度の趣旨・内容の周知・徹底を図るとともに、本制度の活用について積極的な呼びかけを行い、21 年 3 月 13 日に地域銀行 3 行に対して同法に基づく資本参加の決定を行った。 <p>早期健全化法及び金融機能強化法の適切な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 早期健全化法に基づく資本増強行(10 行)の経営健全化計画について、20 年 3 月期の履行状況報告を 20 年 7 月に公表し、20 年 9 月期の履行状況報告を 20 年 12 月に公表した。 なお、20 年 7 月以降 21 年 3 月までに、旧安定化法及び早期健全化法に基づく資本増強額(約 10.4 兆円)のうち、4,067 億円の返済が行われた。その結果、21 年 3 月末の残高は約 1.0 兆円となっており、資本増強以後 21 年 3 月末までに約 1.2 兆円の利益が生じている。 ・ 紀陽ホールディングス及び豊和銀行の経営強化計画について、20 年 3 月期の履行状況報告を 20 年 8 月に公表し、20 年 9 月期の履行状況報告を 21 年 1 月に公表した。 <p>予算要求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正金融機能強化法に基づく政府保証枠について、金融市場の異常かつ急激な変動が生じた場合でも、金融機関の財務基盤の安定を確保し、円滑な金融機能が発揮されるよう、当初予算で措置されている 2 兆円に加えて、20 年度予算(2 次補正)において 10 兆円を追加要求し、総額 12 兆円が予算措置されることとなった。また、21 年度においても 12 兆円の予算要求を行い、予算措置された。 ・ オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの保守・運用、変更開発や金融機能強化法に基づく資本参加の審査等に対応するため、21 年度予算要求を行い、予算措置(409 百万円)された。 | | |
| <p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p> | <p>施政方針演説等</p> | <p>年月日</p> | <p>記載事項(抜粋)</p> |
| | <p>第 169 回国会施政方針演説</p> | <p>平成 20 年 1 月 18 日</p> | <p>米国のサブプライムローン問題の影響を受けた経済への対応など、足下にも目配りの必要な課題があります。</p> |

| 施策名 | 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|---|------|-----------------|------|-------------|-----|-------------|---|-------------|----------------------|-------------|----------------------|------|--------------------------|------------------------|--|-----------------|--|--|--|--|---|
| 施策の概要 | <p>金融環境の変化に留意しつつ、よりレベルの高い内部管理態勢の構築に資するよう、ベター・レギュレーションの考え方を踏まえて策定した検査基本方針・検査基本計画に従って金融検査を実施するとともに、平成 18 年 1 月より試行を開始していた金融検査評価制度を全面的な本格施行に移行した。 【根拠法令】銀行法第 25 条等</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性)</p> <p>金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保していく必要があり、立入検査はそのために必要な手段である。</p> <p>(効率性)</p> <p>事務年度の当初に検査基本方針・基本計画を定め、リスク特性及び金融環境の変化を踏まえたリスク管理態勢等の構築に係る検証をはじめとして、金融実態に応じた的確な検査の実施に努め、効率的に政策を実施した。</p> <p>(有効性)</p> <p>金融検査において金融機関の取組みが不十分な態勢等について指摘した結果、各金融機関においては改善に向けた取組みが行われており、一定の成果があった。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場リスクをはじめとする各種リスク管理態勢の検証 金融機関の円滑なシステム統合等に向けたシステムリスク管理態勢の検証の充実 財務局の検査水準を高度化するための指導體制の強化 e - ラーニングを通じた検査官の検査能力・技術の更なる向上 金融検査評価制度の経営改善に向けた動機付け機能を向上させるような運用 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="347 1055 1505 1458"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること</td> <td>金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保状況</td> <td></td> <td colspan="3">左記指標は、定性的指標である。</td> <td></td> <td></td> <td>金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、「金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保」していく必要があり、これは法令上の立入検査の目的規定とされている。</td> </tr> </tbody> </table> | 達成目標 | 指標名 | 単位 | 基準値 (年度) | 実績値 | | | 目標値 (年度) | 達成目標・指標の 設定根拠・考え方 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること | 金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保状況 | | 左記指標は、定性的指標である。 | | | | | 金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、「金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保」していく必要があり、これは法令上の立入検査の目的規定とされている。 |
| 達成目標 | 指標名 | | | | | 単位 | 基準値 (年度) | 実績値 | | | 目標値 (年度) | 達成目標・指標の 設定根拠・考え方 | | | | | | | | | | |
| | | 17年度 | 18年度 | 19年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保すること | 金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保状況 | | 左記指標は、定性的指標である。 | | | | | 金融庁の任務である「金融機能の安定」、「預金者等の保護」、「金融の円滑」を果たしていくためには、「金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保」していく必要があり、これは法令上の立入検査の目的規定とされている。 | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>政策評価の結果の政策への反映状況</p> | <p>市場リスクやシステムリスク管理態勢等の検証の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 「平成 20 検査事務年度検査基本方針」(平成 20 年 8 月公表)において、「各種貸出・金融商品の実態に応じた適切なリスク管理態勢の構築」や「システムリスクの適切な管理」を重点的に検証する旨を明記した。 同方針に基づき、市場リスクやシステムリスク管理態勢等について効果的・効率的な検証を実施するため、民間出身の市場リスク専門家 9 名、システムリスク専門家 4 名を採用し、検査体制の強化を図った。 検査能力・技術の更なる向上 財務局の人材育成の観点から、金融庁・財務局による共同研修やクロス検査(金融庁検査への財務局検査官の参加等)を推進するとともに、指導役として金融庁検査官を財務局へ派遣するなど、検査能力の向上に取り組んだ。 より実践的な研修となるよう研修体系を見直すとともに、e - ラーニングを通じた検査官の検査能力・技術の更なる向上に向けて取り組んだ。 金融検査評価制度の経営改善に向けた動機付け機能を向上させるような運用 金融検査評価結果の分布状況の取りまとめにおいて、これまで公表していた「C 評価以下」の分布状況に加え、「A 評価」と「B 評価」を追加した。(20 年 12 月公表) 金融検査指摘事例集において、金融機関の自主的・持続的な経営改善に向けたインセンティブ付けの観点から指摘事例を増やし(280 事例 341 事例)、新たに「A 評価」事例を紹介するとともに、評価結果の約 6 割を占める「B 評価」結果について、「A に近い B」、「平均的な B」、「C に近い B」とレベル感を比較できるよう 3 類型に分けて紹介した。(20 年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|--------------------------|---|-----|----------|
| | <p>7月公表) 予算要求、機構・定員要求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査を引き続き実施するため、21年度予算要求を行い、予算措置(341百万円)された。 ・ あわせて、21年度機構・定員要求を行い、専門検査官(2名)、金融証券検査官(2名)が措置された。 | | |
| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの) | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) |
| | - | - | - |

| 施策名 | システミックリスクの未然防止及びペイオフ解禁後の円滑な破綻処理のための態勢整備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|-----------------------|-------------|------|------|-------------|--|-----|----|-------------|----------------------|--|-------------|----------------------|------|------|--|---------------------|-----------------------|--|------|------|--|--|-------------|--|--|--|--|--|
| 施策の概要 | 預金者保護や金融システムの安定を図る観点から、預金保険法第 102 条の適切な運用、預金保険制度周知のための広報活動、名寄せデータの精度の維持・向上等、システミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備を実施していく。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等 | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 金融システムの枠組みが金融機関の自己責任と市場による規律付けを中心とし、行政による規律付けは補完的な役割に移行する中、金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提としてシステミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備が図られる必要がある。</p> <p>(効率性) 預金保険制度の周知及び適切な運用、名寄せデータ精度の維持・向上及び関係機関との連携強化などの施策によりシステミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備を図ることができる。</p> <p>(有効性) 預金保険制度については、国民全般に相当程度、周知が図られている。 りそなグループについては、「経営健全化計画」の着実な進捗が図られており、また、足利銀行については、野村・ネクストグループを受皿として選定し、株式の譲渡に向けた諸手続も着実に進捗が図られている。 円滑な破綻処理のための態勢整備については、金融機関における名寄せデータの精度の維持・向上が図られている。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 預金保険法第 102 条の適切な運用 ・ 預金保険制度の認知度の維持・向上のための広報活動 ・ 名寄せデータ精度の維持・向上、関係機関(預金保険機構)との連携強化 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="359 1064 1497 1462"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="2">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>18 年</th> <th>19 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">システミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備が図られること</td> <td>預金保険制度についての国民の理解の状況</td> <td>% (「知っていた」と回答した世帯)</td> <td></td> <td>80.9</td> <td>81.3</td> <td></td> <td rowspan="2">金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提としてシステミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備が図られる必要がある。</td> </tr> <tr> <td>名寄せデータの整備状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | 達成目標 | 指標名 | 単位 | 基準値 (年度) | 実績値 | | 目標値 (年度) | 達成目標・指標の 設定根拠・考え方 | 18 年 | 19 年 | システミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備が図られること | 預金保険制度についての国民の理解の状況 | % (「知っていた」と回答した世帯) | | 80.9 | 81.3 | | 金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提としてシステミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備が図られる必要がある。 | 名寄せデータの整備状況 | | | | | |
| 達成目標 | 指標名 | 単位 | 基準値 (年度) | 実績値 | | 目標値 (年度) | | | | | 達成目標・指標の 設定根拠・考え方 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 18 年 | 19 年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| システミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備が図られること | 預金保険制度についての国民の理解の状況 | % (「知っていた」と回答した世帯) | | 80.9 | 81.3 | | 金融システムが円滑かつ安定的にその機能を発揮するためには、前提としてシステミックリスクの未然防止及び円滑な破綻処理のための態勢整備が図られる必要がある。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 名寄せデータの整備状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | <p>預金保険法 102 条の適切な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 足利銀行の受皿選定作業については、同行の全株式が預金保険機構から足利ホールディングスに譲渡され、特別危機管理が終了した(平成 20 年 7 月)。 ・ りそなグループに対して、20 年 7 月(20 年 3 月期分)及び 12 月(20 年 9 月期分)に、早期健全化法第 5 条及び預金保険法第 108 条に基づき経営健全化計画の履行状況について報告を求め、その内容を公表した。 <p>預金保険制度の認知度の維持・向上のための広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 預金保険制度に係る広報用パンフレットについて、制度対象金融機関の拡大等を踏まえ、内容の刷新を行い、全国の地方公共団体等に配布した(21 年 1 月)。 <p>名寄せデータ精度の維持・向上、預金保険機構との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 名寄せデータ精度の維持・向上のため、預金保険機構とも連携し、検査・監督を通じて、名寄せデータの整備状況を引き続き検証し、改善を促した。 <p>予算要求、機構・定員要求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 預金保険法第 102 条の適切な運用を図るため、金融危機管理経費について 21 年度予算要求を行い、予算措置(41 百万円)された。 ・ 預金保険法第 102 条の適切な運用を図るため、機構・定員要求を行い、金融危機対応担当参事官の 24 年 3 月末までの時限延長が認められた。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関係する施政方 | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|---------------------------|---|---|---|
| 針演説等内閣の 重要政策(主な もの) | - | - | - |
|---------------------------|---|---|---|

| 施策名 | 国際的な金融監督のルール策定等への貢献 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|--|------|------|------|-------------|-----|-------------|---|-------------|----------------------|-------------|----------------------|------|----------------------------|------------------------------------|--|--|--|--|--|--|---|
| 施策の概要 | <p>世界各国の経済及び金融システムの相互連関がますます深まる中、国際的な取組みを通じて各国の金融システムの安定を図ることは、我が国の金融システムの一層の安定化にもつながるものであり、各国の金融システムの適切かつ秩序ある自由化を促進することは、我が国金融機関の海外での事業活動にも好影響をもたらすものであると考えていることから、各国際フォーラムにおける国際ルール策定等に積極的に参画していく。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等 | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 国際化や金融コングロマリット化の進展に伴い、海外監督当局との連携強化の必要性が増すとともに、規制・基準の収斂の動きが加速している状況を踏まえ、各種の国際的なフォーラム等における議論に積極的に参加し、国際的なルール策定等に対して積極的に貢献することが必要である。</p> <p>(効率性) 各種の国際的なフォーラム等に積極的に参加することによりルール策定に貢献することは、我が国の金融システムの一層の安定化や国際金融システムの安定を通じた世界経済の健全な発展にとって適切である。</p> <p>(有効性) 各種の国際的なフォーラム等に参加し、国際的な金融監督基準・金融サービス貿易のルール(基準・原則・報告等)策定に積極的な貢献を行い、また、各国の金融当局が行う規制・監督に活用されることにより、国際金融システム並びに我が国金融システムの一層の安定化に資することが期待される。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際金融監督機関における国際的なルール策定等への積極的な貢献等 海外監督当局との連携強化等 マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の国際的取組みへの貢献 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="336 947 1501 1301"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加すること</td> <td>金融庁が参画している各国際金融監督機関における基準・指針等の策定状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>国際化等の進展に伴い、規制・基準の収斂の動きが加速している。このような状況を踏まえ、国際的な金融監督のルール作りに受身でなく、戦略的見地から積極的に参加していくことが重要である。</td> </tr> </tbody> </table> <p>左記指標は、定性的指標である。</p> | 達成目標 | 指標名 | 単位 | 基準値 (年度) | 実績値 | | | 目標値 (年度) | 達成目標・指標の 設定根拠・考え方 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加すること | 金融庁が参画している各国際金融監督機関における基準・指針等の策定状況 | | | | | | | 国際化等の進展に伴い、規制・基準の収斂の動きが加速している。このような状況を踏まえ、国際的な金融監督のルール作りに受身でなく、戦略的見地から積極的に参加していくことが重要である。 |
| 達成目標 | 指標名 | | | | | 単位 | 基準値 (年度) | 実績値 | | | 目標値 (年度) | 達成目標・指標の 設定根拠・考え方 | | | | | | | | | | |
| | | 17年度 | 18年度 | 19年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加すること | 金融庁が参画している各国際金融監督機関における基準・指針等の策定状況 | | | | | | | 国際化等の進展に伴い、規制・基準の収斂の動きが加速している。このような状況を踏まえ、国際的な金融監督のルール作りに受身でなく、戦略的見地から積極的に参加していくことが重要である。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | <p>国際金融監督機関における国際的なルール策定等への積極的な貢献等</p> <ul style="list-style-type: none"> 今般の金融危機を受け開催された「金融・世界経済に関する首脳会合」(平成20年11月)や金融安定化フォーラム(FSF)などの場において、金融危機の再発防止・金融システムの強化に向けた議論に積極的に参加・貢献した。 国際金融資本市場の安定化に向けて国際協調を推進するとともに、90年代のバブル崩壊以降、金融安定化の問題に取り組んできた我が国の経験と教訓について、一段の発信を行った。 バーゼル銀行監督委員会(BCBS)において、バーゼル の枠組み強化に関する3つの市中協議文書(「バーゼル におけるマーケット・リスクの枠組みに対する改訂」、「トレーディング勘定における追加的リスクにかかる自己資本の算出のためのガイドライン」、「バーゼル の枠組みの強化案」)(21年1月)、「健全な流動性リスク管理及びその監督のための諸原則」の報告書(20年9月)等、様々なルール策定や指針の確立等の作業に積極的な貢献を行った。 証券監督者国際機構(IOSCO)において、信用格付機関についての議論など、国際的な証券規制に関する原則や基準の設定等に係る議論に参加し、積極的な貢献を行った。 保険監督者国際機構(IAIS)において、国際的に活動する保険グループへのソルベンシー基準策定等、金融危機からの教訓に向けた取組みの具体的議論が行われており、こうした議論に参加し、積極的な貢献を行った。 WTO及び経済連携協定(EPA)交渉における金融サービス自由化交渉に積極的に参加し、金融サービス分野の自由化の進展を図るとともに、アジア等の金融監督当局との協議の枠組みの強化に積極的な貢献を行った。 海外監督当局との連携強化等 国際的に活動を行う金融機関の監督上の諸問題について、海外監督当局と意見及び情報交換を実施し、連携を強化した。 FSF報告書において提言されている監督カレッジや国際的な危機管理について、対応を行った。 20年11月に日中韓の財務省、金融監督当局及び中央銀行によるワークショップを初めて開催した。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|---------------------------------|--|-------------------|---|
| | <p>マネー・ロンダリング対策及びテロ資金対策の国際的取組みへの貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> マネー・ロンダリング対策及びテロ資金対策の国際的な基準を策定する政府間機関であるFATF(金融作業活動部会)及びアジア・太平洋地域におけるFATF型地域機関であるアジア・太平洋マネー・ロンダリング対策グループ(APG)に対し、積極的な参画を行った。特に、19年度から20年度にかけてFATF対日審査が行われ、これに対応した。 <p>機構・定員要求</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外当局との連携強化を図るため、21年度機構・定員要求を行い、総括審議官1名が措置された。 国際通貨基金(IMF)への対応強化を図るため、21年度機構・定員要求を行い、企画官(FSAP担当)の23年3月末までの時限延長が措置された。 多国間会議への対応強化を図るため、21年度機構・定員要求を行い、課長補佐1名、係長1名が措置された。 | | |
| <p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p> | <p>施政方針演説等</p> | <p>年月日</p> | <p>記載事項(抜粋)</p> |
| | <p>経済財政改革の基本方針2007</p> | <p>平成19年6月19日</p> | <p>WTO交渉の年内妥結に向けて交渉全体の流れに即して柔軟に対応し、貢献を行う。EPAについて締結国数、質ともに充実させる。</p> <hr/> <p>各国の規制・監督の国際的な整合性を確保し、また、国際的な市場動向に的確に対応するため、今後とも国際会議や二国間協議等の場を活用して中身の濃い情報・意見交換を行い、各国と協力して共通の課題に取り組んでいく。</p> <p>こうした観点から、欧米の海外当局との定期的な意見交換をさらに充実するとともに、成長著しいアジア市場の監督当局との連携強化を図ることとし、その一環として、中国の監督当局等との定期協議を開始する。</p> <p>また、二国間、多国間で監督当局間の情報交換に関するネットワークを拡大し、海外の金融システムや金融・資本市場に関する情報収集能力を高めるとともに、その活用を通じて、金融機関の国際的な活動に対する監督の実効性を高め、クロスボーダー化する市場の公正性を担保すべく、不正な取引の排除に努める。</p> |
| <p>金融・資本市場競争力強化プラン</p> | <p>平成19年12月21日</p> | | |

| <p>施策名</p> | <p>新興市場国の金融当局への技術支援</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|--|--------------------|---|------|------|------|-------------|---|-----|----|-------------|------------------|--|--|-------------|------------------|------|------|------|--------------------------|------------------------------------|--|------------|--|--|--|--|---|
| <p>施策の概要</p> | <p>我が国と緊密な経済関係を有するアジア大洋州の新興市場国の金融規制・監督当局に対する技術支援に積極的に取り組み、併せて、これらの国の金融規制・監督当局との連携強化を進めることは中長期的に我が国の金融システムの一層の安定化に資するものであることを踏まえ、アジア大洋州の新興市場国を対象に金融規制・監督当局への技術支援に積極的に取り組む。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化(アジア大洋州の新興市場国の金融市場が更に発展していくことが予想されること、またアジア諸国との経済連携協定交渉の進展に伴い、交渉対象国における我が国金融機関の業務運営の円滑化を図るための技術支援を行う重要性が高まること等)や取り組みの有効性等を踏まえ、取り組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性)</p> <p>一国で生じた金融危機が急速に諸外国に伝播し、国際金融システム全体の安定性に甚大な影響を及ぼしかねないため、開発途上国の金融システムの安定は国際金融システムの安定化に不可欠である。なお、近年、我が国とアジアの新興市場国との経済的繋がりは一層強化される傾向にあることから、我が国金融機関の地域内での円滑な活動を支援する観点からも、新興市場国における金融システムを適切に整備し、健全な金融市場の発展を支援することは必要である。</p> <p>(効率性)</p> <p>新興市場国に対する研修事業は、過去に行った各種調査結果に基づいて企画立案、実施したものであり、新興市場国のニーズに応えるものとなっている。</p> <p>(有効性)</p> <p>各研修の終了後、研修の成果が当局の能力向上に役立っているかを調査するためのアンケート調査の結果、回答者の概ね7割以上から研修で得た内容が「実際に役立っている」もしくは「具体的に活用する方向で検討中」であるとの回答を得るなど、新興市場国の金融当局に対する技術支援を通じた能力向上、更には我が国との連携強化に寄与したものと考えられる。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術支援の実施を通じたアジア新興市場国の金融規制・監督当局の能力向上や人材育成への取り組み <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="347 1126 1492 1570"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アジアの新興市場国の金融当局の能力向上を図ること</td> <td>研修生による研修成果の活用状況(研修生に対するアンケート調査の結果)</td> <td></td> <td>(有効性)欄を参照。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>中長期的にはアジア各国の金融システムの安定性の向上や健全な発展を目的とするものであり、そのプロセスの第一段階である各国金融当局の能力向上を各年度の達成目標とする。</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | | 達成目標 | 指標名 | 単位 | 基準値 (年度) | 実績値 | | | 目標値 (年度) | 達成目標・指標の設定根拠・考え方 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | アジアの新興市場国の金融当局の能力向上を図ること | 研修生による研修成果の活用状況(研修生に対するアンケート調査の結果) | | (有効性)欄を参照。 | | | | | 中長期的にはアジア各国の金融システムの安定性の向上や健全な発展を目的とするものであり、そのプロセスの第一段階である各国金融当局の能力向上を各年度の達成目標とする。 |
| 達成目標 | 指標名 | 単位 | 基準値 (年度) | 実績値 | | | 目標値 (年度) | | | | | 達成目標・指標の設定根拠・考え方 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 17年度 | 18年度 | 19年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| アジアの新興市場国の金融当局の能力向上を図ること | 研修生による研修成果の活用状況(研修生に対するアンケート調査の結果) | | (有効性)欄を参照。 | | | | | 中長期的にはアジア各国の金融システムの安定性の向上や健全な発展を目的とするものであり、そのプロセスの第一段階である各国金融当局の能力向上を各年度の達成目標とする。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>政策評価の結果の政策への反映状況</p> | <p>新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> アジア、太平洋諸国を中心とする新興市場国の金融システムの安定化及び金融・資本市場の健全な発展を図るために、新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修事業等を実施した。 <p>予算要求</p> <ul style="list-style-type: none"> 新興市場国に対する技術支援の効果的実施等のため、21年度予算要求を行い、予算措置(126百万円)された。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p> | <p>施政方針演説等</p> | <p>年月日</p> | <p>記載事項(抜粋)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>金融・資本市場競争力強化プラン</p> | <p>平成19年12月21日</p> | <p>各国の規制・監督の国際的な整合性を確保し、また、国際的な市場動向に的確に対応するため、今後とも国際会議や二国間協議等の場を活用して中身の濃い情報・意見交換を行い、各国と協力して共通の課題に取り組んでいく。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 施策名 | 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|--|------|-----------------|------|-------------|-----|-------------|--|-------------|----------------------|-------------|----------------------|------|----------------------------|------------------------|--|-----------------|--|--|--|-------|--|
| 施策の概要 | 金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が金融商品・サービスを安心して受けられるような、利用者の信頼度の高い金融システムの構築を目指し、引き続き、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを行うとともに、金融関連犯罪の防止に取り組む。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等 | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、必要に応じて、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性)</p> <p>金融を巡る環境が日々変化している中で、金融実態に対応した利用者保護ルール等が整備され、適切かつ円滑に運用されているかについてフォローアップをし、利用者が金融商品・サービスを安心して受けられるような、利用者の信頼度の高い金融システムを整備し続けることが必要である。</p> <p>(効率性)</p> <p>金融商品取引法の本格施行や多重債務問題改善プログラムへの取組みなど、金融実態に的確に即した利用者の保護ルール等を整備している。</p> <p>(有効性)</p> <p>金融商品取引法の適切かつ円滑な施行のためのフォローアップや多重債務者問題への取組みにより、利用者が金融商品・サービスを安心して受けられるような利用者保護ルールの一層の充実が図られた。</p> <p>また、振り込み詐欺救済法の成立や、盗難通帳及びインターネットバンキングによる預金等の不正払戻しに対する金融機関の対応の見直し等により、金融関連犯罪の未然防止やその被害者の保護がさらに図られた。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引法、貸金業法、振り込み詐欺救済法の円滑な運用 預貯金者保護法等の適切な運用 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="347 1025 1492 1429"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること</td> <td>金融サービスの利用者保護の仕組みの確保の状況</td> <td></td> <td colspan="3">左記指標は、定性的指標である。</td> <td></td> <td>(毎年度)</td> <td>金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が金融商品・サービスを安心して受けられるような、利用者の信頼度の高い金融システムの構築を目指す。</td> </tr> </tbody> </table> | 達成目標 | 指標名 | 単位 | 基準値 (年度) | 実績値 | | | 目標値 (年度) | 達成目標・指標の 設定根拠・考え方 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること | 金融サービスの利用者保護の仕組みの確保の状況 | | 左記指標は、定性的指標である。 | | | | (毎年度) | 金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が金融商品・サービスを安心して受けられるような、利用者の信頼度の高い金融システムの構築を目指す。 |
| 達成目標 | 指標名 | | | | | 単位 | 基準値 (年度) | 実績値 | | | 目標値 (年度) | 達成目標・指標の 設定根拠・考え方 | | | | | | | | | | |
| | | 17年度 | 18年度 | 19年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること | 金融サービスの利用者保護の仕組みの確保の状況 | | 左記指標は、定性的指標である。 | | | | (毎年度) | 金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が金融商品・サービスを安心して受けられるような、利用者の信頼度の高い金融システムの構築を目指す。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | <p>金融商品取引法の整備及び円滑な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 課徴金制度の見直し等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成20年6月成立)に係る政令・内閣府令等を整備した(証券・銀行・保険会社間のファイアウォール規制の見直し・利益相反管理体制の構築に係る部分については、21年1月公布、6月施行予定。課徴金制度の見直し等を含むその他の改正については、20年12月に公布・施行済。) 「平成20事務年度 金融商品取引業者等向けの監督方針」(20年9月公表)において、金融商品取引業者等が、金融商品取引法の趣旨に沿って、投資者保護のための適切な態勢を整備しているかを確認するとともに、同法が投資者利便の向上をも目指すものであることも踏まえ、自主規制機関とも連携し、法令の趣旨を定着させるための取組みを継続する観点から監督を行うこととした。 <p>保険に関する利用者保護ルールの検討等</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険契約者の保護が的確に図られるセーフティネットを確保することを目的として、政府補助規定を21年4月以降も延長するため、「保険業法の一部を改正する法律」を施行した(20年12月)。 <p>「多重債務問題改善プログラム」の実施等</p> <ul style="list-style-type: none"> 多重債務問題の解決・借り手保護の徹底の観点から、「多重債務問題改善プログラム」に基づく取組みを進めており、例えば、20年度下半期においては、「多重債務者相談強化キャンペーン」を実施した。 <p>振り込み詐欺救済法の円滑な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 振り込み詐欺による被害回復分配金の支払手続等についての周知を図るため、「振り込み詐欺について」を金融庁ホームページに掲載した。(20年10月) <p>偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|--------------------------|---|------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> 偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況(20年3月末)および、偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況(20年3月末、6月末、9月末、12月末)について、とりまとめ結果を公表した(20年7月、10月、12月、21年3月)。 | | |
| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの) | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) |
| | 第164回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説 | 平成18年1月20日 | <p>主要銀行の不良債権残高はこの3年半で20兆円減少し、金融システムの安定化が実現した今日、「貯蓄から投資へ」の流れを進め、国民が多様な金融商品やサービスを安心して利用できるよう、法制度を整備します。</p> |
| | 経済財政改革の基本方針2007 | 平成19年6月19日 | <p>第4章 持続的で安心できる社会の実現 5. 治安・防災、エネルギー政策等の強化 【具体的手段】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国的な相談窓口の整備、ヤミ金融の取締りの強化等「多重債務問題改善プログラム」を推進する。 |

| 施策名 | 利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|--|----------|----------|----------|-------------|-----|-------------|--|-------------|----------------------|-------------|----------------------|----------|--------------------------------------|-----------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 施策の概要 | 国民が金融商品・サービスを適切に利用するうえで、各種金融商品・サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについて理解していることが必要であることから、金融経済教育の充実を図るとともに、金融サービスの利用者からの相談等に適切に対応していく。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等 | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う(金融経済教育については、着実、かつ、継続して取り組んでいくことが重要であり、特に、利用者のライフサイクルに対応した金融経済教育の推進等をより一層充実する。)必要がある。</p> <p>(必要性)</p> <p>金融を取り巻く環境をみると、金融商品・サービスの多様化が進む一方、多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化が必要であるほか、ペイオフ解禁拡大の実施や「貯蓄から投資へ」の流れの中で、広く国民に対して金融に関する正確な情報を発信することは、金融トラブルの未然防止、利用者利便の向上を図る上で必要不可欠。</p> <p>(効率性)</p> <p>金融取引の基礎知識をまとめたパンフレット等の作成・配付や、国民が直接アクセスできるウェブサイトやメディアとした注意喚起等より一層の情報提供により、国民に効率的に金融知識の普及を図った。また、金融サービス利用者相談室において、金融サービス利用者からの相談等に一元的に対応することにより、利用者の利便性向上を図った。</p> <p>(有効性)</p> <p>各パンフレット等の活用を促進するため、地方公共団体や学校等が必要とする部数を追加無償配付することにより、各団体の積極的な取組みを支援した結果、前事務年度比で配布部数が大幅増加するなど、多くの者が金融の知識に関心を示したことが伺え、当該取組みは効果があったものと思料。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融経済教育の充実 金融行政に関する広報の充実 多重債務者のための相談体制等の整備 金融ADRの改善に係るフォローアップ・具体的検討 国内・海外向け広報に係る体制整備 金融サービスの利用者に対する相談体制強化 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="328 1256 1481 1688"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17 年度</th> <th>18 年度</th> <th>19 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること</td> <td>各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについての理解の状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>多重債務者の発生を予防するとともに、国民が金融商品・サービス等の内容を理解した上で自らの判断と責任で主体的に選択を行えるよう、金融の仕組みやルール等に対する知識・理解を深めることが重要である。更に、利用者と金融商品・サービス提供者との間の情報格差を埋めるとともに、利用者が理解し納得して取引ができる枠組みを整備する。</td> </tr> </tbody> </table> | 達成目標 | 指標名 | 単位 | 基準値 (年度) | 実績値 | | | 目標値 (年度) | 達成目標・指標の 設定根拠・考え方 | 17 年度 | 18 年度 | 19 年度 | 国民が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること | 各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについての理解の状況 | | | | | | | 多重債務者の発生を予防するとともに、国民が金融商品・サービス等の内容を理解した上で自らの判断と責任で主体的に選択を行えるよう、金融の仕組みやルール等に対する知識・理解を深めることが重要である。更に、利用者と金融商品・サービス提供者との間の情報格差を埋めるとともに、利用者が理解し納得して取引ができる枠組みを整備する。 |
| 達成目標 | 指標名 | | | | | 単位 | 基準値 (年度) | 実績値 | | | 目標値 (年度) | 達成目標・指標の 設定根拠・考え方 | | | | | | | | | | |
| | | 17 年度 | 18 年度 | 19 年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国民が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みについて理解していること | 各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについての理解の状況 | | | | | | | 多重債務者の発生を予防するとともに、国民が金融商品・サービス等の内容を理解した上で自らの判断と責任で主体的に選択を行えるよう、金融の仕組みやルール等に対する知識・理解を深めることが重要である。更に、利用者と金融商品・サービス提供者との間の情報格差を埋めるとともに、利用者が理解し納得して取引ができる枠組みを整備する。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | <p>金融知識の普及活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領に対応した中学生向け副教材(パンフレット)及び高校生向け副教材(パソコンソフト)を全国すべての中学校、高等学校に無償配布し、19年度及び20年度に授業で活用するなど追加配布を要望する学校には、要望部数を無償で追加配布した。 多重債務者発生予防のための金融経済教育を充実するため、文部科学省とともに借金問題に関するリーフレットを作成し、金融庁のホームページに掲載するとともに、全国の高校、大学、地方公共団体等に広く配布した。 金融トラブルの未然防止を図るため、金融取引の基礎知識をまとめたパンフレット「はじめての金融ガイド」を地方公共団体の消費者行政部局や授業等で活用する高校、大学等に、要望部数を無償配布した。 パンフレット「はじめての金融ガイド」の活用促進のため、同パンフレットを活用して講演等を行う講師向けに講義のポイントや紹介したい事例・データ等を取りまとめた講師用指導マニュアルを作成し、金融庁ホームページに掲載したほか、「はじめての金融ガイド」のDVD版を作成し、地方公共団体、高校、大学等に広く配布した。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|---------------------------------|---|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教師に金融経済教育の重要性について認識を深めるとともにノウハウの向上に役立てていただくため、財務局・財務事務所等を通じて教員向け研修を実施した。 ・ 国民に生活設計や資産運用のあり方について考え、金融や経済に関する知識を習得することの必要性を認識してもらうためのシンポジウムを金沢、札幌、高松、熊本で開催した。 <p>金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融トラブル連絡調整協議会及び同協議会ワーキンググループを開催し、モデルの改正に向けた検討や運用改善のフォローアップを実施するなど、金融ADRの充実を図った。 ・ 平成20年12月に取りまとめられた金融審議会金融分科会第一部会・第二部会合同会合報告「金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR）のあり方について」を踏まえ、金融ADR制度の創設を含む「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を21年3月に国会に提出した。 <p>金融サービス利用者からの相談等に対する適切な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融サービス利用者相談室において、20年7月から同年12月までの間に27,754件の相談等を受け付けた。 <p>金融庁ウェブサイトの利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語版金融庁ウェブサイトにおいて、「談話等」「講演」に係る内容の充実、金融サービスの利用者へ注意喚起を促すページの新設、トップページのレイアウトの見直しを行うなど、金融行政に関する情報へのアクセスの改善を図った。 <p>予算要求、機構・定員要求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校における金融知識等普及施策推進等のため、21年度予算要求を行い、予算措置(44百万円)された。 ・ 金融ADRの改善に係る体制整備のため、21年度機構・定員要求を行い、課長補佐(1名)及び係長(1名)が措置された。 | | |
| <p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p> | <p>施政方針演説等</p> | <p>年月日</p> | <p>記載事項(抜粋)</p> |
| | <p>財政運営と構造改革に関する基本方針2006</p> | <p>平成18年7月7日</p> | <p>第2章 成長力・競争力を強化する取組 1. 経済成長戦略大綱の推進による成長力の強化 (5) 生産性向上型の5つの制度インフラ カネ:金融の革新 (中略) 国民一人一人への金融経済教育等の充実を図る</p> |
| <p>経済財政改革の基本方針2007</p> | <p>平成19年6月19日</p> | <p>第4章 持続的で安心できる社会の実現 5. 治安・防災、エネルギー政策等の強化 【具体的手段】 ・ 全国的な相談窓口の整備、ヤミ金融の取締りの強化等「多重債務問題改善プログラム」を推進する。</p> | |

| <p>施策名</p> | <p>金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|--|------|------|------|-------------|-------|-------------|---|-------------|----------------------|-------------|----------------------|------|-----------------------------|-----------------|--|--|--|--|--|--|---|-------------------|------|--|-----|-----|-------|--|
| <p>施策の概要</p> | <p>金融商品取引法上のディスクロージャー制度は、投資家に対し投資判断に必要な情報を提供するものであり、その効率的な運営は公正・透明な証券市場の維持と幅広い投資家の保護の為に必要不可欠なものであることから、ディスクロージャー制度の不断の整備を図っていく。また、ディスクロージャーの電子化により、発行体企業における開示手続等や投資家等への企業情報の提供等を迅速化・効率化し、証券市場の活性化に資することが期待されるため、EDINET(電子開示システム)を利用したディスクロージャーの電子化を推進していく。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取り組みを進めて行く必要がある。</p> <p>(必要性) 金融商品取引法に基づくディスクロージャー制度を効率的に運営することは、公正・透明な証券市場の維持と幅広い投資家の保護のためには必要不可欠なものである。こうした観点から、ディスクロージャー制度の不断の整備等を図る必要がある。</p> <p>また、ディスクロージャーの電子化は、発行体企業における開示手続や投資家等への企業情報の提供等を迅速化・効率化し、これにより、投資拡大や発行体企業の資金調達の効率性の向上、ひいては証券市場の活性化にも資することが期待されることから、EDINETを利用したディスクロージャーの電子化を推進する必要がある。</p> <p>(効率性) ディスクロージャー制度の整備を図ることで、投資家の投資判断に必要な情報の提供を適正に行うことができる。</p> <p>また、EDINETの再構築を実施し、XBRLを導入することにより開示情報の二次利用性を高め、開示書類等の利用者の利便性向上等を図るとともに、類似機能の統廃合をすることによりコスト削減等を行っている。</p> <p>(有効性) 金融商品取引法における、四半期報告制度、内部統制報告制度等の制度整備及びその円滑な施行により、開示制度の充実・強化が図られ、金融・資本市場の透明性・公正性が一層確保されるものと考えている。</p> <p>また、最適化後の新EDINETへのXBRLの導入により開示情報の二次利用性が高まることは、証券市場の活性化に資するものと考えている。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ディスクロージャー制度の充実に向けた開示関連の企画等の強化 ・ XBRLの国際的相互運用性の確保やEDINETの機能強化・基盤整備 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="341 1330 1516 1704"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">投資家に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること</td> <td>開示制度にかかる広報活動の状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者を保護することを目指す。</td> </tr> <tr> <td>EDINETサイトへのアクセス件数</td> <td>千件/月</td> <td></td> <td>277</td> <td>321</td> <td>1,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 達成目標 | 指標名 | 単位 | 基準値 (年度) | 実績値 | | | 目標値 (年度) | 達成目標・指標の 設定根拠・考え方 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 投資家に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること | 開示制度にかかる広報活動の状況 | | | | | | | 有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者を保護することを目指す。 | EDINETサイトへのアクセス件数 | 千件/月 | | 277 | 321 | 1,000 | |
| 達成目標 | 指標名 | | | | | 単位 | 基準値 (年度) | 実績値 | | | 目標値 (年度) | 達成目標・指標の 設定根拠・考え方 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 17年度 | 18年度 | 19年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 投資家に対し投資判断に必要な情報が適切に提供されること | 開示制度にかかる広報活動の状況 | | | | | | | 有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者を保護することを目指す。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | EDINETサイトへのアクセス件数 | 千件/月 | | 277 | 321 | 1,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>政策評価の結果の政策への反映状況</p> | <p>金融商品取引法上のディスクロージャー制度の円滑な施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成20年10月に「企業内容等の開示に関する内閣府令等」を改正し、新規公開用有価証券届出書に四半期情報を求める等、四半期報告制度のさらなる充実を図った。 ・ 「プロ向け市場」の創設のための枠組みの整備、課徴金の金額水準の引上げ・対象範囲の拡大等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(20年6月成立)に係る政令・内閣府令を20年12月に公布、施行した。 ・ 金融審議会第一部会報告「信頼と活力ある市場の構築に向けて」を踏まえ、社債等の発行登録制度の見直し及び「有価証券の売出し」定義の見直し等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を、21年3月に国会に提出した。 <p>EDINETの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「EDINET運用改善に関する論点整理」を踏まえ、虚偽のおそれのある大量保有報告書等についてのシステムによるチェック機能の強化等のため、平成21年度においてシステム開発を実施すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|---------------------------------|--|------------|-----------------|
| | <p>とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記論点整理を受け、一部改正された「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令」が、20年12月に施行され、これにあわせて届出書の記載事項として資本金情報を追加するシステムの変更開発を行った。 ・ 金融庁、米国証券取引委員会(SEC)及び国際会計基準委員会財団(IASCF)の三者間において、XBRLの国際的相互運用性の確保に向けて、国際会議を行った。 <p>予算要求、機構・定員要求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「EDINET運用改善に関する論点整理」を踏まえ、虚偽のおそれのある大量保有報告書等についてのシステムによるチェック機能の強化等のため、21年度予算要求を行い、予算措置(572百万円)された。 ・ XBRLタクソミの国際的共通化を推進するため、21年度予算要求を行い、予算措置(123百万円)された。 ・ 有価証券報告書等電子開示システム整備経費として、予算措置(833百万円)された。 ・ 諸外国における電子開示システムに関する調査費として、予算措置(2百万円)された。 ・ 開示書類の審査体制の強化のため、21年度機構・定員要求を行い、課長補佐(2名)及び係長(3名)が措置された。 ・ 格付会社の制度検討・監視強化のため、21年度機構・定員要求を行い、課長補佐(1名)及び係長(1名)が措置された。 | | |
| <p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p> | <p>施政方針演説等</p> | <p>年月日</p> | <p>記載事項(抜粋)</p> |
| | <p>-</p> | <p>-</p> | <p>-</p> |

| 施策名 | 会計基準の整備を促すことによる企業財務認識の適正化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|---|-----|-------------|------|------|------|-------------|---|-----|----|-------------|----------------------|--|--|-------------|----------------------|------|------|------|----------------------|------------------------|--|--|--|--|--|--|---|
| 施策の概要 | 我が国会計基準は、企業会計基準委員会(ASBJ)において、精力的に改訂がなされ、諸外国に比べて遜色のない高品質なものとなっている。一方で経済取引・企業活動の高度化、複雑化、国際化等の急速な変化に的確に対応するとともに、会計基準等を巡る国際的動向を踏まえつつ、引き続き着実な基準整備を促していく。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等 | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化(会計のコンバージェンスに関する国際的動向)や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性) 経済・金融取引の国際化が進展する中、金融・資本市場の重要なインフラである会計基準については、会計基準を巡る国際的動向も踏まえ、不断の整備を行っていくことが重要であり、また海外当局との対話の促進を図っていくことが必要である。</p> <p>(効率性) 金融庁と国内関係者は、連携して十分な意見交換を行いながらコンバージェンスへの対応を進めてきており、経済取引・企業活動の高度化、複雑化、国際化等の急速な変化に効率的に対応してきていると考えている。</p> <p>(有効性) 金融庁と国内関係者は、企業会計審議会企画調整部会において示された官民一体の方針に基づき、コンバージェンスに対応してきており、ASBJによる「金融商品に関する会計基準」の改正、「工事契約に関する会計基準」、「持分法に関する会計基準」、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準」等の策定・公表など、会計基準の整備が着実に進められており、企業による財務報告の適正化を通じた我が国金融・資本市場の信頼性の向上に寄与したものと考えている。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計基準のコンバージェンスの重要性に関する情報発信等 ・ 会計基準等を巡る国際的な議論への積極的な参加 ・ ASBJにおける会計基準、実務指針などの整備・改善に向けた活動の支援 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="347 1059 1492 1384"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際的動向を踏まえた会計基準の整備の促進</td> <td>国際的動向を踏まえた会計基準の整備の促進状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>経済・金融取引の国際化が進展する中、金融・資本市場の重要なインフラである会計基準については、会計基準を巡る国際的動向も踏まえ、不断の整備を行っていくことが重要である。</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | | 達成目標 | 指標名 | 単位 | 基準値 (年度) | 実績値 | | | 目標値 (年度) | 達成目標・指標の 設定根拠・考え方 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 国際的動向を踏まえた会計基準の整備の促進 | 国際的動向を踏まえた会計基準の整備の促進状況 | | | | | | | 経済・金融取引の国際化が進展する中、金融・資本市場の重要なインフラである会計基準については、会計基準を巡る国際的動向も踏まえ、不断の整備を行っていくことが重要である。 |
| 達成目標 | 指標名 | 単位 | 基準値 (年度) | 実績値 | | | 目標値 (年度) | | | | | 達成目標・指標の 設定根拠・考え方 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 17年度 | 18年度 | 19年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国際的動向を踏まえた会計基準の整備の促進 | 国際的動向を踏まえた会計基準の整備の促進状況 | | | | | | | 経済・金融取引の国際化が進展する中、金融・資本市場の重要なインフラである会計基準については、会計基準を巡る国際的動向も踏まえ、不断の整備を行っていくことが重要である。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | <p>会計基準の国際的な収斂・相互承認の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業会計基準委員会(ASBJ)は、平成19年12月に公表した会計基準のコンバージェンスに係るプロジェクト計画表を、平成20年9月に更新した。 ・ 欧州委員会(EC)や欧州証券規制当局委員会(CESR)との間で協議を行った結果、ECは20年12月に、我が国の会計基準を国際会計基準(IFRS)と同等であると決定した。 <p>会計基準の改正等に伴う法令整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ASBJによる会計基準の改正等を踏まえ、20年8月、20年12月及び21年3月に財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する内閣府令等を改正した。 <p>国際会計基準の取扱いについての検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国におけるIFRSの適用について、企業会計審議会企画調整部会で審議を行い、21年2月に「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)(案)」を公表した。 <p>予算要求、機構・定員要求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業財務諸表制度の整備改善について検討を行うための調査研究及び国際会計基準の調査・分析等を行うため、21年度予算要求を行い、予算措置(53百万円)された。 ・ 会計・監査等の国際的な動向への対応強化のため、21年度機構・定員要求を行い、主任会計専門官(1名)が措置された。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関係する施政方 | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|--------------------|------------------|-----------------|---|
| 針演説等内閣の重要政策(主なものの) | 経済財政改革の基本方針 2006 | 平成 18 年 7 月 7 日 | 第2章 成長力・競争力を強化する取組 5. 民の力を引き出す制度とルールの改正 (2) 市場活力と信頼の維持と向上(企業のガバナンス) ・ 適切な情報開示の確保や市場監視機能の充実といった市場規律を高める観点から、四半期報告制度を円滑に実施するとともに、平成 21 年度に向けた国際的な動向を踏まえ、会計基準の国際的な収斂の推進を図る。 |
|--------------------|------------------|-----------------|---|

| <p>施策名</p> | <p>公認会計士監査の充実・強化</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|---|----|-------------|------|------|------|-------------|---|-----|----|-------------|----------------------|--|--|-------------|----------------------|------|------|------|-----------------|-------------|--|--|--|--|--|--|---|-------------------------------|
| <p>施策の概要</p> | <p>我が国の資本市場が、「貯蓄から投資へ」の流れの中、その機能を十全に発揮していくためには、企業財務情報が適正に開示されることが必要不可欠であり、公認会計士・監査法人による監査は、企業の財務情報の信頼性を確保していく上で、極めて重要な役割を担うものであることから、公認会計士監査を充実・強化していく。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化(監査監督に関する国際的動向等)や取組みの有効性(監査法人に対する業務改善指示及び改善の進捗状況等のフォローアップ等)等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性)</p> <p>公認会計士・監査法人による監査は、企業の財務情報の信頼性を確保し、我が国の資本市場の透明性・信頼性を向上させていく上で、極めて重要な役割を担うものであることから、金融庁及び審査会が、公認会計士・監査法人等に対する監督及び検査等を着実に実施することで、公認会計士監査を充実・強化していく必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>日本公認会計士協会が実施する品質管理レビューの審査を的確に行い、監査事務所の監査の質の向上のための自主的な取組みを促すという観点も踏まえつつ検査を実施することで、厳正な会計監査の確保に努めている。</p> <p>(有効性)</p> <p>改正公認会計士法の関係政令・内閣府令等の整備は、同法の円滑かつ有効な施行に資するものである。</p> <p>品質管理レビューの審査、監査法人等に対する検査及び監督等を行うことは、公認会計士、監査法人の監査の質の向上に向けた取組みを促し、厳正な会計監査の確保に資するものである。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正公認会計士法及び関係政令・内閣府令等の円滑な実施 監査基準等の整備 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督 監査法人等に対する品質管理レビューの的確な審査及び適切な検査等 諸外国の監査監督機関との協力・連携 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="359 1115 1497 1451"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">厳正な会計監査の確保を図ること</td> <td>監査関連制度の整備状況</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。</td> </tr> <tr> <td>監査法人等に対する品質管理レビューの審査及び検査の実施状況</td> </tr> </tbody> </table> <p>左記指標は、主に定性的指標である。</p> | | | | | | | 達成目標 | 指標名 | 単位 | 基準値 (年度) | 実績値 | | | 目標値 (年度) | 達成目標・指標の 設定根拠・考え方 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 厳正な会計監査の確保を図ること | 監査関連制度の整備状況 | | | | | | | 公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。 | 監査法人等に対する品質管理レビューの審査及び検査の実施状況 |
| 達成目標 | 指標名 | 単位 | 基準値 (年度) | 実績値 | | | 目標値 (年度) | | | | | 達成目標・指標の 設定根拠・考え方 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 17年度 | 18年度 | 19年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 厳正な会計監査の確保を図ること | 監査関連制度の整備状況 | | | | | | | 公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、厳正な会計監査の確保を図ることが重要である。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 監査法人等に対する品質管理レビューの審査及び検査の実施状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>政策評価の結果の政策への反映状況</p> | <p>監査基準等の整備に係る対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 継続企業の前提に関する監査に関して国際的な基準との整合性を図る観点等から、企業会計審議会監査部会で審議を行い、平成 21 年 3 月 26 日に「監査基準の改訂について」(公開草案)を公表した。 公認会計士・監査法人等に対する適切な監督 金融庁において、過失による虚偽証明等を行った公認会計士等に対する業務停止等の処分(20 年 7 月から 21 年 3 月末までに 2 件)、業務の運営が著しく不当と認められた監査法人に対する業務改善指示等(20 年 7 月から 21 年 3 月までに 2 件)を行うなど適切な監督に努めた。また、処分を始めとする公認会計士・監査法人等に関する問題について、日本公認会計士協会との意見交換を実施する等、自主規制団体との連携強化に努めた。 監査法人等に対する品質管理レビューの的確な審査及び適切な検査等 公認会計士・監査審査会は、20 年 7 月から 21 年 3 月までに、日本公認会計士協会が実施した品質管理レビューについて審査を行い、5 監査事務所に対して検査を実施した。また、検査の結果、監査法人の運営が著しく不当なものと認められたことから、金融庁長官に対して、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告(1 件)した。 「監査の品質管理に関する検査指摘事例集」に対する理解の浸透を図るとともに、監査事務所における品質管理の重要性について周知徹底を図るため、日本公認会計士協会の各地域会等において、同事例集に関する説明会を開催した。 公認会計士試験を多様な人々にとって受験しやすく、より魅力的な試験とするため、論文式試験を週末に実施する、法令基準集を配布したうえで実施する試験科目を拡大するなどの改善策を講じたほか、幅広い人々が受験するよう広報の強化に努めている。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|---------------------------------|--|------------|-----------------|
| | <p>諸外国の監査監督機関との協力・連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査監督に係る国際的な会合に積極的に参画するとともに、各国の外国監査法人等に対する監視体制の動向を踏まえ、諸外国の監査監督機関との協力・連携を図っている。 <p>予算要求、機構・定員要求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査法人等に対する検査等の体制を強化するため、21年度予算要求を行い、予算措置(31百万円)された。 ・ 公認会計士試験の実施のため、21年度予算要求を行い、予算措置(82百万円)された。 ・ 審判手続の適切かつ迅速な運営のため、21年度予算要求を行い、予算措置(2百万円)された。 ・ 会計・監査等の国際的な動向への対応強化のため、21年度機構・定員要求を行い、主任会計専門官(1名)が措置された。(再掲) ・ 監査法人、公認会計士等に対する検査等の体制の整備を図るため、21年度機構・定員要求を行い、公認会計士監査検査官(2名)が措置された。 ・ 外国監査法人等に対する検査等の体制の整備を図るため、21年度機構・定員要求を行い、公認会計士監査検査官(1名)が措置された。 ・ 公認会計士試験実施・広報体制の充実強化のため、21年度機構・定員要求を行い、係長(1名)が措置された。 ・ 諸外国の関係機関との連携強化に向けた体制の整備を図るため、21年度機構・定員要求を行い、係長(1名)が措置された。 | | |
| <p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p> | <p>施政方針演説等</p> | <p>年月日</p> | <p>記載事項(抜粋)</p> |
| | <p>-</p> | <p>-</p> | <p>-</p> |

| <p>施策名</p> | <p>金融機関等の法令等遵守に対する厳正な対応</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|--|----|-------------|----------|----------|----------|-------------|--|-----|----|-------------|----------------------|--|--|-------------|----------------------|----------|----------|----------|-----------------------|--------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| <p>施策の概要</p> | <p>預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが重要である。そこで、金融機関等の法令等遵守態勢の確立を強く促すとともに、重大な問題が認められる場合には的確な行政処分の実施等の厳正な対応を行うこととする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性)</p> <p>金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中で、金融機関等による法令等遵守態勢の確立はますます重要になっている。従って、今後とも、金融機関の自主的な取組みを促すほか、実態把握に努め、金融機関の業態や規模の如何を問わず、法令に照らして、利用者保護等に重大な問題が生じているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ迅速な行政処分を行うとともに、金融機関の業務改善に向けた取組みをフォローアップしていくことが必要である。</p> <p>(効率性)</p> <p>引き続き、行政処分事例の公表、処分の根拠となった法令解釈の周知、監督指針等の整備等の措置を講じることによって再発防止に努めるとともに、業界や関係機関との情報交換や国民への情報提供について充実を図っていく。</p> <p>また、改正貸金業法施行後の貸金業者の実態把握のための貸金業統計システム等の整備及び、利用者保護の観点からカウンセリング機能の充実を図るため、クレジットカウンセリング協会の指導・監督を行う。</p> <p>(有効性)</p> <p>行政処分を受けた金融機関等においては、改善計画の履行等を通して、法令等遵守に係る全役職員に対する教育の徹底や組織体制の整備・充実、内部管理態勢の整備・強化等の取組みが行われており、実態面から見て、法令等遵守態勢の確立の前提となる経営管理の質の向上が見られた。</p> <p>また、監督指針における監督上の着眼点等の整備・明確化は、より透明で公正な行政運営をなし得る態勢構築に向けた取組みであり、これにより関係者の予見可能性を高め、金融機関等の法令等遵守態勢の構築につながった。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厳正かつ迅速な行政処分 ・ 金融機関の業務改善に向けた取組みのフォローアップ ・ 処分事例の公表、処分の根拠となった法令解釈の周知、監督指針等の整備等を通じた法令等違反行為の再発防止 ・ 業界や関係機関との情報交換や国民への情報提供の充実 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="347 1317 1492 1630"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年 度</th> <th>18年 度</th> <th>19年 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融機関等の法令等遵守態勢が確立されること</td> <td>金融機関等の法令遵守態勢の確立の状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要である。</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | | 達成目標 | 指標名 | 単位 | 基準値 (年度) | 実績値 | | | 目標値 (年度) | 達成目標・指標の 設定根拠・考え方 | 17年 度 | 18年 度 | 19年 度 | 金融機関等の法令等遵守態勢が確立されること | 金融機関等の法令遵守態勢の確立の状況 | | | | | | | 預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要である。 |
| 達成目標 | 指標名 | 単位 | 基準値 (年度) | 実績値 | | | 目標値 (年度) | | | | | 達成目標・指標の 設定根拠・考え方 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 17年 度 | 18年 度 | 19年 度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 金融機関等の法令等遵守態勢が確立されること | 金融機関等の法令遵守態勢の確立の状況 | | | | | | | 預金者、保険契約者及び投資者等の保護並びに顧客からの信頼の確立のためには、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関等の法令等遵守態勢が確立されることが必要である。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>政策評価の結果の政策への反映状況</p> | <p>厳正かつ迅速な行政処分、金融機関の業務改善に向けた取組のフォローアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令に照らして、利用者保護と市場の公正性確保に重大な問題が認められた金融機関等に対し、業務改善命令等の措置(平成20年7月から21年3月の間における行政処分件数は64件)を講じ、適切な業務運営の確保を求めるとともに、改善状況のフォローアップを行っている。 ・ 処分事例の公表、処分の根拠となった法令解釈の周知、国民への情報提供の充実 ・ 金融機関等における行政処分に対するの予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、処分事例について、その原因となった事実関係及び根拠法令・条文等を公表した(財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずる恐れがあるものを除く)。 ・ 業務改善命令等の行政処分に関する事例を一覧性のあるものとして取りまとめ、公表している「行政処分事例集」を定期的に更新し、国民への情報提供を行った(20年8月、10月、21年1月)。 ・ 監督指針等の整備 ・ 金融商品取引法等の一部を改正する法律(20年6月公布)及び関連政令、内閣府令によるファイアーウォール規制の見直しを受けて、「主要行等向けの総合的な監督指針」等を改正し、利益相反管理体制の整備に関する監督上の着眼点等を定めるなど、法令等遵守にかかる監督上の着眼点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|---------------------------------|---|------------|-----------------|
| | <p>を更に整備・明確化すると共に、当該指針等に基づく厳正かつ適切な監督事務を行っている。</p> <p>業界との情報交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国銀行協会、信託協会、地方銀行協会、第二地方銀行協会、信用金庫協会、信用組合中央協会、日本証券業協会、投資信託協会、日本証券投資顧問業協会、生命保険協会、損害保険協会等との間で20年7月から21年3月の間に46回の意見交換会を開催し、法令等遵守態勢を含めた内部管理態勢の改善への取組みを要請した。 <p>予算要求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正貸金業法施行後の貸金業者の実態把握のため、21年度予算要求を行い、予算措置(9百万円)された。 | | |
| <p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p> | <p>施政方針演説等</p> | <p>年月日</p> | <p>記載事項(抜粋)</p> |
| | <p>-</p> | <p>-</p> | <p>-</p> |

| 施策名 | 取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|---|------|------|-------|-------------|-------|--|-----|-------------|----------------------|-------------|----------------------|------|---------------------------------------|--------|---|---|-------|-------|-------|--|----------|---|---|-----|-------|-------|----------|---|---|-----|-----|-----|-------------|---|---|----|----|----|----------------|---|---|---|---|---|---------------------|---|---|---|---|----|--------------------|---|---|---|---|----|-----------|---|---|----|----|----|
| 施策の概要 | <p>証券取引等の公正を確保し、市場に対する投資者の信頼を保持するため、調査・検査等の市場監視活動を行い、これらの結果、法令違反等が認められた場合、行政処分等の勧告や犯則事件として告発することにより厳正に対処する。</p> <p>【根拠法令】金融商品取引法第194条の7第2項及び第3項、第210条等</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等 | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、今後とも、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等(急速に変貌する金融・資本市場の様々な動きに迅速かつ的確に対応し、取引の公正の確保及び金融・資本市場に対する投資者の信頼の保持に向けた市場監視の徹底及び体制の更なる充実・強化等)を行う必要がある。</p> <p>(必要性)</p> <p>証券取引等の公正を確保し、市場に対する投資者の信頼を保持するため、金融・資本市場に関する情報の収集・分析、取引審査、金融商品取引業者等に対する検査、課徴金調査、有価証券報告書等の開示書類の検査、犯則事件の調査などの市場監視活動を行う必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>金融・資本市場を巡る環境の変化、幅広い投資家の参加を促す市場環境の整備の進展及び金融商品取引法の施行による検査・調査等の対象・範囲の拡大などにより、市場監視において期待される証券監視委員会の役割が益々大きくなっている状況のもとで、市場の動きに対してタイムリーかつ機敏に対応するなど、的確かつ効率的な検査・調査等を実施している。</p> <p>(有効性)</p> <p>金融・資本市場に関する情報の収集・分析、取引審査、金融商品取引業者等に対する検査、課徴金調査、有価証券報告書等の開示書類の検査、犯則事件の調査などの市場監視活動の結果、取引の公正を損なうなど法令違反等が認められた場合には、行政処分等の勧告や犯則事件としての告発を行うなどの厳正な対処により、不公正な取引の未然防止の抑止力として機能している。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な人員の確保を含む更なる監視体制の充実 金融・資本市場の様々な動きに迅速かつ的確に対応するための証券検査、課徴金調査、開示検査及び犯則事件の調査等の戦略的な実施 審判手続の開始を決定した事件に関し、審判手続の適切かつ迅速な運営 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="347 1133 1492 1615"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">市場監視を適正に行うことにより、投資者の信頼を保持し、取引の公正を確保する</td> <td>情報受付件数</td> <td>件</td> <td>-</td> <td>7,526</td> <td>6,485</td> <td>5,841</td> <td rowspan="8">取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持するためには、その主要分野である重点施策を的確に実施していくことが必要であり、これらの施策について設定した指標により評価する。</td> </tr> <tr> <td>取引審査実施件数</td> <td>件</td> <td>-</td> <td>875</td> <td>1,039</td> <td>1,098</td> </tr> <tr> <td>証券検査実施件数</td> <td>件</td> <td>-</td> <td>183</td> <td>192</td> <td>233</td> </tr> <tr> <td>証券検査に係る勧告件数</td> <td>件</td> <td>-</td> <td>29</td> <td>28</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>パブリックコメント実施状況等</td> <td>件</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>課徴金調査(不公正取引)に係る勧告件数</td> <td>件</td> <td>-</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>課徴金調査(開示検査)に係る勧告件数</td> <td>件</td> <td>-</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>犯則事件の告発件数</td> <td>件</td> <td>-</td> <td>11</td> <td>13</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> | 達成目標 | 指標名 | 単位 | 基準値 (年度) | 実績値 | | | 目標値 (年度) | 達成目標・指標の 設定根拠・考え方 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 市場監視を適正に行うことにより、投資者の信頼を保持し、取引の公正を確保する | 情報受付件数 | 件 | - | 7,526 | 6,485 | 5,841 | 取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持するためには、その主要分野である重点施策を的確に実施していくことが必要であり、これらの施策について設定した指標により評価する。 | 取引審査実施件数 | 件 | - | 875 | 1,039 | 1,098 | 証券検査実施件数 | 件 | - | 183 | 192 | 233 | 証券検査に係る勧告件数 | 件 | - | 29 | 28 | 28 | パブリックコメント実施状況等 | 件 | - | 1 | 1 | 1 | 課徴金調査(不公正取引)に係る勧告件数 | 件 | - | 9 | 9 | 21 | 課徴金調査(開示検査)に係る勧告件数 | 件 | - | 0 | 5 | 10 | 犯則事件の告発件数 | 件 | - | 11 | 13 | 10 |
| 達成目標 | 指標名 | | | | | 単位 | 基準値 (年度) | 実績値 | | | 目標値 (年度) | 達成目標・指標の 設定根拠・考え方 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 17年度 | 18年度 | 19年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市場監視を適正に行うことにより、投資者の信頼を保持し、取引の公正を確保する | 情報受付件数 | 件 | - | 7,526 | 6,485 | 5,841 | 取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持するためには、その主要分野である重点施策を的確に実施していくことが必要であり、これらの施策について設定した指標により評価する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 取引審査実施件数 | 件 | - | 875 | 1,039 | 1,098 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 証券検査実施件数 | 件 | - | 183 | 192 | 233 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 証券検査に係る勧告件数 | 件 | - | 29 | 28 | 28 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | パブリックコメント実施状況等 | 件 | - | 1 | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 課徴金調査(不公正取引)に係る勧告件数 | 件 | - | 9 | 9 | 21 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 課徴金調査(開示検査)に係る勧告件数 | 件 | - | 0 | 5 | 10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 犯則事件の告発件数 | 件 | - | 11 | 13 | 10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | <p>金融商品・取引の複雑化・多様化・グローバル化といった環境の変化や、それらを踏まえた金融商品取引法の改正をはじめとする制度の変革、さらに世界的な金融不安の高まりに伴う市場の動揺、信用収縮など金融商品市場を取り巻く環境が急変する中、取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持するため、以下の活動を実施(件数については、平成20年7月から21年3月までの件数。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融・資本市場に関する幅広い情報の収集・分析及び迅速な取引審査の実施 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 日常的な市場監視においては、不公正取引に関連する市場情報を収集分析することとどまらず、発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、自主規制機関や海外当局とも連携し、直ちに法令違反とはいえないような取引などについても、幅広く注意を払い、問題が把握された事案については担当部門に情報提供を行った。 (イ) 監視活動においては、法令違反行為発見の端緒として一般からの情報提供が重要であることから、情報受付件数の増加及び寄せられた情報の内容・質の向上を図るため、証券監視委のホームページにおける情報受付窓口の改良を行った(21年2月)。 (ウ) 全国の証券会社と自主規制機関、証券監視委及び財務局等との間を専用線によるネットワークで結び、売買審査のための取引データの授受を電子的、一元的に処理するシステムである「コンプライアンスWAN」を稼働させた(21年1月)。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「平成20事務年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画」を策定し（20年7月）、効率的かつ効果的な検査を実施した。具体的には、市場ルールに関する違反行為の検証を行うとともに、金融商品取引業者等の経営管理態勢等の態勢整備に着目したプリンシプル・ベースも踏まえた検査、フォワードルッキング・アプローチに基づいた情報・分析による内在するリスクに焦点を当てたメリハリのある検査、実効性のある内部管理態勢の整備に向けた金融商品取引業者等の自主的な取組みに資するよう、双方向の対話等を重視した検査を実施した（計170件、着手ベース）。また、検査の結果に基づき、(ア)電子情報処理組織の管理が十分でない状況、(イ)法人関係情報の管理に係る内部管理態勢が機能していない状況、(ウ)利害関係を有する者からの資産の取得等に係る善管注意義務違反等の重大な法令違反が認められた金融商品取引業者等に対し行政処分を行うよう金融庁長官等に勧告した（14件）。 ・ より効率的・効果的な証券検査の実現を目指し、その実効性を改めて検証するとともに改善すべき点がないかどうかについて検討するため、「証券検査に係る業務点検プロジェクト」を開始し（20年9月）、日本証券業協会等業界団体も交えて議論を重ね、具体策として、検査の予告制の導入、検査中の対話の充実、検査の品質管理、検査結果通知の充実等についての検討状況について、公表を行った（20年12月）。 ・ 不公正取引に関する課徴金調査においては、インサイダー取引事案について9件、相場操縦事案について1件、計10件の課徴金納付命令を求める勧告を行った。 また、審判手続を経て9件の課徴金納付命令の決定を行った。 ・ 有価証券報告書等の開示書類の検査においては、有価証券報告書等の虚偽記載事案について7件の課徴金納付命令を求める勧告を行った。 また、審判手続を経て9件の課徴金納付命令の決定を行った。 （注）課徴金納付命令件数9件のうち1件については20年6月19日（19事務年度）に勧告されたもの、2件については勧告に基づかず金融庁の調査により審判手続開始決定を行ったもの。 ・ 犯則事件の調査においては、インサイダー取引事案について5件、有価証券報告書等の虚偽記載事案について2件、相場変動目的による暴行・脅迫事案について2件、計9件の告発を行った。 予算要求、機構・定員要求 ・ 検査・調査等の業務を適切に行うため、21年度予算要求を行い、予算措置（252百万円）された。 ・ 市場監視機能を強化するため、21年度機構・定員要求を行い、課徴金・開示検査体制の整備を中心に、調査官等22名の増員が措置された。 |
|--|--|

| 関係する施政方針演説等 | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項（抜粋） |
|--------------------------|------------------|-------------------|---|
| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの) | 経済財政改革の基本方針 2007 | 平成 19 年 6 月 19 日 | 第2章 成長力の強化 2. グローバル化改革 (2) 「金融・資本市場競争力強化プラン」の策定 準司法機能の強化による市場監視体制の整備 平成 20 年度の早期に、課徴金制度の適用範囲拡大、金額引上げを実現する。あわせて、証券取引等監視委員会の体制強化に関し具体策を検討する。 |
| | 金融・資本市場競争力強化プラン | 平成 19 年 12 月 21 日 | 1. 信頼と活力のある市場の構築 2. 市場の公正性・透明性の確保 (2) 市場監視機能の強化 証券取引等監視委員会等の市場監視体制の強化 我が国市場の公正性・透明性の一層の向上に向け、課徴金制度の見直しを含む市場監視機能の強化に対応するため、引き続き証券取引等監視委員会の体制整備等をはじめとする幅広い市場監視体制の強化を図る。 |

| 施策名 | 取引の公正の確保等に向けた市場関係者の取組みの強化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------------|--|-----|-------------|------------|------------|------------|-------------|---|-----|----|-------------|----------------------|--|--|-------------|----------------------|------------|------------|------------|-----------------------------------|---------------------|---|---|--------|--------|--------|---|---|
| 施策の概要 | <p>証券取引所は、有価証券市場の開設者として、市場の公正性・透明性を確保するよう努めることが求められているため、規制当局自身の取組みのみならず、証券取引所の持つ自主規制機能が適正に発揮されることが必要である。</p> <p>また、市場仲介者としての証券会社の業務の信頼性を向上させ、市場の公正性・透明性を確保する観点から、証券会社の市場仲介者としての機能等が発揮されることが必要である。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等 | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善等を行う必要がある。</p> <p>(必要性)</p> <p>市場の公正性・透明性を確保するためには、証券取引所の持つ自主規制機能や証券会社の市場仲介者としての機能等が適正に発揮される必要があり、関係者の取組みが必要である。</p> <p>(効率性)</p> <p>市場における公正性・透明性を確保するためには、規制当局の取組みのみならず、取引所や市場仲介者など、市場の関係者全体で取組みを進める必要がある。このため、証券取引所の機能強化に向けた東証関係規則が改正されたほか、証券会社の市場仲介機能等の充実・強化及び適切な発揮に向けた取組みが日証協で行われるなど、市場における公正性・透明性を確保するための市場関係者の取組みの強化が円滑に進んだ。</p> <p>(有効性)</p> <p>証券取引所や日証協が各諸規則を改正等するなどの市場関係者の取組みの強化は、市場の公正性・透明性の向上に資するものと考えている。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 証券取引所の機能強化に向けた取組み 自主規制機関との適切な連携等 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="347 943 1425 1330"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17事務 年度</th> <th>18事務 年度</th> <th>19事務 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市場関係者の取組みが強化されることにより、取引の公正を確保すること</td> <td>証券取引に関する苦情・相談の内容・件数</td> <td>件</td> <td>-</td> <td>11,210</td> <td>10,342</td> <td>12,769</td> <td>-</td> <td>国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、自主規制機関及び証券会社等の市場関係者の取組みが強化され、取引の公正が確保される必要がある。</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | | 達成目標 | 指標名 | 単位 | 基準値 (年度) | 実績値 | | | 目標値 (年度) | 達成目標・指標の 設定根拠・考え方 | 17事務 年度 | 18事務 年度 | 19事務 年度 | 市場関係者の取組みが強化されることにより、取引の公正を確保すること | 証券取引に関する苦情・相談の内容・件数 | 件 | - | 11,210 | 10,342 | 12,769 | - | 国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、自主規制機関及び証券会社等の市場関係者の取組みが強化され、取引の公正が確保される必要がある。 |
| 達成目標 | 指標名 | 単位 | 基準値 (年度) | 実績値 | | | 目標値 (年度) | | | | | 達成目標・指標の 設定根拠・考え方 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 17事務 年度 | 18事務 年度 | 19事務 年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市場関係者の取組みが強化されることにより、取引の公正を確保すること | 証券取引に関する苦情・相談の内容・件数 | 件 | - | 11,210 | 10,342 | 12,769 | - | 国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、自主規制機関及び証券会社等の市場関係者の取組みが強化され、取引の公正が確保される必要がある。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | <p>証券取引所の機能強化に向けた取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京証券取引所において、「上場制度総合整備プログラム 2007」に基づき、上場契約違約金の導入等に係る規則改正(平成 20 年6月)等を実施したほか、「2008 年度上場制度整備の対応について」(20 年5月)に基づき、「上場制度整備懇談会」において、上場制度の整備について検討を継続した。 自主規制機関との適切な連携等 金融庁監督局に設置した「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会」が策定・公表した論点整理(18 年6月)を踏まえ、日本証券業協会において、売買審査のための取引に係るデータの授受を電子的、一元的に処理するためのシステムである「コンプライアンスWAN」の利用開始(21 年1月)及び反社会的勢力に関する情報の収集等を業務内容とする「不当要求情報管理機関」の登録(21 年3月)等の対応を行った。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの) | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | - | - | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 施策名 | 個人投資家の参加拡大 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|--|------|------|------|-------------|-----|-------------|---|-------------|----------------------|-------------|----------------------|------|--------------------------|-----------------------|---|---|------|------|-----|---|---|
| 施策の概要 | <p>銀行に過度にリスクが集中する金融システムから脱却し、幅広い主体によるリスクテイクが行われ、経済成長を支える強靱な金融システムを構築するため、個人投資家の積極的な市場参加を促す環境整備が課題となっている。</p> <p>また、少子高齢化が進展していく中で、国民一人ひとりがより豊かさを実感できる社会を構築していくためには、個人金融資産に対して適切な投資機会を提供していくことが重要となる。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等 | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>政策の達成に向けて一定の効果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等(「貯蓄から投資へ」の流れが加速され、幅広い投資家の参加する厚みのある金融・資本市場を目指すための取組み等)を行う必要がある。</p> <p>(必要性)</p> <p>少子高齢化が進展する中で、我が国経済が今後も持続的に成長するためには、我が国金融・資本市場において、1,500兆円に及ぶ家計部門の金融資産に適切な投資機会を提供するとともに、内外の企業等に成長資金を適切に行っていくことが必要である。</p> <p>(効率性)</p> <p>19年9月に本格的に施行した金融商品取引法の適切かつ円滑な実施に向けて、20年2月に質疑応答集を公表したが、今後も必要に応じルールの変更・明確化等を図る。また、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立(20年6月)し、今後、適切かつ円滑な施行に向けて、政令・内閣府令等の整備に取り組むほか、個人投資家のリスク資産に投資しやすい環境の整備に取り組む。</p> <p>(有効性)</p> <p>19年9月に本格的に施行した金融商品取引法の円滑な実施に向けて、20年2月に公表した質疑応答集の周知を図るとともに、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」を円滑に施行し、課徴金制度を整備すること、及び金融資産の有効活用に資する金融・証券税制改革の一層の推進を図ることは、金融・資本市場の公正性・透明性の確保及びリスク資産に投資しやすい環境の整備につながることから、個人投資家の金融・資本市場への参加拡大に資すると考えている。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 19年9月に本格的に施行した金融商品取引法の施行状況等を注視し、必要に応じたルールの変更・明確化等 ・ 「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の円滑かつ適切な施行に向けた政令・内閣府令の整備 ・ 金融資産の有効活用に資する金融・証券税制改革の一層の推進 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <table border="1" data-bbox="264 1137 1489 1496"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人投資家の金融・資本市場への参加が拡大すること</td> <td>個人金融資産に占める株式・投資信託の割合等</td> <td>%</td> <td>-</td> <td>11.2</td> <td>11.2</td> <td>9.3</td> <td>-</td> <td>良質で多様な金融商品・サービスを利用できる、利用者の満足度が高い金融システムを構築し、「貯蓄から投資へ」の流れを加速させ、リスクに柔軟に対応できる経済構造を構築していく。</td> </tr> </tbody> </table> | 達成目標 | 指標名 | 単位 | 基準値 (年度) | 実績値 | | | 目標値 (年度) | 達成目標・指標の 設定根拠・考え方 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 個人投資家の金融・資本市場への参加が拡大すること | 個人金融資産に占める株式・投資信託の割合等 | % | - | 11.2 | 11.2 | 9.3 | - | 良質で多様な金融商品・サービスを利用できる、利用者の満足度が高い金融システムを構築し、「貯蓄から投資へ」の流れを加速させ、リスクに柔軟に対応できる経済構造を構築していく。 |
| 達成目標 | 指標名 | | | | | 単位 | 基準値 (年度) | 実績値 | | | 目標値 (年度) | 達成目標・指標の 設定根拠・考え方 | | | | | | | | | | |
| | | 17年度 | 18年度 | 19年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 個人投資家の金融・資本市場への参加が拡大すること | 個人金融資産に占める株式・投資信託の割合等 | % | - | 11.2 | 11.2 | 9.3 | - | 良質で多様な金融商品・サービスを利用できる、利用者の満足度が高い金融システムを構築し、「貯蓄から投資へ」の流れを加速させ、リスクに柔軟に対応できる経済構造を構築していく。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | <p>安心して投資できる環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「平成20事務年度 金融商品取引業者等向けの監督方針」(平成20年9月公表)において、金融商品取引業者等が、金融商品取引法の趣旨に沿って、投資者保護のための適切な態勢を整備しているかを確認するとともに、同法が投資者利便の向上をも目指すものであることも踏まえ、自主規制機関とも連携し、法令の趣旨を定着させるための取組みを継続する観点から監督を行うこととした。 ・ 市場規律の強化に向けた働きかけの一環として、講演会を積極的に実施し、その中で金融商品取引法の施行及び同法の改正により拡大された検査・調査の対象範囲についての説明を行った。 ・ 「金融商品取引法の一部を改正する法律」の成立を受け、「金融商品取引業者等検査マニュアル」の一部改正(案)を取りまとめ公表した(21年3月)。 ・ 課徴金制度の見直し等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(20年6月成立)に係る政令・内閣府令等を整備した(証券・銀行・保険会社間のファイアーウォール規制の見直し・利益相反管理体制の構築に係る部分については、21年1月公布、6月施行予定。課徴金制度の見直し等を含むその他の改正については、20年12月公布・施行済。) <p>金融資産の有効活用に資する金融・証券税制改革の一層の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 21年度税制改正要望において、「貯蓄から投資へ」の流れの促進のために必要な税制上の措置を要望(20年8月) ・ 上場株式等の配当等及び譲渡益について、現行10%軽減税率の23年末までの延長を盛り込んだ税制改正法案が、国会に提出された(21年1月)。 ・ 金融所得課税の一体化の取組みの中で、22年度税制改正において、少額の上場株式等投資のための非課税措置を20%本則税率が実現する際に創設することが、税制改正要綱に盛り込まれ閣議決定された(21 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|--------------------------|--|------------|---|
| | 年1月)。 予算要求 ・金融資産の有効活用に資する金融・証券税制を構築するための実態等に関する調査・分析のため、21年度予算要求を行い、予算措置(8百万円)された。 | | |
| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの) | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) |
| | 第164回国会施政方針演説 | 平成18年1月20日 | 主要銀行の不良債権残高はこの3年半で20兆円減少し、金融システムの安定化が実現した今日、「貯蓄から投資へ」の流れを進め、国民が多様な金融商品やサービスを安心して利用できるよう、法制度を整備します。 |
| | 経済財政改革の基本方針2007 | 平成19年6月19日 | 「金融・資本市場競争力強化プラン」を平成19年内を目途に金融庁がとりまとめ、政府一体として推進する。その際、以下の施策については特に重点的に取り組む。 リスクへの挑戦を促す観点から、金融所得課税等の在り方を検討する。 |

| <p>施策名</p> | <p>金融・資本市場等の機能拡充</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|---|------|------|------|-------------|-----|-------------|--|-------------|----------------------|-------------|----------------------|------|--------------------|-------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|-----------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| <p>施策の概要</p> | <p>「証券市場の改革促進プログラム」(平成14年8月)や金融審議会答申等を踏まえ、金融・資本市場の構造改革の一環として、金融・資本市場の機能拡充に向けた取組みを行ってきた。19年からは、「貯蓄から投資へ」の流れを推進し、金融・資本市場の競争力の強化に向けた取組みを推進している。</p> <p>また、各種の振替制度を円滑に稼働するため、所要の制度整備を行い、その着実な実施に取り組む必要がある。さらに、決済については、システムの安全性等をより一層向上させることが重要であることから、決済を巡る環境変化を踏まえ、決済に関し総合的に幅広く検討を行い、論点を整理する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等(市場強化プランの残された課題等への取組みや、決済全般についての検討)を行う必要がある。</p> <p>(必要性)</p> <p>少子高齢化が進展する中で、我が国経済が今後も持続的に成長するためには、我が国金融・資本市場において、1,500兆円に及ぶ家計部門の金融資産に適切な投資機会を提供するとともに、内外の企業等に成長資金の供給を適切に行っていくためには、金融・資本市場等の機能を拡充し、我が国金融・資本市場の競争力を強化していく必要がある。</p> <p>(効率性)</p> <p>20年6月に、市場強化プランの進捗についてフォローアップする等、我が国金融・資本市場の競争力強化に向けた取組みを着実に推進している。</p> <p>(有効性)</p> <p>我が国金融・資本市場の競争力強化のため、必要な施策を盛り込んだ包括的な政策パッケージである市場強化プランの着実な実施は、内外から資金・情報・人材が幅広く集積する、魅力ある質の高い金融・資本市場の構築に資するものである。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場強化プランに盛り込まれた残された課題の着実な実施 金融商品取引法等の一部改正法の円滑かつ適切な施行 21年1月の株式等振替制度の円滑な稼働に向けた投資家・株主等に対する周知・広報活動の実施及び市場関係者におけるシステムの構築や事務態勢の整備の着実な実施 決済システムの整備・強化に向けた取組みの推進 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="344 1178 1501 1547"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融・資本市場等の機能が拡充すること</td> <td>金融・資本市場等の機能拡充の状況、環境整備に向けた検討状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>利用者保護の拡充と金融イノベーションの両立により、国際的にも魅力ある高度な市場を構築するとともに、効率的な資金決済サービスを実現するための環境整備を進める。</td> </tr> <tr> <td colspan="9" style="text-align: center;">左記指標は、定性的指標である。</td> </tr> </tbody> </table> | 達成目標 | 指標名 | 単位 | 基準値 (年度) | 実績値 | | | 目標値 (年度) | 達成目標・指標の 設定根拠・考え方 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 金融・資本市場等の機能が拡充すること | 金融・資本市場等の機能拡充の状況、環境整備に向けた検討状況 | | | | | | | 利用者保護の拡充と金融イノベーションの両立により、国際的にも魅力ある高度な市場を構築するとともに、効率的な資金決済サービスを実現するための環境整備を進める。 | 左記指標は、定性的指標である。 | | | | | | | | |
| 達成目標 | 指標名 | | | | | 単位 | 基準値 (年度) | 実績値 | | | 目標値 (年度) | 達成目標・指標の 設定根拠・考え方 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 17年度 | 18年度 | 19年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 金融・資本市場等の機能が拡充すること | 金融・資本市場等の機能拡充の状況、環境整備に向けた検討状況 | | | | | | | 利用者保護の拡充と金融イノベーションの両立により、国際的にも魅力ある高度な市場を構築するとともに、効率的な資金決済サービスを実現するための環境整備を進める。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 左記指標は、定性的指標である。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>政策評価の結果の政策への反映状況</p> | <p>金融・資本市場の機能拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融審議会第一部会報告「信頼と活力ある市場の構築に向けて」(平成20年12月)及び金融審議会第一部会・第二部会合同会合報告「金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR)のあり方について」(20年12月)を踏まえ、以下の措置を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した(21年3月)。 格付会社に係る公的規制の導入 金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR)の導入 金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れのための制度整備 等 銀行・証券に係るファイアーウォール規制のあり方の検討、課徴金制度の見直し 証券・銀行・保険会社間のファイアーウォール規制の見直し・利益相反管理体制の構築、課徴金制度の見直し等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(20年6月成立)に係る政令・内閣府令等を整備した(証券・銀行・保険会社間のファイアーウォール規制の見直し・利益相反管理体制の構築に係る部分については、21年1月公布、6月施行予定。課徴金制度の見直し等を含むその他の改正については、20年12月公布・施行済。) グリーンシート市場の活性化 日本証券業協会において、ウェブサイト等を通じて、グリーンシート及びフェニックス制度について周知を行った。 日本証券業協会において、20年4月以降、グリーンシート銘柄11銘柄を新規に指定した。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|--------------------------|---|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本証券業協会において、グリーンシート制度からフェニックス銘柄の分離、及びフェニックス制度の創設等に係る規則改正(20年3月)を受け、フェニックス銘柄1銘柄を新規に指定した(20年11月)。証券取引所システムの信頼性の向上等 ・ 東京証券取引所において、21年度の新システム稼働に向けて、開発工程を推進した。また、既存の株式売買システムについても、能力を増強した(20年7月)。 振替制度の適切かつ円滑な施行 ・ 21年1月5日の株券電子化を円滑に実施するため、以下の措置を実施した。 テレビ・ラジオ番組や新聞広告、株主あてリーフレット、講演・説明会等を活用した株主等に向けた周知・広報活動を実施 証券会社等におけるシステム整備、事務態勢の整備等の状況について、モニタリングを実施 関係法令(株券等決済合理化法及び関係政令・府省令)を施行 円滑かつ効率的な資金決済サービスの提供に向けた環境整備 ・ 金融審議会第二部会報告「資金決済に関する制度整備について イノベーションの促進と利用者保護」(21年1月)を踏まえ、以下の措置を盛り込んだ「資金決済に関する法律案」を国会に提出した(21年3月)。 銀行以外の者による為替取引の容認 サーバ型の前払式支払手段の規制対象への追加 銀行間の資金決済について所要の制度整備 等 予算要求、機構・定員要求 ・ 我が国金融・資本市場の機能強化に関する調査・分析のため、21年度予算要求を行い、予算措置された(7百万円)。 ・ 格付会社の制度検討・監視機能のため、21年度機構・定員要求を行い、課長補佐(1名)及び係長(1名)が措置された。 ・ 資金決済制度に関する広報のため、21年度予算要求を行い、予算措置された(2百万円)。 ・ 決済法制の整備に向けた体制整備のため、21年度機構・定員要求を行い、企画官(決済法制担当)の新設並びに課長補佐(1名)及び係長(1名)が措置された。 | | |
| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの) | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) |
| | 第169回国会施政方針演説 | 平成20年1月18日 | 日本の金融・資本市場の国際競争力を一層高め、世界の中で中核的な金融センターとなることを目指します。 |
| 経済財政改革の基本方針2007 | 平成19年6月19日 | 「金融・資本市場競争力強化プラン」を平成19年内を目途に金融庁が取りまとめ、政府一体として推進する。その際、以下の施策については特に重点的に取り組む。 | |

| 施策名 | ITの戦略的活用 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|---|-----|-----------------|------|---|------|-------------|---|-----|----|-------------|----------------------|--|--|-------------|----------------------|------|------|------|--------------------------|--------------------------|--|-----------------|--|--|--|--|---|-----------------------|----|--|--|---|--|
| 施策の概要 | 我が国金融機関のIT投資が国際的に見て遅れ、ITコストが高止まりしている一方、インターネット取引の比重が増している現状を踏まえ、ITの戦略的活用を促すことにより、利用者ニーズに即応した金融商品・サービスが誰にでも安く、速く提供されるようになることを目指す。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等 | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 現時点では、成果の発現は予定されていないが、政策の達成に向けて業務は適切に実施されており、引き続きこれまでの取組みを行う必要がある。</p> <p>(必要性) 電子記録債権制度は、事業者の資金調達の円滑化に資する決済インフラとして利用されるなど新たな金融インフラとなるものであり、円滑な導入に向けて政令・内閣府令等の整備や電子債権記録機関の設立に向け関係機関と連携を行うとともに、記録様式等の必要な標準化、利用者への普及啓発等の取組みが必要である。</p> <p>(効率性) ・ 電子記録債権法の施行日は、公布の日より1年6月を超えない範囲の政令で定める日とされており、適切かつ円滑な施行に向けて、引き続き政省令等の整備に取り組むほか、電子記録債権に係る実務・運用のあり方について検討が進むよう、関係方面と適切に連携をとっている。 ・ FISC(財団法人 金融情報システムセンター)と共同で研究を実施したほか、FISCのシステム監査セミナーで当庁職員が金融分野の情報セキュリティについて講演するなど、連携を図っている。</p> <p>(有効性) ・ 電子記録債権の利用が実現・普及していくことにより、電子的手段による事業者の資金調達の円滑化等が期待される。 ・ FISCのシステム監査セミナーにおける当庁職員の講演に関して実施された研修生アンケートにおいて、回答者の概ね5割から分りやすかったとの回答を得ており、金融機関のシステム監査の充実、情報セキュリティ意識の向上に資していると考えられる。</p> <p>(反映の方向性) ・ 電子記録債権法の政令・内閣府令等の整備 ・ 電子記録債権に係る実務・運用のあり方についての検討 ・ 金融機関のIT投資プロセスの透明性確保、コストパフォーマンス及びリスクマネジメント能力の向上の促進</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="277 1032 1506 1476"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">金融インフラ等がIT化等に対応したものとすること</td> <td>電子記録債権法の関係政令・内閣府令の整備等の状況</td> <td></td> <td colspan="3">左記指標は、定性的指標である。</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">利用者ニーズに即応した金融商品・サービスが誰にでも安く、早く提供されるようになることを目指す。</td> </tr> <tr> <td>セミナー参加者に対するアンケート調査の結果</td> <td>比率</td> <td></td> <td></td> <td>19年度の結果は回答者のおおむね5割から「とてもわかりやすかった」「わかりやすかった」との回答を得ている。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | | 達成目標 | 指標名 | 単位 | 基準値 (年度) | 実績値 | | | 目標値 (年度) | 達成目標・指標の 設定根拠・考え方 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 金融インフラ等がIT化等に対応したものとすること | 電子記録債権法の関係政令・内閣府令の整備等の状況 | | 左記指標は、定性的指標である。 | | | | | 利用者ニーズに即応した金融商品・サービスが誰にでも安く、早く提供されるようになることを目指す。 | セミナー参加者に対するアンケート調査の結果 | 比率 | | | 19年度の結果は回答者のおおむね5割から「とてもわかりやすかった」「わかりやすかった」との回答を得ている。 | |
| 達成目標 | 指標名 | 単位 | 基準値 (年度) | 実績値 | | | 目標値 (年度) | | | | | 達成目標・指標の 設定根拠・考え方 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 17年度 | 18年度 | 19年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 金融インフラ等がIT化等に対応したものとすること | 電子記録債権法の関係政令・内閣府令の整備等の状況 | | 左記指標は、定性的指標である。 | | | | | 利用者ニーズに即応した金融商品・サービスが誰にでも安く、早く提供されるようになることを目指す。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | セミナー参加者に対するアンケート調査の結果 | 比率 | | | 19年度の結果は回答者のおおむね5割から「とてもわかりやすかった」「わかりやすかった」との回答を得ている。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | <p>電子記録債権法施行令・施行規則の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 記録機関の最低資本金の額、指定申請書等の記載事項、業務規定に規定すべき事項等を定めた電子記録債権法施行令・施行規則を平成20年10月22日に公布したほか、電子債権記録機関についてのガイドラインを制定し、同年12月1日より電子記録債権法及び同施行令・施行規則を施行した。 関係機関との連携、電子記録債権制度の周知 業界団体主催の懇談会にオブザーバーとして参加し、電子記録債権に係る実務・運用のあり方について検討が進むよう、関係方面と連携をとっている。 業界団体主催のシンポジウムに当庁職員を講師として派遣したほか、雑誌への寄稿を行うなど、電子記録債権制度について周知を図った。 電子記録債権制度について解説したパンフレットを作成し、各地の商工会議所、地方公共団体、業界団体等に配布し、周知を図った。 FISCとの連携による金融機関等への情報提供 FISCと共同調査を実施し報告書をFISCの機関誌に掲載することにより、金融機関等に対し情報提供を実施した。 FISCのシステム監査セミナーに当庁職員を講師として派遣し、金融分野の情報セキュリティについて情報提供を行った。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関係する施策 | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|---|------------------------------|-------------------------|--|
| <p>政方針演説 等内閣の重 要政策(主な もの)</p> | <p>経済財政改革の基本方 針 2007</p> | <p>平成 19 年 6 月 19 日</p> | <p>第 2 章 成長力の強化 1. 成長力加速プログラム 成長力底上げ戦略【具体的手段】 (3) 中小企業底上げ戦略 「中小企業生産性向上プロジェクト」の推進による賃金の 底上げ(業種横断的な共通基盤対策) ・ IT化・機械化・経営改善(コンサルティング・資金支援、流 動資産担保融資保証制度・電子記録債権の推進、(後 略))</p> |
|---|------------------------------|-------------------------|--|

| <p>施策名</p> | <p>我が国金融・資本市場の国際化への対応</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---|-----|----|---------|------------------|--|--|---------|------------------|---------|---------|---------|--|---------------------------------------|---|---|---|---|----|---|---|-------------------------------|---|---|------|-----|-----|---|------------------|-----|---|--------|--------|--------|---|------------|----|---|-----|------|------|---|--|--------------------------|---|---|----|----|----|---|--|
| <p>施策の概要</p> | <p>我が国市場の競争力を強化し、その魅力を向上させていくことが喫緊の課題であり、内外から資金・情報・人材が幅広く集積する、魅力ある質の高い金融・資本市場の構築に向けた取組みを進めていく必要がある。</p> <p>アジアの金融・資本市場の健全な発展は、我が国を含めたアジア経済の安定的な成長にとって不可欠であり、アジアの金融拠点としての我が国金融・資本市場および金融機関がより大きな役割を果たしていくことが求められている。これを踏まえ、アジア各国の金融監督当局との情報交換・連携の強化等の取組みを進めていく必要がある。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等(市場強化プランの残された課題等へのスピード感を持った取組み)を行う必要がある。</p> <p>(必要性)</p> <p>少子高齢化が進展する中で、我が国経済が今後も持続的に成長するためには、我が国金融・資本市場の競争力強化が必要である。また、我が国がアジアの拠点として機能していくためには、アジアの金融監督当局との情報交換・連携の強化が必要である。</p> <p>(効率性)</p> <p>20年6月に、市場強化プランの進捗状況を公表する等、我が国の競争力強化に向けた取組みを着実に推進している。また、アジアの金融監督当局との情報交換・連携強化に取り組んでいるほか、アジアの資本市場育成と消費者保護保制度の研究に取り組んでいる。</p> <p>(有効性)</p> <p>市場強化プランの着実な実施や、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の円滑な施行等による新たな枠組みの下、金融機関等が創意工夫を発揮し、競争力強化が図られることにより、我が国金融・資本市場の国際化への対応に資すると考えている。また、日本とアジアの金融・資本市場を資金運用者・調達者にとって魅力的な市場とし、アジアの資金をアジアで循環させる経路を発展させていく観点からも、引き続き我が国金融・資本市場の機能強化を図り、アジアの金融監督当局間の連携を強化していくことは有効と考えている。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行に向けた関係政府令の整備 ・アジアの金融監督当局との情報交換・連携の強化 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="347 1133 1492 1910"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値(年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値(年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年(年度)</th> <th>18年(年度)</th> <th>19年(年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">我が国市場が金融・資本市場としての競争力ならびに魅力を向上し、アジア及び世界における国際金融拠点の一つとして機能すること</td> <td>「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」の開催・検討状況等</td> <td>回</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>15</td> <td>-</td> <td rowspan="4">今後の我が国経済の持続的成長のためには、我が国の金融資産の有効活用とともに、高付加価値を生み出す金融サービス業が経済における中核的役割を果たす必要がある。グローバルな市場間競争が激しさを増すなかで、我が国金融・資本市場の国際競争力強化に向けた改革の一層の進展を図り、内外の市場参加者にとって、より有利な運用機会あるいは資金調達機能を提供し、また、海外からの運用資金や外国企業を取り込むことで、我が国および世界とりわけアジアの成長にも貢献することが期待される。</td> </tr> <tr> <td>世界の金融・資本市場に占める日本のシェア(時価総額ベース)</td> <td>%</td> <td>-</td> <td>10.8</td> <td>8.9</td> <td>6.9</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>各国取引所の時価総額比較(日本)</td> <td>億ドル</td> <td>-</td> <td>45,729</td> <td>46,141</td> <td>41,581</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>対外・対内証券投資額</td> <td>兆円</td> <td>-</td> <td>3.2</td> <td>12.5</td> <td>12.0</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>各国取引所における内外の上場企業数の推移(日本)</td> <td>社</td> <td>-</td> <td>60</td> <td>35</td> <td>25</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | | 達成目標 | 指標名 | 単位 | 基準値(年度) | 実績値 | | | 目標値(年度) | 達成目標・指標の設定根拠・考え方 | 17年(年度) | 18年(年度) | 19年(年度) | 我が国市場が金融・資本市場としての競争力ならびに魅力を向上し、アジア及び世界における国際金融拠点の一つとして機能すること | 「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」の開催・検討状況等 | 回 | - | - | - | 15 | - | 今後の我が国経済の持続的成長のためには、我が国の金融資産の有効活用とともに、高付加価値を生み出す金融サービス業が経済における中核的役割を果たす必要がある。グローバルな市場間競争が激しさを増すなかで、我が国金融・資本市場の国際競争力強化に向けた改革の一層の進展を図り、内外の市場参加者にとって、より有利な運用機会あるいは資金調達機能を提供し、また、海外からの運用資金や外国企業を取り込むことで、我が国および世界とりわけアジアの成長にも貢献することが期待される。 | 世界の金融・資本市場に占める日本のシェア(時価総額ベース) | % | - | 10.8 | 8.9 | 6.9 | - | 各国取引所の時価総額比較(日本) | 億ドル | - | 45,729 | 46,141 | 41,581 | - | 対外・対内証券投資額 | 兆円 | - | 3.2 | 12.5 | 12.0 | - | | 各国取引所における内外の上場企業数の推移(日本) | 社 | - | 60 | 35 | 25 | - | |
| 達成目標 | 指標名 | 単位 | 基準値(年度) | 実績値 | | | 目標値(年度) | | | | | 達成目標・指標の設定根拠・考え方 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 17年(年度) | 18年(年度) | 19年(年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 我が国市場が金融・資本市場としての競争力ならびに魅力を向上し、アジア及び世界における国際金融拠点の一つとして機能すること | 「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」の開催・検討状況等 | 回 | - | - | - | 15 | - | 今後の我が国経済の持続的成長のためには、我が国の金融資産の有効活用とともに、高付加価値を生み出す金融サービス業が経済における中核的役割を果たす必要がある。グローバルな市場間競争が激しさを増すなかで、我が国金融・資本市場の国際競争力強化に向けた改革の一層の進展を図り、内外の市場参加者にとって、より有利な運用機会あるいは資金調達機能を提供し、また、海外からの運用資金や外国企業を取り込むことで、我が国および世界とりわけアジアの成長にも貢献することが期待される。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 世界の金融・資本市場に占める日本のシェア(時価総額ベース) | % | - | 10.8 | 8.9 | 6.9 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 各国取引所の時価総額比較(日本) | 億ドル | - | 45,729 | 46,141 | 41,581 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 対外・対内証券投資額 | 兆円 | - | 3.2 | 12.5 | 12.0 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 各国取引所における内外の上場企業数の推移(日本) | 社 | - | 60 | 35 | 25 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>政策評価の結果の政策への反映状況</p> | <p>我が国金融・資本市場の競争力強化に向けた取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融審議会第一部会報告「信頼と活力ある市場の構築に向けて」(平成20年12月)及び金融審議会第一部会・第二部会合同会合報告「金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR)のあり方について」(20年12月)を踏まえ、以下の措置を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した(21年3月)。 格付会社に係る公的規制の導入 金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR)の導入 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|---------------------------------|---|--|--|
| | <p>金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れのための制度整備 等</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場強化プランに示された競争力強化のために必要な法制度の整備を包括的に盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(20年6月成立)に係る政令・内閣府令等を整備した(証券・銀行・保険会社間のファイアーウォール規制の見直し・利益相反管理体制の構築に係る部分については、21年1月公布、6月施行予定。その他の改正については、20年12月公布・施行済。) アジアの金融監督当局との情報交換・連携の強化 20年11月に日中韓の財務省、金融監督当局及び中央銀行によるワークショップを初めて開催し、3カ国の連携の強化を図った他、シンガポール、韓国、マレーシア、ドバイをはじめとする海外監督当局等との意見交換及び情報交換を実施した。 | | |
| <p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p> | <p>施政方針演説等</p> | <p>年月日</p> | <p>記載事項(抜粋)</p> |
| | <p>第169回国会施政方針演説</p> | <p>平成20年1月18日</p> | <p>日本の金融・資本市場の国際競争力を一層高め、世界の中で中核的な金融センターとなることを目指します。</p> |
| <p>経済財政改革の基本方針2007</p> | <p>平成19年6月19日</p> | <p>「金融・資本市場競争力強化プラン」を平成19年内を目途に金融庁が取りまとめ、政府一体として推進する。その際、以下の施策については特に重点的に取り組む。</p> | |

| 施策名 | 地域の再生・活性化及び中小企業金融の円滑化 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|--|----|-----------------|------|------|------|-------------|--|-----|----|-------------|----------------------|--|--|-------------|----------------------|------|------|------|-------------------------------|---------------|--|-----------------|--|--|--|-----|--|---------------|--|--|--|-----|
| 施策の概要 | <p>中小・地域金融機関は、地域経済の活性化や中小企業金融の円滑化のため、地域密着型金融の推進を図っていく必要があり、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に基づきその推進を図る。</p> <p>また、中小企業に必要な資金を行き渡らせるべく、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資等の推進等、中小企業金融の円滑化に向けた様々な施策に取り組む。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等 | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 地域経済の活性化のために、事業再生の取組みや、地域金融機関の経営力の強化の取組み、利用者の利便性の向上の取組みなど、地域密着型金融の推進を図っていく必要がある。</p> <p>また、中小企業の再生・活性化を図るため、不動産担保・個人保証に過度に依存することなく事業価値を見極める融資手法を徹底すること等により、中小企業を含む健全な取引先への資金供給を円滑化するなど、金融機関の資金仲介機能を強化する必要がある。</p> <p>(効率性) 金融サービス利用者相談室に寄せられた、いわゆる貸し渋り・貸し剥がしに関する情報を検査・監督において適切に活用するとともに、中小企業の実態に即した的確な検査の実施等の取組みを行うことにより、中小企業金融の実態等の効率的な把握が進んでいる。</p> <p>(有効性) 「金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート調査」によると、地域密着型金融の取組み全体については積極的な評価が5割以上を占めており、地域密着型金融の推進を図るために有効なものとなっている。</p> <p>中小企業金融の円滑化の状況については、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資等の推進や、中小企業再生支援協議会を活用した事業再生等は概ね増加しており、一定の成果が見られている。また、「(中小企業に対する)貸出態度判断D.I.」が引き続きプラスで推移する等の成果が上がっており、中小企業金融の円滑化を図るために有効なものとなっている。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 原油・原材料価格の高騰等の影響を受ける中小企業等において収益圧迫や資金繰りの厳しさが増し、地域経済・中小企業を巡る環境は厳しくなっていることから、金融円滑化ホットラインの活用など、より一層地域経済・中小企業金融の実態把握に努めるとともに、中小企業金融の円滑化に向け、適切な対応を行っていくことが必要。 中小企業の再生・活性化を図るため、引き続き、不動産担保・個人保証に過度に依存することなく事業価値を見極める融資手法を徹底等。 監督指針に基づく恒久的枠組みの中で各中小・地域金融機関の自主的な取組みを促し、それらの取組みについて定期的にフォローアップするなど、地域密着型金融を引き続き推進。 地域金融機関が事業再生等、地域密着型金融についての取組みを一層進めていくため、「地域密着型金融に関するシンポジウム」の開催による有識者を交えた意見交換等が有効かつ必要。 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="280 1279 1501 1641"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地域密着型金融の推進及び中小企業金融の円滑化が図られること</td> <td>地域密着型金融の推進の状況</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">左記指標は、定性的指標である。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>毎年度</td> <td rowspan="2"> <p>中小・地域金融機関は、地域密着型金融の中心的な担い手として、地域経済の再生・活性化等のために、その推進を図っていく必要がある。</p> <p>また、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の推進等により、中小企業への資金供給を円滑化する必要がある。</p> </td> </tr> <tr> <td>中小企業金融の円滑化の状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>毎年度</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | | 達成目標 | 指標名 | 単位 | 基準値 (年度) | 実績値 | | | 目標値 (年度) | 達成目標・指標の 設定根拠・考え方 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 地域密着型金融の推進及び中小企業金融の円滑化が図られること | 地域密着型金融の推進の状況 | | 左記指標は、定性的指標である。 | | | | 毎年度 | <p>中小・地域金融機関は、地域密着型金融の中心的な担い手として、地域経済の再生・活性化等のために、その推進を図っていく必要がある。</p> <p>また、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の推進等により、中小企業への資金供給を円滑化する必要がある。</p> | 中小企業金融の円滑化の状況 | | | | 毎年度 |
| 達成目標 | 指標名 | 単位 | 基準値 (年度) | 実績値 | | | 目標値 (年度) | | | | | 達成目標・指標の 設定根拠・考え方 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 17年度 | 18年度 | 19年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地域密着型金融の推進及び中小企業金融の円滑化が図られること | 地域密着型金融の推進の状況 | | 左記指標は、定性的指標である。 | | | | 毎年度 | <p>中小・地域金融機関は、地域密着型金融の中心的な担い手として、地域経済の再生・活性化等のために、その推進を図っていく必要がある。</p> <p>また、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の推進等により、中小企業への資金供給を円滑化する必要がある。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 中小企業金融の円滑化の状況 | | | | | | 毎年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | <p>中小企業金融をはじめとする企業金融の円滑化</p> <p>中小企業等の業況は厳しい状況にあり、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が一層求められていることを踏まえ、以下の施策を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業金融の円滑化に関する金融機関への要請 全国銀行協会、信託協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会及び全国信用組合中央協会に対し、文書により繰り返し要請した(平成20年7月1日、9月2日、10月15日、12月3日、12月17日、21年2月25日等)。また、年末・年度末には金融担当大臣等から金融機関代表者に対し、直接要請した(20年12月3日、17日、21年2月24日)。 中小企業金融のきめ細かな実態把握 「金融円滑化ホットライン」をパンフレット等により積極的に周知した(20年12月末までに累計431件の情報受付)。更に、20年10月16日より、「貸し渋り・貸し剥がし」等の金融機関の融資に関する大臣直通の情報受付窓口(金融円滑化「大臣目安箱」)を開設した。また、中小企業庁と合同で、20年10月以降、全国各地で中小企業者との意見交換会を開催した。21年2月13日には、本年2月までの全国約150ヶ所、1,000社との意見交換の結果の概要を公表した。 中小企業向け貸出条件緩和が円滑に行われるための措置及び対応状況調査 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|---------------------------------|--|---------------------------|--|
| | <p>金融機関が中小企業に対して貸出条件の緩和に柔軟に応じることができるよう、返済条件の緩和(返済期間延長、金利減免等)を行った中小企業向け融資が不良債権に該当しない場合の取扱いを拡充した。また、20年10月～12月期の金融機関の本措置の対応状況について調査を実施した(条件緩和を行った債権が件数ベースで17.2%(金額ベースで11.3%)増加(対20年7～9月期))。</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行等の自己資本比率規制の見直し 現下の異例な経済状況の下、国際合意の範囲内で有価証券の評価損益の取扱いを一部弾力化した(20年11月公表)。また、中小企業向け与信(通常より低いリスク・ウェイト75%)の信用保証協会保証分の取扱いに関し、実態に即した見直しを実施した(20年12月公表)。さらに、信用保証協会の緊急保証付き融資は、特例的にリスク・ウェイトの10%から0%への引き下げを実施した(21年3月公表)。 改正金融機能強化法の迅速な施行等 20年12月12日に成立した改正金融機能強化法については、政令・内閣府令等を整備のうえ同月17日に施行した。施行後速やかに、金融機関向け説明会を開催し本制度の趣旨・内容の周知・徹底を図るとともに、本制度の活用の検討について積極的な呼びかけを実施した。21年3月13日に地域銀行3行に対して同法に基づく資本参加を決定した。 企業金融の円滑化のための特別ヒアリング、集中検査の実施 金融機関に対して、年度末に向けた金融円滑化への取組み状況等について詳細なヒアリングを実施した。さらに、当該ヒアリング結果等を踏まえ、主要行等に対して金融円滑化に向けた集中検査を実施予定である(原則として21年4～6月に実施)。 コベナンツ対応の弾力化の促進 コベナンツの変更・猶予を行っても、そのみで貸出条件緩和債権に該当しないことをQ&Aにおいて明確化した(21年3月10日)。また、コベナンツを機械的・形式的に取り扱わないよう、金融機関に対し文書により要請した(21年3月11日)。 市場型間接金融(シンジケート・ローン等)の積極的活用の要請 直接金融の機能低下と間接金融へのシフトを踏まえ、リスク分散を図ることにより資金供給を促進する観点から、シンジケート・ローン等の積極的活用を金融機関に対し文書により要請した(21年3月11日)。(原則として21年4～6月に実施) <p>地域密着型金融の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 20年7月1日に、19年度における地域密着型金融の取組み状況を公表した。また、20年11月から21年3月にかけて、「地域密着型金融に関する会議」(シンポジウム)を開催した。21年3月31日に、地域密着型金融に関する取組み事例集を公表した。 | | |
| <p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p> | <p>施政方針演説等 経済財政改革の基本方針2007</p> | <p>年月日 平成19年6月19日</p> | <p>記載事項(抜粋) 第2章 成長力の強化 1 - - (2) - 地域金融機関の収益基盤強化 金融庁は、地域密着型金融の一層の推進に向けた取組を平成19年度に監督指針に盛り込むとともに、地域金融機関における自らの収益基盤強化のための新たなプランや目標の設定を推進する。また、金融機関の取組の効果を総合的に把握して、年1回実績を公表する。</p> |

| 施策名 | 「官から民へ」の改革に対する適切な対応 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|--|------------|--|------|------|------|-------------|---|--|--|-------------|----------------------|-------------|----------------------|------|-----------------------------|-----------------------|--|--|--|--|--|--|---|
| 施策の概要 | 郵政民営化や政策金融改革の確実な実施を図るため、政府の方針や法令に従い、金融庁として適切に対応していく必要がある。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等 | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 郵政民営化や政策金融改革の確実な実施を図るため、政府の方針や法令に従い、適切に対応していく必要がある。</p> <p>(効率性) 郵政民営化や政策金融改革の関連政令・府令の整備等、政府の方針や法令に従い、郵政民営化や政策金融改革が円滑・確実に実施されるよう、適切に対応した。</p> <p>(有効性) 郵政民営化に伴う政省令等の整備、実施計画の認可により、郵政民営化の実施及び政策金融改革の基本方針等を踏まえた対応等については順調に推移した。</p> <p>(反映の方向性) 引き続き関係省庁との連携を図りながら、郵政民営化や政策金融改革が円滑に実施されるよう適切に対応していく必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="359 712 1380 1021"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「官から民へ」の改革に対し適切な対応がなされていること</td> <td>「官から民へ」の改革に対する適切な対応状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>郵政民営化及び政策金融改革について、政府の方針に従って円滑に実施されるよう、適切に対応する必要がある。</td> </tr> </tbody> </table> | | | 達成目標 | 指標名 | 単位 | 基準値 (年度) | 実績値 | | | 目標値 (年度) | 達成目標・指標の 設定根拠・考え方 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 「官から民へ」の改革に対し適切な対応がなされていること | 「官から民へ」の改革に対する適切な対応状況 | | | | | | | 郵政民営化及び政策金融改革について、政府の方針に従って円滑に実施されるよう、適切に対応する必要がある。 |
| 達成目標 | 指標名 | 単位 | 基準値 (年度) | | | | | 実績値 | | | | | 目標値 (年度) | 達成目標・指標の 設定根拠・考え方 | | | | | | | | | | |
| | | | | 17年度 | 18年度 | 19年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 「官から民へ」の改革に対し適切な対応がなされていること | 「官から民へ」の改革に対する適切な対応状況 | | | | | | | 郵政民営化及び政策金融改革について、政府の方針に従って円滑に実施されるよう、適切に対応する必要がある。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | <p>郵政民営化</p> <ul style="list-style-type: none"> 簡易郵便局に対し、銀行代理業を許可する等、郵政民営化法、銀行法、保険業法等に基づき、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険等の検査・監督を適切に実施した。 <p>政策金融改革</p> <ul style="list-style-type: none"> 商工組合中央金庫の特殊会社(特別の法律に基づく株式会社)化(平成20年10月1日)を踏まえ、「株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準」及び「経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号二、第八十四条第3号八及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項」を20年9月25日に告示した。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの) | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 第166回国会施政方針演説 | 平成19年1月26日 | 政策金融改革の関連法案を今国会に提出し、(中略)郵政民営化については、本年10月から確実に実施します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 経済財政改革の基本方針2007 | 平成19年6月19日 | <p>郵政民営化の確実な実施</p> <p>「郵政民営化法」の基本理念に従い、平成19年10月からの郵政民営化を円滑・確実に実施する。</p> <p>政策金融改革の確実な実施</p> <p>平成20年10月からの政策金融機関を確実に新体制に移行させるとともに、平成20年度末における政策金融の貸付残高の対GDP比を平成16年度末に比べて半減させる。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 第168回国会所信表明演説 | 平成19年10月1日 | 本日、郵政民営化がスタートしました。利用者の方には不便をおかけしないよう、着実に推進します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 施策名 | 多様で良質な金融商品・サービスの提供に向けた制度設計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|---|------------|-----------------|--|------|------|-------|---|----|-------------|-------------|----------------------|--|-------------|----------------------|------|------|------|-------------------------|------------------|--|-----------------|--|--|--|-------|---|----------------|--|--|--|--|--|
| 施策の概要 | 社会・経済の発展に応じ、金融実態に即した多様で良質な金融商品・サービスの提供を促し、利用者利便の向上を図るために制度整備を図り、金融機関の販売チャネルの拡大等を促す。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等 | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性(取組みの状況に関するモニタリング等)等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行っていく必要がある。</p> <p>(必要性) 社会・経済の発展に応じ、金融実態に即した多様で良質な金融商品・サービスの提供を促し、利用者利便の向上を図るために制度整備を図り、金融機関の販売チャネルの拡大等を促す必要がある。</p> <p>(効率性) 規制緩和等が利用者保護や金融機関の健全性等に及ぼす影響にも留意しつつ、金融商品・サービスの販売チャネルの拡大等を促す制度整備を図る。</p> <p>(有効性) 金融商品取引法の施行や銀行等による保険販売の全面解禁等により、より多様で良質な金融商品・サービスの提供が可能となる制度整備が図られたほか、銀行代理業者や第二種金融商品取引業者の許可・登録等が着実に行われるなど、金融商品・サービスの販売チャネルの拡大が図られている。</p> <p>(反映の方向性) ・ 利用者保護や銀行の健全性確保の観点に留意しつつ、銀行代理業制度等の規制緩和の検討 ・ 保険契約者等の保護及び利便性の観点からの、銀行等による保険販売規制に関する弊害防止措置等の見直し</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">多様で良質な金融商品・サービスが提供されること</td> <td>関連する制度の企画・立案等の状況</td> <td></td> <td colspan="3">左記指標は、定性的指標である。</td> <td></td> <td>(毎年度)</td> <td rowspan="2">利用者ニーズに応じて多様で良質な金融商品・サービスが適切に提供されるようにし、利用者利便の向上を図る。</td> </tr> <tr> <td>金融商品・サービスの提供状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | 達成目標 | 指標名 | 単位 | 基準値 (年度) | 実績値 | | | 目標値 (年度) | 達成目標・指標の 設定根拠・考え方 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 多様で良質な金融商品・サービスが提供されること | 関連する制度の企画・立案等の状況 | | 左記指標は、定性的指標である。 | | | | (毎年度) | 利用者ニーズに応じて多様で良質な金融商品・サービスが適切に提供されるようにし、利用者利便の向上を図る。 | 金融商品・サービスの提供状況 | | | | | |
| 達成目標 | 指標名 | 単位 | 基準値 (年度) | 実績値 | | | | | | | 目標値 (年度) | 達成目標・指標の 設定根拠・考え方 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 17年度 | 18年度 | 19年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 多様で良質な金融商品・サービスが提供されること | 関連する制度の企画・立案等の状況 | | 左記指標は、定性的指標である。 | | | | (毎年度) | 利用者ニーズに応じて多様で良質な金融商品・サービスが適切に提供されるようにし、利用者利便の向上を図る。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 金融商品・サービスの提供状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | <p>金融商品取引・サービスの販売チャネルの拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プロ向け市場の創設、ETFの多様化、銀行・保険会社グループの業務範囲の拡大等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(平成20年6月成立)に係る政令・内閣府令等を整備した(証券・銀行・保険会社間のファイアーウォール規制の見直し・利益相反管理体制の構築に係る部分については、21年1月公布、6月施行予定。その他の改正については、20年12月公布・施行済。) ・ 金融審議会第一部会報告「信頼と活力ある市場の構築に向けて」(20年12月)等を踏まえ、金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れのための制度整備等を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した(21年3月)。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの) | 施政方針演説等 | 年月日 | | 記載事項(抜粋) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 第164回国会施政方針演説 | 平成18年1月20日 | | 主要銀行の不良債権残高はこの3年半で20兆円減少し、金融システムの安定化が実現した今日、「貯蓄から投資へ」の流れを進め、国民が多様な金融商品やサービスを安心して利用できるよう、法制度を整備します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 施策名 | 金融行政の透明性・予測可能性の向上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|---|---------------------------------|------|------|-------------|-----|-------------|---|-------------|----------------------|-------------|----------------------|------|-----------------------|----------------------|---------------------------------|--|--|--|--|-------|---|
| 施策の概要 | より良い規制環境(ベター・レギュレーション)の実現に向けた取組みを進めていくことは、我が国の金融・資本市場の競争力強化に貢献するものであることから、ノーアクションレター制度等の活用促進等ルールの変更の明確化、行政処分公表、金融行政に関する広報の充実等を図っていく。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等 | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 国内のみならず対外的にも我が国の金融関連法令等や金融庁の施策、さらには金融関連情報等を積極的に発信していくことが必要である。また、金融行政の透明性・予測可能性の向上を図るためには、行政処分公表、ノーアクションレター制度等への適切な対応、金融検査に関する情報・監督指針等の公表が必要である。</p> <p>(効率性) 日本語版金融庁ウェブサイトについてのみ行っている新着情報メール配信サービスについては、利用者ニーズに応じて、英語版金融庁ウェブサイト、証券取引等監視委員会ウェブサイト(英語・日本語)、公認会計士・監査審査会ウェブサイト(日本語)にも拡張し、ウェブサイト利用者へのサービス向上を図った。</p> <p>(有効性) 行政処分公表は、同様事案の発生の抑制が図られたものと考えられ、またノーアクションレター制度等への適切な対応、金融検査に関する情報・監督指針等の公表により、金融行政の透明性・予測可能性の更なる向上に資した。</p> <p>また、「ベター・レギュレーションの進捗状況に係るアンケート」において、金融行政の透明性・予測可能性については、8割近くから「改善した」、「やや改善した」との回答を得たことから、ベター・レギュレーションの取組みについては、相応に進捗しており、当該取組みは有効なものと考えられる。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ベター・レギュレーションについて実務者レベルでの対話の充実 ・ 金融庁ウェブサイトの利便性の向上及び英語版ウェブサイトの掲載情報の充実 ・ 広報体制の強化 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="272 981 1514 1245"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融行政の透明性・予測可能性が向上すること</td> <td>金融行政の透明性・予測可能性の向上の状況</td> <td>左記指標は、主に定性的指標である。 (有効性欄)を参照。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(毎年度)</td> <td>「金融サービス立国」を「民」の力によって実現するためには、市場規律を補完する金融行政の透明性・予測可能性が向上する必要がある。</td> </tr> </tbody> </table> | 達成目標 | 指標名 | 単位 | 基準値 (年度) | 実績値 | | | 目標値 (年度) | 達成目標・指標の 設定根拠・考え方 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 金融行政の透明性・予測可能性が向上すること | 金融行政の透明性・予測可能性の向上の状況 | 左記指標は、主に定性的指標である。 (有効性欄)を参照。 | | | | | (毎年度) | 「金融サービス立国」を「民」の力によって実現するためには、市場規律を補完する金融行政の透明性・予測可能性が向上する必要がある。 |
| 達成目標 | 指標名 | | | | | 単位 | 基準値 (年度) | 実績値 | | | 目標値 (年度) | 達成目標・指標の 設定根拠・考え方 | | | | | | | | | | |
| | | 17年度 | 18年度 | 19年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 金融行政の透明性・予測可能性が向上すること | 金融行政の透明性・予測可能性の向上の状況 | 左記指標は、主に定性的指標である。 (有効性欄)を参照。 | | | | | (毎年度) | 「金融サービス立国」を「民」の力によって実現するためには、市場規律を補完する金融行政の透明性・予測可能性が向上する必要がある。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | <p>検査・監督上の着眼点、重点項目の明確化、検査運営における配意事項の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境が大きく変化している状況を踏まえて、平成 20 事務年度の行政対応における重点項目を明確化した「平成 20 事務年度検査基本方針」(平成 20 年 8 月)並びに「平成 20 年度事務年度主要行等向け監督方針」、「平成 20 事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」、「平成 20 事務年度金融商品取引業者等向け監督方針」及び「平成 20 事務年度保険会社等向け監督方針」を策定・公表した。 ・ 金融検査の質的向上に向けた取組みを恒久的・制度的なものとして位置づけるとともに、全検査官に対して取組みの更なる実践・定着を促す観点から、検査マニュアルを改定し、「重要なリスクに焦点をあてた検証」、「問題点の指摘と適切な取組の評価、静的・動的な実態の検証」、「検査結果に対する真の理解(納得感)」など、検査官が金融検査を行う際に配意すべき事項を明記した(20 年 8 月)。 ・ 以下の監督指針について、それぞれ改正を行い、監督上の着眼点の更なる整備・明確化を図った。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 「主要行等向けの総合的な監督指針」(20 年 8 月、11 月、12 月、21 年 1 月公表) 2) 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」(20 年 8 月、11 月、12 月、21 年 1 月、3 月公表) 3) 「信託会社等に関する総合的な監督指針」(20 年 8 月公表) 4) 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」(20 年 12 月、21 年 1 月公表) 5) 「保険会社向けの総合的な監督指針」(20 年 11 月、12 月、21 年 1 月公表) 6) 「少額短期保険業者向けの監督指針」(21 年 1 月公表) 7) 「金融コングロマリット監督指針」(21 年 1 月公表) ・ 金融行政の透明性・予測可能性の向上や、金融機関の内部管理態勢の強化等を促す観点から、「金融検査指摘事例集」の平成 19 事務年度版を作成・公表した(20 年 7 月) <p>処分事例の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処分事例について、その原因となった事実関係及び根拠法令・条文等を公表した(財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずる恐れがあるものを除く)ほか、業務改善命令等の行政処分を一覧性のあるものとして取りまとめた「行政処分事例集」を定期的に更新し、国民への情報提供を行った(20 年 8 月、10 月、21 年 1 月) <p>実務者レベルでの対話の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国銀行協会、信託協会、地方銀行協会、第二地方銀行協会、信用金庫協会、信用組合中央協会、日本証券業協会、投資信託協会、日本証券投資顧問業協会、生命保険協会、損害保険協会等との間で 20 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|---------------------------------|---|--------------------|--|
| | <p>年7月から21年3月の間に46回の意見交換会を開催し、ベター・レギュレーションの観点から対話の充実を図った。</p> <p>金融庁ウェブサイトの利便性の向上及び英語版ウェブサイトの掲載情報の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本語版金融庁ウェブサイトにおいて、「談話等」「講演」に係る内容の充実、金融サービスの利用者へ注意喚起を促すページの新設、トップページのレイアウトの見直しを行うなど、金融行政に関する情報へのアクセスの改善を図った。 海外にも積極的に情報発信するため、重要な施策(金融検査評定制度、金融審議会金融分科会第一部会報告、平成20事務年度主要行等向け監督方針ほか)について英文による公表も実施し、英文ウェブサイト掲載情報の更なる充実を図った。 | | |
| <p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p> | <p>施政方針演説等</p> | <p>年月日</p> | <p>記載事項(抜粋)</p> |
| | <p>金融・資本市場競争力強化プラン</p> | <p>平成19年12月21日</p> | <p>より良い規制環境(ベター・レギュレーション)の実現</p> <p>より良い規制環境(ベター・レギュレーション)の実現に向けた取組みを進めていくことは、我が国の金融・資本市場の競争力強化に貢献するものであり、以下の4点を中心とした、規制の質的改善に向けた具体策を推進していく。</p> <p>ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ</p> <p>優先課題の早期認識と効果的対応(リスク・フォーカス、フォワードルッキングなアプローチ)</p> <p>金融機関の自助努力の尊重と金融機関へのインセンティブの重視</p> <p>行政対応の透明性・予測可能性の向上</p> |

| 施策名 | 金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|---|--------------|-------------|--------|--------|--------|-------------|--|-----|----|-------------|----------------------|--|--|-------------|----------------------|------|------|------|-----------------------|------------------------------------|-------------|--|--------|--------|--------|--|--|--|--------------|--|--------|--------|--------|--|
| 施策の概要 | 利用者保護及び金融システムに対する信頼維持の観点から、顧客からの届出の受付体制の整備等、金融機関が迅速かつ適切な対応を図ることにより、預金口座を不正に利用されないようにする必要があるので、金融機関等に対し、不正口座利用に関する情報提供及び迅速かつ適切な取組みの勧奨を実施していく。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等 | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価) 政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性) 預金口座の不正利用を防止するためには、金融機関等に対する不正口座利用に関する情報提供、及び金融機関における当該情報に対する迅速かつ適切な取組みの態勢を図っていく必要がある。</p> <p>(効率性) 当局より金融機関等に対する預金口座の不正利用に関する速やかな情報提供、及び業界団体を通じて傘下金融機関に対する適切な口座管理に一層努めること等の要請を行うことにより、金融機関において、不正に利用された預金口座の利用停止、強制解約等の措置が行われている。</p> <p>(有効性) 金融機関において、口座不正利用問題及び当該問題に対する当局の姿勢についてより一層理解が深まるとともに、当局からの情報提供をもとに行ったものを含め、19年4月から20年3月までの間に、41,972件の利用停止、32,417件の強制解約等の措置が行われており、預金口座の不正利用防止に一定の効果がみられた。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正口座利用に関する金融機関等への情報提供 預金口座の不正利用問題に対する適切な対応について検討・態勢 振り込め詐欺救済法の的確な運用に向けた各金融機関に対する態勢整備の促進 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</p> <table border="1" data-bbox="347 907 1492 1249"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">金融機関の預金口座を不正に利用されないこと</td> <td>口座不正利用防止に伴う口座の利用停止・強制解約等の状況(全銀協公表)</td> <td>利用停止 (件)</td> <td></td> <td>38,740</td> <td>41,606</td> <td>41,972</td> <td></td> <td rowspan="2">利用者保護及び金融システムに対する信頼維持の観点から、顧客からの届出の受付体制の整備等、金融機関が迅速かつ適切な対応を図ることにより、預金口座を不正に利用されないようにする必要があるので。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>強制解約等 (件)</td> <td></td> <td>39,065</td> <td>32,622</td> <td>32,417</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | | 達成目標 | 指標名 | 単位 | 基準値 (年度) | 実績値 | | | 目標値 (年度) | 達成目標・指標の 設定根拠・考え方 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 金融機関の預金口座を不正に利用されないこと | 口座不正利用防止に伴う口座の利用停止・強制解約等の状況(全銀協公表) | 利用停止 (件) | | 38,740 | 41,606 | 41,972 | | 利用者保護及び金融システムに対する信頼維持の観点から、顧客からの届出の受付体制の整備等、金融機関が迅速かつ適切な対応を図ることにより、預金口座を不正に利用されないようにする必要があるので。 | | 強制解約等 (件) | | 39,065 | 32,622 | 32,417 | |
| 達成目標 | 指標名 | 単位 | 基準値 (年度) | 実績値 | | | 目標値 (年度) | | | | | 達成目標・指標の 設定根拠・考え方 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 17年度 | 18年度 | 19年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 金融機関の預金口座を不正に利用されないこと | 口座不正利用防止に伴う口座の利用停止・強制解約等の状況(全銀協公表) | 利用停止 (件) | | 38,740 | 41,606 | 41,972 | | 利用者保護及び金融システムに対する信頼維持の観点から、顧客からの届出の受付体制の整備等、金融機関が迅速かつ適切な対応を図ることにより、預金口座を不正に利用されないようにする必要があるので。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 強制解約等 (件) | | 39,065 | 32,622 | 32,417 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | <p>不正口座利用に関する金融機関等への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正口座利用に関する金融機関等への情報提供を行い、広く一般に預金口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、引き続き、情報提供件数等を四半期毎に当庁ホームページにおいて公表した(平成20年10月(20年7月～9月分)及び21年1月(20年10月～12月分)に公表)。 なお、20年7月から12月の間に金融庁及び全国の財務局等から金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数は2,655件、これを受け金融機関が行った利用停止は1,651件、強制解約等は816件となっている。 <p>預金口座の不正利用問題に対する適切な対応について検討・態勢、振り込め詐欺救済法の的確な運用に向けた各金融機関に対する態勢整備の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20事務年度主要行等、中小・地域金融機関向け監督方針において、金融機能の不正利用の防止に向けた対策を、監督上の重点事項とした。 金融庁、警察庁及び全国銀行協会との間で意見交換を行い、20年10月を「振り込め詐欺対策強化月間」とし、三者が協力して振り込め詐欺対策を進めた。 業界団体等との意見交換会において、振り込め詐欺の未然防止に向けATM関連対策を含めた積極的な取組みを促すとともに、振り込め詐欺救済法の運用にあたり被害者救済に向けた対応に努めるよう要請した。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの) | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | - | - | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 施策名 | 人材の育成・強化のための諸施策の実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|---|---------|-------------|-------|-------|-------|-------------|--|-----|----|-------------|----------------------|--|--|-------------|----------------------|------|------|------|-------------------|------------------------|-------|--------|----|----|----|--|--|---------|--------|-------|-------|-------|--|
| 施策の概要 | ベター・レギュレーションに向けての取組みを実現させていくためには、金融庁職員がその資質の向上を図ることが前提となる。職員の専門能力の向上に向け、研修の充実、人事制度上の工夫など、様々な方策に取り組む。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等 | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>政策の達成に向けて一定の成果が上がっているものの、環境の変化等も踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性)</p> <p>金融の高度化・複雑化に的確に対応していくためには、高度な専門知識を有する職員の確保・育成が必要不可欠であり、専門性向上に資する任用体制の確立や研修内容の充実・強化、民間企業経験者や専門家の積極的な確保を図っていくことが必要である。</p> <p>(効率性)</p> <p>高度な専門知識を有する職員を育成していくため、各役職において求められる知識・能力や業務の専門性を高める研修を行うなど、研修内容の充実・強化を図っていく必要がある。また、金融実務に関する専門的な研修については、職員が必要とする研修科目を選択受講できるよう受講機会の拡大を図るなど、効率的な実施を図っていく必要がある。</p> <p>(有効性)</p> <p>金融実務に関する専門的な研修について、「テーマ別研修」の新設等、受講機会を拡大したことなどから、受講人数が前年度に比べ増加しており、専門的な知識を付与する機会として一定の成果があったものと考えている。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 研修内容の充実・強化 任用体制の確立・任用の柔軟化 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="347 909 1481 1238"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">行政ニーズに応じた人材の育成・確保</td> <td rowspan="2">研修の実施状況等 (対前年度比で測定)</td> <td>受講コース</td> <td>(17年度)</td> <td>41</td> <td>51</td> <td>58</td> <td></td> <td rowspan="2">金融・資本市場の複雑化や国際化に対応していくためには、金融庁人材強化プログラムに基づき、高度な専門知識を有する職員の育成が必要不可欠である。</td> </tr> <tr> <td>受講者数(人)</td> <td>(17年度)</td> <td>3,120</td> <td>3,467</td> <td>5,372</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | | 達成目標 | 指標名 | 単位 | 基準値 (年度) | 実績値 | | | 目標値 (年度) | 達成目標・指標の 設定根拠・考え方 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 行政ニーズに応じた人材の育成・確保 | 研修の実施状況等 (対前年度比で測定) | 受講コース | (17年度) | 41 | 51 | 58 | | 金融・資本市場の複雑化や国際化に対応していくためには、金融庁人材強化プログラムに基づき、高度な専門知識を有する職員の育成が必要不可欠である。 | 受講者数(人) | (17年度) | 3,120 | 3,467 | 5,372 | |
| 達成目標 | 指標名 | 単位 | 基準値 (年度) | 実績値 | | | 目標値 (年度) | | | | | 達成目標・指標の 設定根拠・考え方 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 17年度 | 18年度 | 19年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 行政ニーズに応じた人材の育成・確保 | 研修の実施状況等 (対前年度比で測定) | 受講コース | (17年度) | 41 | 51 | 58 | | 金融・資本市場の複雑化や国際化に対応していくためには、金融庁人材強化プログラムに基づき、高度な専門知識を有する職員の育成が必要不可欠である。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 受講者数(人) | (17年度) | 3,120 | 3,467 | 5,372 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | <p>専門性向上のための研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度から、各役職において求められる知識・能力や業務の専門性を高めるため役職別理論研修を実施したほか、金融実務に関する専門的な知識を付与する「テーマ別研修」を新設する等、研修内容の充実・強化を図った。 21年度についても、同様に実施するほか、新たな「テーマ別研修」を導入する等、研修内容の充実・強化を図ることとした。 <p>任用体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> 20年7月期異動において、同年1月に実施したキャリアパスに関するアンケート結果に配意した任用を行うとともに、リスク管理や情報システム等、特に専門性が求められる部署に若手職員を配属させ育成を目指すなど、専門性に資する任用体制の確立に向けた取組みを実施した。 <p>任用の柔軟化</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門性の高い人材を積極的に採用した。 19年12月に募集した全庁的な社会人経験者採用につき、20年6月から8月にかけて計10名を採用するとともに、20年9月と21年3月にも同様の募集活動を実施した。 <p>予算要求</p> <ul style="list-style-type: none"> 人材の育成・強化のため、21年度予算要求を行い、予算措置(57百万円)された。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの) | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | - | - | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| <p>施策名</p> | <p>行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|--|----|--------------|------------|----------|----------|-------------|---|-----|----|-------------|----------------------|--|--|-------------|----------------------|------------|----------|----------|-----------------------------|-----------------------------------|--|--------------|--|--|--|--|---|-------------------|-----------------|---|--|---|---|---|--|---|
| <p>施策の概要</p> | <p>電子政府の構築は、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に資するため、金融庁としても「電子政府構築計画」等に則し、業務・システムの最適化の取組みを行う。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p> | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>業務・システムの最適化の実施</p> <p>政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。ただし「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」については、現時点では成果の発現は予定されていないが、政策の達成に向けた制度構築が行われており、引き続きこれまでの取組みを進めていく必要がある。</p> <p>情報システム調達の適正化</p> <p>政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(必要性)</p> <p>「今後の行政改革の方針」(平成 16 年 12 月 24 日閣議決定)において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。また、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成 16 年 3 月 30 日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承)において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。</p> <p>(効率性)</p> <p>情報システム調達への全庁的な取組みを強化するため、17 年 4 月に長官、各局長等をメンバーとする「金融庁情報システム調達会議」を設置し、契約方針、随意契約を行う場合はその理由、契約金額等の妥当性の審議を行い、情報システム調達の適正化に取り組んだ。また、一定規模以上のシステム開発に当たっては、CIO 補佐官が参画して仕様書・見積り等の検証を行うなど、徹底した仕様書等の見直し・合理化によるコストの適正化を図った。</p> <p>(有効性)</p> <p>金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」「金融庁ネットワーク(共通システム)最適化計画」を実施していくことにより、業務処理時間や経費の削減などの効果が見込まれる。</p> <p>については平成 21 年度から業務処理時間や経費の削減などの効果が見込まれ、については平成 20 年度から業務処理時間や経費の削減などの効果が見込まれる。については金融庁ネットワークの再構築に伴い、平成 18 年度 13,610 千円、平成 19 年度 33,105 千円の経費削減が図られた。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務・システム最適化の実施に向けたシステム設計・開発等の推進 ・ 調達の公平性・透明性の確保 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="347 1227 1481 1809"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>平成17 年度</th> <th>18 年度</th> <th>19 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること</td> <td>業務・システム最適化計画に基づく経費や業務処理時間の削減などの効果</td> <td></td> <td>上記(有効性)欄を参照。</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>「今後の行政改革の方針」(平成 16 年 12 月 24 日閣議決定)において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。</td> </tr> <tr> <td>情報システム調達の適正化を図ること</td> <td>情報システム調達会議の開催実績</td> <td>回</td> <td></td> <td>4</td> <td>7</td> <td>6</td> <td></td> <td>「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成 16 年 3 月 30 日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承)において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | | 達成目標 | 指標名 | 単位 | 基準値 (年度) | 実績値 | | | 目標値 (年度) | 達成目標・指標の 設定根拠・考え方 | 平成17 年度 | 18 年度 | 19 年度 | 可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること | 業務・システム最適化計画に基づく経費や業務処理時間の削減などの効果 | | 上記(有効性)欄を参照。 | | | | | 「今後の行政改革の方針」(平成 16 年 12 月 24 日閣議決定)において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。 | 情報システム調達の適正化を図ること | 情報システム調達会議の開催実績 | 回 | | 4 | 7 | 6 | | 「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成 16 年 3 月 30 日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承)において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。 |
| 達成目標 | 指標名 | 単位 | 基準値 (年度) | 実績値 | | | 目標値 (年度) | | | | | 達成目標・指標の 設定根拠・考え方 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 平成17 年度 | 18 年度 | 19 年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること | 業務・システム最適化計画に基づく経費や業務処理時間の削減などの効果 | | 上記(有効性)欄を参照。 | | | | | 「今後の行政改革の方針」(平成 16 年 12 月 24 日閣議決定)において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める。」こととされている。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 情報システム調達の適正化を図ること | 情報システム調達会議の開催実績 | 回 | | 4 | 7 | 6 | | 「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成 16 年 3 月 30 日改定。情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承)において、「極端な安値落札などの問題の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構築を実現する」こととされている。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>政策評価の結果の政策への反映状況</p> | <p>業務システム最適化の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」については、19 年度に行った調達が不調となったことから、スケジュールの変更を行うとともに平成 20 年 8 月に最適化計画の改定を行った。その後、仕様書についての業者説明会などを経て 21 年 2 月に設計・開発事業者の調達に係る入札公告を行った。 ・ 「有価証券報告書等に関する業務の業務システム最適化計画」及び「金融庁ネットワーク(共通システム)最適化計画」については、19 年度に構築が完了した情報システムの運用・保守等を実施するとともに、最適化状況を把握し、評価を行った。 <p>情報システム調達の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報システム調達の適正化のため、情報システム調達会議を開催し、開催に当たっては、事前に | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | <p>CIO(情報化統括責任者)補佐官等をメンバーとする事前審査会を行った。また、CIO補佐官が調達内容を検証するなど、積極的に関与した。</p> <p>予算要求、機構・定員要求</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」について設計・開発事業者の調達のため、21年度予算要求を行い、予算措置(337百万円)された。 ・情報システムの管理体制強化のため、21年度機構・定員要求を行い、情報企画調整官(1名)が措置された。 | | |
|--------------------------|--|---------------------|--|
| 関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの) | 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項(抜粋) |
| | <p>経済財政改革の基本方針 2007</p> | <p>平成 19年6月 19日</p> | <p>第2章 成長力の強化</p> <p>1. 成長力加速プログラム</p> <p>サービス革新戦略</p> <p>(1) IT革新</p> <p>世界最先端の電子政府の実現</p> <p>5年以内を目途に国民に使い勝手の良い世界最先端の電子政府を実現するべく、ユーザーの視点に立った利便性の向上等を念頭に置き、紙をベースとした既存の手続を根本的に見直し、業務・システムの最適化等の施策を講ずる。</p> |

| 施策名 | 専門性の高い調査研究の実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-----|-------------|------|------|------|-------------|---|-----|----|-------------|----------------------|--|--|-------------|----------------------|------|------|------|--|-------------------------|--|--|--|--|--|-------|---|
| 施策の概要 | 金融を取り巻く環境は、情報通信技術の発展等により、更に高度化、複雑化、国際化等が進展している。金融情勢の変化に的確に対応し、適切な行政運営を確保するため、専門性の高い調査研究を行い、庁内へのフィードバックを一層充実させる。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等 | <p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>政策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある。</p> <p>(必要性)</p> <p>近年の金融をめぐる情勢の変化をみると、急激に高度化、複雑化、国際化が進んでおり、また、諸外国の金融環境、金融監督体制が急速に変化している状況に鑑みると、以前にも増して諸外国の金融制度や金融情勢の調査・比較検討が求められているなど、あらゆる分野において専門性の高い調査研究の実施が必要である。</p> <p>(効率性)</p> <p>研究官等による研究結果をディスカッションペーパーおよびFSAリサーチレビューで公表し、職員にフィードバックすることで、職員の専門性・先見性向上に貢献している。また、外部有識者を招いて研究会、勉強会等を行うことにより、職員の専門性・先見性向上の機会が提供され、関係部局との相互交流が促進されたと考えている。</p> <p>(有効性)</p> <p>研究官等の調査研究成果のフィードバックや、外部有識者を招いて行った研究会・勉強会などを通じ、庁内職員が学会・実務界の最新情報に接し、研究成果に対する庁内職員の理解が促進されるなど、職員の専門性・先見性の向上のために有効であると考えている。</p> <p>(反映の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究内容の拡充、職員の専門性・先見性の向上 研究成果の活用方法等の充実 庁内外との情報交流の充実、研究活動の更なる向上 <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="347 1037 1485 1429"> <thead> <tr> <th rowspan="2">達成目標</th> <th rowspan="2">指標名</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">基準値 (年度)</th> <th colspan="3">実績値</th> <th rowspan="2">目標値 (年度)</th> <th rowspan="2">達成目標・指標の 設定根拠・考え方</th> </tr> <tr> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融行政の専門性向上のための調査研究や情報収集・分析を行い庁内へ提供すること</td> <td>金融行政の専門性向上のための調査研究の実施状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(毎年度)</td> <td>金融情勢の変化に的確に対応しつつ、適切な行政運営を確保していくため、金融環境に対応した様々なテーマについて調査研究を実施し、その成果の還元や庁内関係部局・外部有識者等との情報交流により、職員の専門性・先見性の向上を図っていく。</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | | 達成目標 | 指標名 | 単位 | 基準値 (年度) | 実績値 | | | 目標値 (年度) | 達成目標・指標の 設定根拠・考え方 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 金融行政の専門性向上のための調査研究や情報収集・分析を行い庁内へ提供すること | 金融行政の専門性向上のための調査研究の実施状況 | | | | | | (毎年度) | 金融情勢の変化に的確に対応しつつ、適切な行政運営を確保していくため、金融環境に対応した様々なテーマについて調査研究を実施し、その成果の還元や庁内関係部局・外部有識者等との情報交流により、職員の専門性・先見性の向上を図っていく。 |
| 達成目標 | 指標名 | 単位 | 基準値 (年度) | 実績値 | | | 目標値 (年度) | | | | | 達成目標・指標の 設定根拠・考え方 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 17年度 | 18年度 | 19年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 金融行政の専門性向上のための調査研究や情報収集・分析を行い庁内へ提供すること | 金融行政の専門性向上のための調査研究の実施状況 | | | | | | (毎年度) | 金融情勢の変化に的確に対応しつつ、適切な行政運営を確保していくため、金融環境に対応した様々なテーマについて調査研究を実施し、その成果の還元や庁内関係部局・外部有識者等との情報交流により、職員の専門性・先見性の向上を図っていく。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | <p>研究成果の庁内へのフィードバック・関係部局との相互交流</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究官等によるディスカッションペーパーのホームページ掲載(7本)を行うとともに、庁内の論文検討会として論文ワークショップ等を6回開催した。 庁内各部局からの要請に基づく専門的知識・技術の提供等により、研究成果のフィードバック及び関係部局との相互交流の促進を図った。 金融をはじめ様々な分野の実務家研究者等を講師とする、庁内職員が自由に参加できる勉強会を計11回(通算では138回)開催したほか、研究活動の一環として3研究会を開催した。 <p>研究の質の向上と研究分野数の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融研究研修センターの研究論文及び活動報告を所収した「FSAリサーチ・レビュー」第5号を平成21年3月に発行し、ホームページ掲載のほか研究機関、大学図書館、シンクタンク等約500箇所配布やウェブ案内を行った。 21年2月に第5回国際コンファレンス「決済システムの強化を考える アジアにおける決済の円滑化と資金循環の活発化」を開催し、国内外の研究機関、研究者、政府機関、金融機関の実務者との交流を行った。 <p>予算要求</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融研究会関係経費、研究論文執筆関係経費等のため、21年度予算要求を行い、予算措置(8百万円)された。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関係する施政方 | | 年月日 | 記載事項(抜粋) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|---------------------------|---|---|---|
| 針演説等内閣の 重要政策(主な もの) | - | - | - |
|---------------------------|---|---|---|

表 4 - 事業評価方式により事後評価した政策

| 政策の名称 | 少額短期保険募集人管理業務システム開発 |
|-------------------------|---|
| <p>政策評価の結果の概要</p> | <p>(達成目標) 少額短期保険募集人登録等の管理業務をシステム化することにより、もって登録申請者の利便性の向上を図るとともに、登録等管理業務を行う財務局職員の業務効率化を図り、また、少額短期保険募集人のデータベース化により、募集人情報の検索が可能な環境を整備すること。</p> <p>(具体的成果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 19 年度までに 31 業者が少額短期保険業者として登録されており、これらの募集人登録等について、募集人情報のデータベース化による検索時間の短縮による事務の効率化、電子データ管理による情報管理スペースの省スペース化等が図られた。 ・ 少額短期保険業者の登録が大幅に増加した際にも、システム化により迅速かつ効率的に審査・登録手続きを行うことができた。 ・ 少額短期保険業の登録後、直ちに営業開始を要望する業者にも対応することが可能となるなど、申請者の利便性向上にも資することとなった。 <p>(必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 少額短期保険募集人に対する監督業務の実施を支援するものであることから、国が直接行うべき業務であり、本システムの開発により、申請者の持込・郵送等にかかる負担軽減及びこれに伴う紛失・個人情報漏洩等のリスク軽減が図られるものと考えている。 ・ 少額短期保険業制度の導入は 18 年 4 月であったことから、本システムの開発は極めて緊急性の高いものであった。 <p>(効率性)</p> <p>少額短期保険業制度の導入に伴い、新たな事務が発生することとなったものですが、本システムにより、募集人情報のデータベース化等による当庁の募集人管理事務の効率化が図られた。</p> <p>(有効性)</p> <p>募集人情報のデータベース化、電子データ管理による情報管理スペースの省スペース化により、登録事務等の効率化のために必要な情報処理が可能となり、かつ情報管理面での安全性を図ることが可能となった。</p> <p>(総括)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本システムの開発により、申請者の利便性の向上、登録事務及び管理事務の迅速化・効率化、情報管理面での安全性の向上等を図ることができた。 ・ 少額短期保険業制度が導入されてから 2 年しか経過していないことから、今後は募集人登録申請等の増加が見込まれ、成果は今後も順次上がってくるものと考えている。 |
| <p>政策評価の結果の政策への反映状況</p> | <p>平成 20 年度においても、少額短期保険業者の登録数が増加する中（20 年度末で 64 業者が登録）、本システムの活用により、少額短期保険募集人の登録事務の効率的かつ迅速な処理がはかられている。</p> |

| | |
|------------------|---|
| 政策の名称 | バーゼル の国内実施に伴う審査・承認業務等に対応したシステムの整備 |
| 政策評価の結果の概要 | <p>(達成目標) 金融機関のリスク計測手法等の適切性について検証を行うとともに、自己資本比率の計算結果等について効率的・効果的なモニタリングを行うこと。</p> <p>(具体的成果) 信用リスクの基礎的内部格付手法については、18 年度中に、各金融機関に対する年2回の予備計算ヒアリング等を通じて審査を行い、12グループ19先に対して承認を行った(19年3月)。また、19 年度においても同様の審査を行い、基礎的内部格付手法については3グループ5先、オペレーショナル・リスクの先進的計測手法については1グループ4先に対する承認を行った(20 年3月)。また、承認後のフォローアップとして、各金融機関のリスク計測手法等の適切性について、本システムにより検証を行い、効率的・効果的なモニタリングを行った。</p> <p>さらに、バーゼル の適用が開始された18年度末以降、監督当局の承認を要しない手法を採用している金融機関を含め、全ての預金取扱金融機関(20 年3月末現在、677 先)が、修正後の報告様式に基づき、自己資本比率の計算結果等の報告を行っている。</p> <p>(必要性) 内部格付手法等の先進的な計測手法の検証については、各国の監督当局が承認を行うにあたり、各金融機関のリスク計測手法等の適切性を十分に検証することとされており、我が国においても国が直接行うべきものである。</p> <p>(効率性) 限られた人員により、各金融機関のリスク計測手法及びその計測結果等について高度な統計分析等を行い、バーゼル の国内実施に必要な審査・承認やオフサイト・モニタリングを効率的・効果的に実施していくことは、他の代替手段では不可能であり、システムの機能強化を行うことは、事務運営上、適正な手段であった。</p> <p>(有効性) バーゼル の適切な国内実施を通じて、金融機関のリスク管理の高度化を促すことは、不良債権問題の再発防止等、将来にわたる金融システムの安定化や、監督当局としての監督手法の更なる向上に資する。</p> <p>(総括) 18 年度において、本システムの構築が完了したことにより、限られた人員の下で、バーゼル に基づく審査・承認業務やオフサイト・モニタリングを効率的・効果的に行うことが可能となった。 今後は、国際的な議論の動向を踏まえつつ、必要に応じて監督当局としての検証方法の見直しやそのためのシステムの機能改修等を行っていく必要がある。</p> |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 本システムを活用することにより、内部格付手法等の審査・承認業務やオフサイト・モニタリングを効率的に行った。平成 21 年度においても引き続き、本システムを活用することで、当該業務の効率的な運用を図ることとする。 |

| | |
|------------------|--|
| 政策の名称 | オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化 |
| 政策評価の結果の概要 | <p>(達成目標) 効果的なオフサイト・モニタリングの実施を支援すること。</p> <p>(具体的成果) 証券会社及び保険会社に関する事務を新システムへ移行したことによって、オンラインでデータ徴求が可能になったことに加え、様式の変更・追加が柔軟に行えるようになった。 また、16年10月から新システムで利用を開始している預金取扱金融機関について、制度の見直しに対応した徴求項目の追加・変更等を行ったことにより、効果的なオフサイト・モニタリングの実施が可能となった。</p> <p>(必要性) コンピュータ・システムの機能強化により、国固有の責務である金融機関等の監督について、オフサイト・モニタリングの効果的な実施を支援するものであり、国が直接行うべき業務である。 監督部局の限られた人員により、金融機関に対して有効なオフサイト・モニタリングを行うためには、報告・分析の対象となる情報の処理をコンピュータ・システムで効率的に行うことが不可欠である。また、さらに効果的なオフサイト・モニタリングを実施するためには、新たな制度改正等の金融機関をとりまく状況の変化に対応した機能強化を早急に行う必要があった。</p> <p>(効率性) 新システムでは、オンラインでのデータ徴求が可能となった。これによって、即時でのデータの形式的なエラーチェックが可能になるなど、監督部局及び金融機関において事務の効率化や利便性の向上が図られた。</p> <p>(有効性) 新システムは、新たな制度改正等の行政課題への対応を想定し、徴求項目の追加・変更、多様な分析など、機能追加が柔軟に対応できるシステムとなった。 また、データを暗号化し、オンラインでデータ徴求を行うことが可能であるため、情報管理面においても安全性が向上したほか、財務事務所まで展開されたことから、迅速なデータ処理が可能となり、中小・地域金融機関への深度あるモニタリングをよりタイムリーに実施できるようになった。</p> <p>(総括) 19年4月に保険会社を新システムへ移行したことをもって、新システムの構築は完了した。これまでの取組みによって、限られた人員・予算の下で、検査と検査の間においても金融機関等の経営状況等の継続的な把握などのオフサイト・モニタリングを効果的に実施することが可能となった。 今後は、金融機関を取り巻く状況の変化を踏まえ、システムの更なる機能強化等の検討が必要である。</p> |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | <p>本システムの活用により、効果的なオフサイト・モニタリングに取り組みつつ、金融機関を取り巻く状況の変化を踏まえ、システムの更なる整備等を進めており、平成20年度においては、徴求項目の追加・変更に係るシステムの変更開発や、制度改正に伴う分析機能の修正等を行った。</p> |

| | | | | | | | | | |
|------------------|--|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 政策の名称 | 有価証券報告書等に関する電子開示システム(EDINET)の更なる基盤整備等 | | | | | | | | |
| 政策評価の結果の概要 | <p>(達成目標) EDINETサイトへのアクセス件数の増加。</p> <p>(目標の達成度合いの結果) 提出会社数の増加及び開示書類等蓄積データの増加に伴い、インターネットを通じた情報公開サーバーへのアクセス件数(月平均)は、増加傾向にあり、システムの継続的な基盤整備による効果を表している。</p> <p>【EDINETサイトへのアクセス件数(月平均)】 (単位:件)</p> <table border="1" data-bbox="400 461 1085 526"> <tr> <td>16 事務年度</td> <td>17 事務年度</td> <td>18 事務年度</td> <td>19 事務年度</td> </tr> <tr> <td>152,000</td> <td>277,000</td> <td>321,000</td> <td>396,000</td> </tr> </table> <p>(注1) 事務年度は、7月～翌年6月末。 (注2) 19事務年度は、新システムが20年3月17日から稼動したため、19年7月1日から20年3月16日までの参考数値。</p> <p>(予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果) 平成17年度システム第二次開発において、システム開発に必要な企業内容等の開示に関する内閣府令(素案)の策定が18年2月にずれ込んだことに伴い、仕様検討及び開発時期が後ろ倒しとなり、開発の完了時期が同年8月となることが予想された。このため、システムの第二次開発に関する予算を繰越明許費として次年度に繰り越したものであり、当該予算執行の弾力化によってEDINETの継続的な基盤整備を図ることができた。</p> <p>(進捗状況及び今後の見通し) 利用者の利便性の向上等、緊急性を要しないシステム開発については、再構築におけるシステム開発において検討することとし、二重投資となりかねないシステム投資を防止するよう、EDINETのシステム開発を行った。 なお、20年3月17日より再構築後の新システムが稼動している。</p> | 16 事務年度 | 17 事務年度 | 18 事務年度 | 19 事務年度 | 152,000 | 277,000 | 321,000 | 396,000 |
| 16 事務年度 | 17 事務年度 | 18 事務年度 | 19 事務年度 | | | | | | |
| 152,000 | 277,000 | 321,000 | 396,000 | | | | | | |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | <p>「EDINET運用改善に関する論点整理」を踏まえ、虚偽のおそれのある大量保有報告書等についてのシステムによるチェック機能の強化等のため、平成21年度においてシステム開発を実施することとした。</p> <p>上記論点整理を受け、一部改正された「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令」が20年12月に施行され、これにあわせて届出書の記載事項として資本金を追加するシステム変更開発を行った。</p> <p>また、XBRLタクソノミの国際的共通化を推進するため、当局、米国証券取引委員会(SEC)、国際会計基準委員会財団(IASCF)の三者間において、国際会議を行った。</p> | | | | | | | | |

| | |
|------------------|--|
| 政策の名称 | 最適化計画の実施に伴う有価証券報告書等に関する電子開示システム(EDINET)の再構築 |
| 政策評価の結果の概要 | <p>(達成目標) 18年度から着手したシステム開発及びタクソニ開発を終了し、再構築後のシステムを稼働させること。</p> <p>(目標の達成度合いの結果) 18年度において、タクソニ開発、システム開発等を行うなど、最適化計画に基づいたEDINETの再構築を実施し、新システムが20年3月17日に稼働した。EDINETの再構築においては、XBRLの導入により開示情報の二次利用性及び開示書類等利用者の利便性の向上等が期待されるとともに、審査支援機能の充実・強化、類似機能の統廃合によるコスト削減が図られた。</p> <p>(予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果) 再構築にあたっては、パイロット・システム構築から本番システムの構築まで約2年程度の期間を要することが予想されたため、再構築に関する契約にあたっては、再構築期間に応じて国庫債務負担行為を活用した複数年契約を採用した。これにより、単年度毎に入札・契約をする場合に比し、費用の低減及び業務の効率化等が図られた。</p> <p>(進捗状況及び今後の見通し) 業務・システム最適化計画に基づくEDINETの再構築を実施し、20年3月より新システムが稼働している。今後、24年度まで国庫債務負担行為にて運用経費を計上し、運用を実行する。</p> |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | 最適化計画に基づき、EDINETの運用を実施し、当該システムは安定的に稼働している。 |

| | |
|------------------|--|
| 政策の名称 | 公認会計士試験に係るコンピュータ・システムの構築 |
| 政策評価の結果の概要 | <p>(達成目標) 公認会計士試験受験者に対する成績通知率の向上(19年度:目標70%) インターネットを経由した情報提供サービスへのアクセス件数の増加(19年度:目標75千件)</p> <p>(目標の達成度合いの結果) システム開発において、免除申請情報を適正に管理する機能や合否判定機能等に加え、成績通知に係る機能を開発し、平成18年以降の公認会計士試験論文式試験において、成績通知率は100%となった。 また、システム開発により、試験結果の迅速な公表や多角的なデータ分析による受験者への詳細な情報提供が可能となった。 こうして分析・集計した資料はインターネットを通じ受験者等に情報提供を行っており、情報提供サイトへのアクセス件数は210,531件となり、18年度の175,999件からさらに増加し、目標件数75,000件を大幅に上回った。</p> <p>(予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果) 運用支援及び機器借入契約については、複数年度で契約締結することにより、単年度契約の場合よりも費用が抑えられた。</p> <p>(進捗状況及び今後の見通し) 本システムは、平成18年から実施されている新公認会計士試験の円滑な実施に向けて17年度及び18年度に開発を行い、18年1月から随時運用を開始した。免除申請情報を適正に管理する機能や合否判定機能等を開発したことにより、新試験制度に対応した試験事務を迅速に行うことが可能となったことに加え、受験者等に提供する情報を充実させた結果、毎年度、目標は達成された。 なお、19年度においては、公認会計士試験の実施の更なる改善に向けて検討が行われ、ここで検討された改善策に対応するため、20年度に本システムの追加機能の開発を行った。</p> |
| 政策評価の結果の政策への反映状況 | <p>平成20年度のインターネットを経由した情報提供サービスへのアクセス件数は229,333件となり、19年度の210,531件からさらに増加した。 なお、短答式試験の実施回数の増加等に伴って増大する試験実施事務の効率化・円滑化を図るため、20年度において、コンピュータ・システムの追加機能の開発を行った。</p> |

表 4 - 総合評価方式により事後評価した政策

| 政策の名称 | 金融システム改革(日本版ビッグバン) |
|-------------------------|--|
| <p>政策評価の結果の概要</p> | <p>1. 必要性の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金余剰の時代にあっては、家計部門の金融資産がより有利に運用されるとともに、次代を担う成長産業へ資金を供給していくことが重要である。そのためには、銀行中心の金融システムを転換し、市場型金融の裾野を広げる制度改革が必要である。 ・ 日本版ビッグバンの取組みは、バブル経済の崩壊の影響が一段落した平成8年当時において、市場型金融の裾野を広げることを通じて複線的な金融システムへの移行を指向する、極めて時宜を得た必要性の高い政策であった。 <p>2. 効率性の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ビッグバン方式と呼ばれる抜本的な規制緩和は、過去の漸進的な金融制度改革には見られないもので、その政策立案及び実施過程は、極めて効率的であった。 ・ 横断的な制度整備などは、今後これまで以上に金融環境の変化を先読み(フォワード・ルッキング)し、迅速に進めていく必要がある。 ・ 今後取り組む必要がある金融・資本市場の競争力強化といった目標に対しては、金融行政面からの対応だけでは改革の効率性が低下する可能性があり、改革の効率性向上のためには、税制や土地利用、あるいは教育といった多方面からの国家的取組みが必要である。 <p>3. 有効性の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融技術の発展によって銀行・信託・証券・保険の境界が低くなってきており、特に法人向けの取引では外資を含めた競争は、以前にも増して激しくなっている。競争促進を目的とした規制緩和は、概ね有効に機能した。 ・ 連結重視や減損会計に代表される会計分野のビッグバンは、当初の目的であった企業経営の透明化の促進にとどまらず、それによる企業経営の評価を通じて企業の体質強化・競争力強化につながるなど、大きな成果があった。 ・ 市場型金融を拡大させるためには、市場の公正性・透明性を確保するための制度整備が必要である。不正行為を行った主体への市場による規律による影響(退出圧力)を見ると、不正行為の摘発と課徴金制度を始めとしたエンフォースメントの強化等が、有効に機能し始めているといえる。 <p>4. 総括的評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本版ビッグバンは規制緩和のプロセス自体を漸進的なものから抜本的なものに変革した。制度基盤整備も、着実に進みつつある。 ・ ただし、アジアなどの新興市場が著しい成長をみせており、相対的に国際競争力が高まったとは必ずしも言えない。 ・ 金融商品の多様化が進み、市場の公平性・透明性を確保するための制度整備が進んだ中で、投資経験の少ない者の市場参加が進むよう、今後も改革(投資促進・利用者保護・金融教育等)継続が必要。 ・ 国際金融センターとしての競争力は金融機能の向上が最重要要素であり、フリー・フェア・グローバルの3原則に則った改革の継続は、国際競争力向上の必須条件。そのため、従来のような金融分野のみの改革では不十分。税制、土地利用、教育を含めた総合的かつ国家的な取組みが求められる。 |
| <p>政策評価の結果の政策への反映状況</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ プロ向け市場の創設、ETFの多様化、銀行・保険会社グループの業務範囲の拡大、課徴金制度の見直し等の制度整備を講ずる「金融商品取引法等の一部を改正する法律」を施行した(一部を除く。)(平成20年12月)。 ・ 券面の存在を前提として行われてきた株主権の管理を、証券会社等の口座において電子的に行う株券電子化制度を規定した「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」を施行した(21年1月)。 ・ 信用格付業者に対する公的規制の導入、金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)の創設、金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ等の制度整備を講ずる「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した(21年3月)。 ・ 資金移動業の創設や資金清算機関等についての制度整備の措置を講ずる「資金決済に関する法律案」を国会に提出した(21年3月)。 |